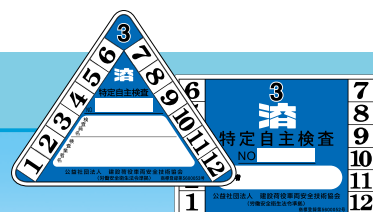


建設荷役車両



VOL.43 No.253

第**253**号
2021-5

令和3年5月1日発行（隔月1回1日発行）



公益
社団法人

建設荷役車両安全技術協会
SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES

URL <http://www.sacl.or.jp>



建設車両用タイヤに待望の新シリーズ登場！！



クッション性に優れた
穴あきノーパンクタイヤ

製品サイズ

- ・16.00-25
- ・17.5-25
- ・20.5-25
- ・23.5-25 他各種

大型ホイールローダー対応!!
各機種用ホイールも製作します
ホイールとセットで更にお買い得!

スノー用パターン
大型ニューマチックタイヤ

製品サイズ

- ・16.9-24 12PR TL
- ・17.5-25 12PR TL (今冬販売開始)
- ・20.5-25 16PR TL (今冬販売開始)

大好評スノーパターンに
待望の大型サイズ登場!!
ピン打ち場所もしっかり確保



産業車両用 建設機械用タイヤのことなら

MRC 丸中ゴム工業株式会社

TEL:052-889-5556

FAX:052-889-5558

本社:愛知県名古屋市瑞穂区二野町4-11

URL : <http://www.marunaka-rubber.co.jp>



『建設荷役車両』 253号 (2021・5月号) アンケートのお願い

(公社)建設荷役車両安全技術協会
広報委員会 行 (ご回答期限: 令和3年6月15日)

送信先 FAX : 03-3221-3665
E-mail : koho@sac1.or.jp

※ この用紙は必要な場合はコピーしてお使いください

ご記入頂いたアンケートは、上記宛先まで、FAXもしくはE-mailでご送信下さい。

なお、本アンケートはWEB上からもご回答いただけます。建荷協HPの会員ページより、「機関誌アンケート」にアクセスしてください(詳細は本用紙裏面を参照)。

※回答期限までにご回答を頂いた方の中から抽選でQuoカード1000円分を3名様に贈呈いたします。(結果発表は発送をもって代えさせていただきます)

◆ 下記の記事について、あてはまるものを一つお選びいただき□に✓をご記入ください。

記事 番号	記事 (掲載頁)	読んだ (あてはまるものを一つ選んでください)					読んで いない
		満足(興味 をもった)	やや満足	どちらでも ない	やや不満	不満(興味 をもてず)	
1	広報 令和3年度全国安全週間にあたって(5頁)	☐	☐	☐	☐	☐	☐
2	広報 令和3年「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」の実施について(10頁)	☐	☐	☐	☐	☐	☐
3	広報 令和2年度建設荷役車両特自検強調月間実施結果報告(24頁)	☐	☐	☐	☐	☐	☐
4	広報 特自検記録表の記入要領(抜粋版)の紹介(27頁)	☐	☐	☐	☐	☐	☐
5	広報 グラフで見る特自検 第7回(43頁)	☐	☐	☐	☐	☐	☐
6	広報 特自検Q&A 第7回(46頁)	☐	☐	☐	☐	☐	☐
7	技術解説 衝突軽減システム搭載・お知らせ機能付周囲監視装置FVM2+(48頁)	☐	☐	☐	☐	☐	☐
8	新連載講座 技術・技能の継承(53頁)	☐	☐	☐	☐	☐	☐
9	イラスト災害事例(59頁)	☐	☐	☐	☐	☐	☐
10	安全・技術講座 我が社のセールスポイント(63頁)	☐	☐	☐	☐	☐	☐
11	製品紹介(66頁)	☐	☐	☐	☐	☐	☐

◆ 満足した (または不満の) 記事は、どういう点が良かった (良くなかった) ですか。

記事 番号	良かった (良くなかった) 点

◆ 新連載の「技術・技能の継承」(53頁掲載) はいかがでしたでしょうか。ご感想、ご意見をお聞かせください。

また「特自検Q&A」コーナー(46頁掲載) では、特自検に関する質問を募集しています。
質問は、こちらにご記入ください(欄が足りない場合は自由に用紙を追加してください)。

● 名 前 (フリガナ) :	● 年齢 (任意)	● 性別 (任意)
	歳	男・女
● 勤務先名称 :	● 役職 :	
● 勤務先所在地 : 〒 -		
都 道 府 県	TEL :	
● 職種 (○で囲んでください) : 1 代表・役員 2 営業・サービス 3 設計・技術開発等 4 現業・製造等 5 総務・経理等 6 その他		

ご協力ありがとうございました (ご記入の個人情報は抽選品発送及び個人が特定できない形の集計・調査に使用させていただきます)

■「機関誌アンケート」へのアクセス方法

建荷協ホームページ (<http://www.sacl.or.jp>)

- ➡会員ページ（ユーザー名 saclhp / パスワード saclhp 入力）
 - ➡機関誌アンケート（「253号（2021-5月号）アンケートへ移動」クリック）
- 以下アンケートにお答えください、入力時間は数分です。

会員ページ

The screenshot shows the homepage of the Japan Association of Construction Vehicle Safety (SAJHP). The top navigation bar includes links for 'お問い合わせ' (Inquiry), 'サイトマップ' (Site Map), '利用規程' (Terms of Use), and '会員' (Member), which is highlighted with a red box and a red arrow pointing to it from the text '会員ページ' above. Below the navigation bar are icons for '特自検' (Special Vehicle Inspection), '研修・教育' (Training/Education), '頒布品' (Distributed Items), '災害事例' (Disaster Cases), '協会案内' (Association Information), and '支部' (Branches). The main content area features a large banner for '特自検' (Special Vehicle Inspection) with a photo of a woman and the text '建設荷役車両に関わるすべての企業のために' (For all companies involved in construction and handling vehicles). Below the banner is a section titled '新着情報' (New Information) with two columns of updates. The left column is titled '建荷協からのお知らせ' (Notice from SAJHP) and the right column is titled '行政・関係団体等からのお知らせ' (Notice from Government and Related Organizations).

建荷協からのお知らせ	行政・関係団体等からのお知らせ
2021年1月13日 (株) 東協扱いの詳細記録表を追加	2021年1月6日 【厚労省】「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する

建荷協ホームページ トップページ

より良い誌面作りのため、アンケートにご協力ください。

なお、FAX（もしくはE-mail）とWEB上から重複してアンケートを回答された場合は、WEB上からの回答を採用させていただきます。



- ◆ 令和3年度全国安全週間にあたって
- ◆ 令和3年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」
の実施について
- ◆ 令和2年度建設荷役車両
特定自主検査強調月間実施結果報告
- ◆ 特定自主検査記録表の記入要領(抜粋版)の紹介
- ◆ 新連載講座 技術・技能の継承 第1回



建設荷役車両

2021-05 VOL.43 No.253

INDEX

■ 巻頭言

多様性と調和「国際労働力移動が進む中での日本の課題」 …… 中澤 俊 4

■ 広報

令和3年度全国安全週間にあたってー令和3年度全国安全週間実施要綱ー …… 5

令和3年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について … 10

令和2年度建設荷役車両特定自主検査強調月間実施結果報告 …………… 24

特定自主検査記録表の記入要領（抜粋版）の紹介 …………… 27

グラフで見る特自検 第7回 …………… 43

特自検Q&A 第7回 …………… 46

■ 技術解説

衝突軽減システム搭載・お知らせ機能付周囲監視装置FVM2+ … 泉川 岳哉 48

■ 新連載講座

技術・技能の継承 第1回 …………… 松田 博文 53

■ イラスト災害事例 …………… 59

■ 安全・技術講座

我が社のセールスポイント	63
京都支部 京栄ニチュ株式会社	

■ 製品紹介

電動式フォークリフト「FE25-2」、「FE30-2」/PAT ブレード3Dマシンコントロール仕様ミニショベル「ZX40U-5B」/超大型建物解体専用機「SK1300 DLC」/新型油圧ショベル「HD1025-7」/油圧式アースドリル「KE-1500Ⅲ」（クラムシェル仕様）/小割用油圧圧碎機（3～5ton小割機）「Vss5」/ミニショベル「TB325R」	66
--	----

■ お知らせ

建荷協の動き	73
令和3年度 特定自主検査資格取得研修・教育の予定表	75
令和3年度 各種研修の受講料	83
特定自主検査者資格取得者名簿（令和3年2月1日～令和3年3月31日）...	84
令和3年度版 建荷協発行図書等のご案内	87
支部一覧	91
編集後記	92

- ・機関誌アンケートはWEB上からもご回答いただけます。建荷協HPの会員ページより、「機関誌アンケート」にアクセスしてください（詳細はアンケート用紙裏面を参照してください）。



多様性と調和 「国際労働力移動が進む中での日本の課題」

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会

理事 中澤 俊

(株)豊田自動織機 トヨタ L & F カンパニー サービス部長

これは東京オリパラの基本コンセプトの一つで、人種や宗教などあらゆる面での違いを肯定し認め合うことで社会は進歩するという考えですが、果たして日本の労働現場では、この考えが尊重されているでしょうか。技能実習生の奴隷労働などと海外からも非難されていることは大変残念でもあります。

2016年に100万人を突破した日本における外国人労働者数は増加の一途を辿り、昨年10月時点でも172万人余りと、前年から増加し過去最高を更新しています。出身国で見れば、一位のベトナムが44万人と25%あり、中国、フィリピンと続き、この3か国で全体の6割を超えます。都道府県別に見ると最大は首都圏ですが、技能実習生で見ると九州や中国地方が多く、技能実習生40万人の60%が製造業、17%が建設業となっています。

少子高齢化に伴う国内労働人口の減少は深刻で、例えば特定技能実習生は農業では人手不足の救世主となっており、実習生なくしては立ち行かない状況とされています。

産業車両等の販売店のアフターサービス業務を担うメカニック（テクニシャン）も若年層の労働人口の減少に加え、若者の成り手の少なさもあり、日本でも特に地方においては慢性的な人材不足です。

これは私が昨年まで赴任していた豪州でも同様に、販売の拡大に伴うサービス体制

の整備、テクニシャンの確保は広大な国土も相まって、特に郊外や地方部では常に課題となり、自信を持ってサービスが出来ないため、折角の商談を辞退させていただくことも少なくありません。

慢性的なテクニシャン不足は業界内でも深刻で、豪州政府から助成金が出る見習工制度を活用し、4年の教育後に採用する活動が続けるなどもしていましたが、それでも足りず、国を飛び越えフィリピンまでリクルートに行き、移住希望のある同じ業界のテクニシャンをまとめて採用するなど、外国人労働者の確保で不足を補っていました。

移民国家の豪州は多様性のある国ですので、外国人にもルールをきちんと教育し、相手の文化や宗教の違いを尊重すれば、大きな問題は起きないと考えています。

今やグローバル化によってモノ（物流）だけでなく、ヒト（人材確保）も国境を越えての争奪戦になり始めており、国際労働力移動が起きています。このような時代、より質の高い労働力を確保するという視点を日本も持たないといけなと言われてしています。

アジア各国が農業化から工業化に急速な発展を遂げている中、技能実習生などの外国人労働者を有効に活用できる環境を整えておかないと、いつの日か日本に働きに来る外国人はいなくなると多くの学者が警鐘をならしていますが、その通りだと思います。

令和3年度全国安全週間にあたって －令和3年度全国安全週間実施要綱－

厚生労働省

令和3年3月19日付で厚生労働省厚生労働事務次官より、当協会会長あてに「令和3年度全国安全週間」の実施に伴い、協力依頼がありましたのでお知らせいたします。

厚生労働省発基安 0319 第1号
令和3年3月19日

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会会長 殿

厚生労働事務次官
(公印省略)

令和3年度全国安全週間の実施に伴う協力依頼について

労働災害の防止につきましては、平素から格別の御協力を賜わり深く感謝申し上げます。

厚生労働省におきましては、産業界における自主的な労働災害防止活動を推進するとともに、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図るため、毎年、全国安全週間を主唱しております。

本年も別添の「令和3年度全国安全週間実施要綱」に基づき、7月1日から7月7日までを安全週間、6月1日から6月30日までを準備期間として、

「持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場」

をスローガンとし、全国一斉に積極的な活動を行うこととしました。

つきましては、この週間の趣旨を御理解いただき、関係機関及び傘下の団体等に対する周知等格段の御協力を賜わりますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和3年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で94回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しており、令和2年の労働災害による死亡者数は3年連続で過去最少となる見込みである。

一方、休業4日以上労働災害による死傷者数は、高齢者の労働災害、転倒災害や「動作の反動・無理な動作」による労働災害が年々増加していることに加え、新型コロナウイルス感染症の罹患による労働災害の増加により、平成14年以降で最多となる見込みである。

このような状況において労働災害を減少させるためには、働く高齢者の増加等の就業構造の変化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う社会情勢の変化等に対応し、将来を見据えた持続可能な安全管理を継続して実施していく必要がある。

これにより、すべての働く方が安心して安全に働くことのできる職場の実現を目指すことを決意して、令和3年度全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場

2 期 間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。実施にあたっては、マスク着用、手指消毒、いわゆる「3つの密」を避けるようにする等、新型コロナウイルス感染症に対する基本的な感染防止対策を徹底することはもとより、各自治体等の要請等に

従う。

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報を行う。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

9 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。実施にあたっては、マスク着用、手指消毒、いわゆる「3つの密」を避けるようにする等、新型コロナウイルス感染症に対する基本的な感染防止対策を徹底することはもとより、各自治体等の要請や業界団体が作成する「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」等に従う。

(1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

- ①安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ②安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
- ⑤緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

(2) 継続的に実施する事項

① 安全衛生活動の推進

ア 安全衛生管理体制の確立

- (ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
- (イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
- (ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
- (エ) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立

イ 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

- (ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
- (イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
- (ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
- (エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

ウ 自主的な安全衛生活動の促進

- (ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
- (イ) 職場巡視、4 S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、K Y（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ リスクアセスメントの実施

- (ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- (イ) SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進（「ラベルでアクション」の取組の推進）

オ その他の取組

- (ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- (イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実
- (ウ) 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

② 業種の特性に応じた労働災害防止対策

ア 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

- (ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- (イ) 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知
- (ウ) 職場点検、4 S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、K Y（危険予知）活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化
- (エ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

イ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- (ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施
- (イ) 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施
- (ウ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- (エ) トラックの逸走防止措置の実施
- (オ) トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施

ウ 建設業における労働災害防止対策

- (ア) 一般的事項
 - a 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止用器具の積極的な導入と適切な使用
 - b 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 - c 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
 - d 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
- (イ) 自然災害からの復旧・復興工事の労働災害防止対策
 - a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

エ 製造業における労働災害防止対策

- (ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- (イ) 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進

- (ウ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- (エ) 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- (オ) 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施
- オ 林業の労働災害防止対策
 - (ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
 - (イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保
- ③ 業種横断的な労働災害防止対策
 - ア 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策
 - (ア) 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく措置の実施
 - (イ) 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
 - (ウ) 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
 - (エ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施
 - イ 転倒災害防止対策（STOP！転倒災害プロジェクト）
 - (ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
 - (イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
 - (ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進
 - (エ) 転倒災害防止のため安全衛生教育時における視聴覚教材の活用
 - ウ 交通労働災害防止対策
 - (ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
 - (イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
 - (ウ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
 - (エ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
 - エ 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）
 - (ア) WBGT値（暑さ指数）の把握とその結果に基づく適正な作業環境管理、休憩時間の確保を含む作業管理の実施
 - (イ) 計画的な熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）の設定
 - (ウ) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取
 - (エ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を有する者に対する配慮、日常の健康管理や健康状態の確認
 - (オ) 熱中症予防に関する教育の実施
 - (カ) 異常時の速やかな病院への搬送や救急隊の要請
 - (キ) 熱中症予防管理者の選任と職場巡視等

令和3年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

厚生労働省労働基準局

令和3年3月2日付で厚生労働省労働基準局安全衛生部長より、当協会会長あてに令和3年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施に伴い、協力依頼がありましたのでお知らせいたします。本キャンペーン期間は令和3年5月1日から9月30日までで、7月が重点取組期間です。

基安発 0302 第4号
令和3年3月2日

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長
(公印省略)

令和3年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

これまで、職場における熱中症予防対策については、平成21年6月19日付け基発第0619001号「職場における熱中症の予防について」に基づく対策をはじめとして、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところであり、平成29年より「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、各防災団体等と連携して熱中症予防対策に取り組んできたところです。

昨年1年間の職場における熱中症の発生状況（1月15日現在の速報値。別紙参照）を見ると、死亡を含む休業4日以上死傷者919人、うち死亡者は19人となっています。業種別にみると、死傷者数については、建設業201件、製造業190件となっており、全体の4割強がこれら2つの業種で発生しています。また、死亡者数は、製造業、建設業、清掃・と畜業の順に多く、「休ませて様子を見ていたところ容態が急変した」、「倒れているところを発見された」など、管理が適切になされず被災者の救急搬送が遅れた事例が含まれています。入職直後や夏季休暇明けで熱順化が十分でないといわれる事例、WBGT値を実測せず、WBGT基準値に応じた措置が講じられていなかった事例等も見られています。

ついては、令和3年の本キャンペーンを、別添の令和3年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱（以下「要綱」という。）のとおり実施します。

貴会におかれましても、キャンペーンの趣旨を踏まえ、会員事業場等に対し、その周知を図っていただきますとともに、各事業場において確実な取組が行われますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

なお、事業場等への周知に当たっては、十分な新型コロナウイルス感染症予防対策を実施する等のご配慮をお願いいたします。

注：上記の書面中、別紙は掲載を省略しています。厚生労働省HPの令和3年3月2日付け報道発表資料「令和3年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します」に別紙が掲載されていますので参照してください。

別紙 2020年職場における熱中症による死傷災害の発生状況（速報値）

リンク先：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17076.html

別添

令和3年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱

令和3年3月2日制定

1 趣旨

夏季を中心に熱中症の発生が相次ぐ中、職場においても熱中症が発生しており、重篤化して死亡に至る事例も跡を絶たない状況にあることから、平成21年6月19日付け基発第0619001号「職場における熱中症の予防について」に基づく対策を基本とし、各事業場で取り組んできたところである。また、昨年実施した「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」においては、労働災害防止団体や関係省庁とも連携し、職場における熱中症の予防に取り組んできた。

昨年1年間の職場における熱中症の発生状況（1月15日現在の速報値。別紙参照）を見ると、死亡を含む休業4日以上之死傷者919人、うち死亡者は19人となっている。業種別にみると、死傷者数については、建設業201件、製造業190件となっており、全体の4割強がこれら2つの業種で発生している。また、死亡者数は、製造業、建設業、清掃・と畜業の順に多く、「休ませて様子を見ていたところ容態が急変した」、「倒れているところを発見された」など、管理が適切になされておらず被災者の救急搬送が遅れた事例が含まれている。入職直後や夏季休暇明けで熱順化が十分でないとみられる事例、WBGT値を実測せず、WBGT基準値に応じた措置が講じられていなかった事例等も見られている。

本キャンペーンにおいては、すべての職場において基本的な熱中症予防対策を講ずるよう広く呼びかけるとともに、熱中症の初期症状を早期に把握し、重篤化や死亡に至ることがないように、期間中、事業者がWBGT値を把握してそれに応じた適切な対策を講じ、緊急時の対応体制の整備を図るなど、重点的な対策の徹底を図る。

なお、職場においても、十分な新型コロナウイルス感染症予防対策を行いながら、熱中症予防措置を講ずる必要がある。

2 期間

令和3年5月1日から9月30日までとする。

なお、令和3年4月を準備期間とし、令和3年7月を重点取組期間とする。

3 主唱

厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会

4 協賛

公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会

5 後援（予定）

関係省庁

6 主唱者及び協賛者等による連携

各関係団体における実施事項についての情報交換及び相互支援の実施

7 主唱者の実施事項

(1) 厚生労働省の実施事項

ア 熱中症予防に係る周知啓発資料等の作成、配布

イ 熱中症予防に係る有益な情報等を集めた特設サイトの開設

(ア) 災害事例、効果的な対策、好事例、先進事例の紹介（チェックリストを含む）

(イ) 熱中症予防に資するセミナー、教育用ツール等の案内

ウ 各種団体等への協力要請及び連携の促進

エ 都道府県労働局、労働基準監督署による事業場への啓発・指導

オ その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

(2) 各労働災害防止協会等の実施事項

ア 会員事業場等への周知啓発

イ 事業場の熱中症予防対策への指導援助

ウ 熱中症予防に資するセミナー等の開催、教育支援

エ 熱中症予防に資するテキスト、周知啓発資料等の提供

オ その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

8 協賛者の実施事項

(1) 有効な熱中症予防関連製品及び日本産業規格を満たした WBGT 指数計の普及促進

(2) その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

9 各事業場における重点実施事項

期間中に「10 各事業場における詳細な実施事項」に掲げる取組を行うこととする。重点とすべき事項を以下に特記する。

(1) 準備期間中

WBGT 値の把握の準備 (10 の (1) のア)

作業計画の策定等 (10 の (1) のイ)

緊急事態の措置 (10 の (1) のク)

(2) キャンペーン期間中

WBGT 値の把握と評価 (10 の (2) のアからイまで)

作業環境管理 (10 の (2) のウ)

作業管理 (10 の (2) のエ)

健康管理 (10 の (2) のオ)

(3) 重点取組期間中

作業環境管理、作業管理、異常時の措置 (10 の (3) のア、イ及びオ)

10 各事業場における詳細な実施事項

(1) 準備期間中に実施すべき事項

ア WBGT 値の把握の準備

日本産業規格 JIS Z 8504 又は JIS B 7922 に適合した WBGT 指数計を準備し、点検すること。黒球がないなど日本産業規格に適合しない測定器では、屋外や輻射熱がある屋内の作業場所で、WBGT 値が正常に測定されない場合がある。

なお、令和 3 年度は、環境省、気象庁共同の熱中症警戒アラートが運用開始される予定であり、職場においても、熱中症リスクの早期把握の観点から参考となる。

イ 作業計画の策定等

夏季の暑熱環境下における作業に対する作業計画を策定すること。作業計画には、新規入職者や休み明け労働者等に対する熱順化プログラム、WBGT 値に応じた十分な休憩時間の確保、WBGT 基準値 (別紙表 1) を大幅に超えた場合の作業中止に関する事項を含める必要がある。

また、熱中症の症状を呈して体調不良となった場合等を想定したリスクアセスメントに基づく措置も考慮すること。

ウ 設備対策の検討

WBGT 基準値を超えるおそれのある場所において作業を行うことが予定されている場合には、簡易な屋根の設置、通風又は冷房設備の設置、ミストシャワー等による散水設備の設置を検討する。ただし、ミストシャワー等による散水設備の設置に当たっては、湿度が上昇することや滑りやすくなることに留意する。また、既に設置している冷房設備等については、その機能を点検する。

エ 休憩場所の確保の検討

作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所の確保を検討する。当該休憩場所は横になることのできる広さのものとする。

オ 服装等の検討

熱を吸収し又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を準備すること。身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討する。また、直射

日光下における作業が予定されている場合には、通気性の良い帽子、ヘルメット等を準備する。

なお、事業者が業務に関連し衣類や保護衣を指定することが必要な場合があり、この際には、あらかじめ衣類の種類を確認し、WBGT 値の補正（別紙表 2）の必要性を考慮すること。

カ 教育研修の実施

各級管理者、労働者に対する教育を実施する。教育は、別紙表 3 及び別紙表 4 に基づき実施する。

教育用教材としては、厚生労働省ホームページに公表されている「職場における熱中症予防対策マニュアル」及び熱中症予防対策について点検すべき事項をまとめたリーフレット等、環境省熱中症予防情報サイトに公表されている熱中症に係る動画コンテンツ及び救急措置等の要点が記載された携帯カード「熱中症予防カード」などを活用する。

なお、事業者が自ら当該教育を行うことが困難な場合には、関係団体が行う教育を活用する。

キ 労働衛生管理体制の確立

事業者、産業医、衛生管理者、安全衛生推進者又は衛生推進者が中心となり、10 の（1）から（3）までに掲げる熱中症予防対策について検討するとともに、事業場における熱中症予防に係る責任体制の確立を図る。

現場で作業を管理する者等、衛生管理者、安全衛生推進者等以外の者に熱中症予防対策を行わせる場合は、上記カの教育研修を受けた者等熱中症について十分な知識を有する者のうちから、熱中症予防管理者を選任し、同管理者に対し、10 の（2）のクに掲げる業務について教育を行う。

ク 緊急時の措置

事業場において、労働者の体調不良時に搬送を行う病院の把握や緊急時の対応について確認を行い、労働者に対して周知する。

（2）キャンペーン期間中に実施すべき事項

ア WBGT 値の把握

WBGT 値の把握は、日本産業規格に適合した WBGT 指数計による随時把握を基本とすること。その地域を代表する一般的な WBGT 値を参考とすることは有効であるが、個々の作業場所や作業ごとの状況は反映されていないことに留意する。特に、測定方法や測定場所の差異により、参考値は、実測した WBGT 値よりも低めの数値となることがあるため、直射日光下における作業、炉等の熱源の近くでの作業、冷房設備がなく風通しの悪い屋内における作業については、実測することが必要である。

地域を代表する一般的な WBGT 値の参照：

環境省熱中症予防情報サイト <https://www.wbgt.env.go.jp/>

建設現場における熱中症の危険度の簡易判定のためのツール：

建設業労働災害防止協会ホームページ

https://www.kensaibou.or.jp/safe_tech/leaflet/files/heat_stroke_risk_assessment_chart.pdf

イ WBGT 値の評価

実測した WBGT 値（必要に応じて別紙表 2 により衣類の補正をしたもの）は、別紙表 1 の WBGT 基準値に照らして評価し、熱中症リスクを正しく見積もること。WBGT 基準値を超え又は超えるおそれのある場合には、WBGT 値の低減をはじめとした以下ウからオまでの対策を徹底する。

なお、防じんマスク及び市販の家庭用マスクについては、別紙表 2 による衣服補正の対象に含まれない。米国産業衛生専門家会議（ACGIH）の基準や ISO 7243 (2017) においても、WBGT 値の衣服補正の対象とされていない。

注) ACGIH (2007) Thermal Stress TABLE 1 Clothing-Adjustment Factors for Some Clothing Ensembles

ISO 7243 (2017) Table F.1 WBGT CAVs for different clothing ensembles.

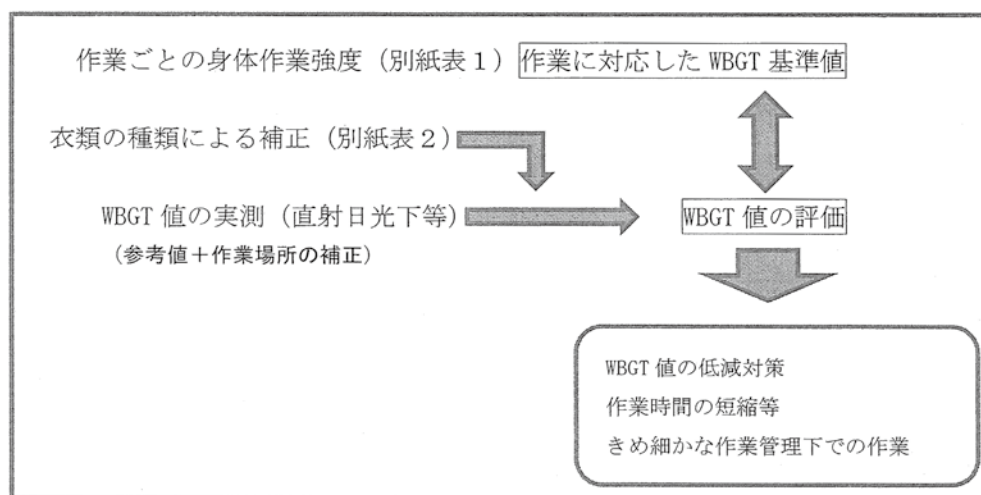


図 WBGT 値の評価と評価結果に基づく措置

ウ 作業環境管理

（ア）WBGT 値の低減等

10 の（１）のウで検討した WBGT 値の低減対策を行う。屋内作業においては、冷房時の換気に注意する必要がある。機械換気設備が設置されていない事務室等においては、冷房時に外気導入がないため、換気扇や窓開放によって換気を確保しながら、熱中症予防のためにエアコンの温度設定をこまめに調整するなどにより、室の温度を適正に保つようにする。

（イ）休憩場所の整備等

10 の（１）のエで検討した休憩場所の設置を行う。休憩場所には、氷、

冷たいおしぼり、水風呂、シャワー等の身体を適度に冷やすことのできる物品及び設備を設ける。また、水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行うことができるよう飲料水、スポーツドリンク、塩飴等の備付け等を行う。さらに、状態が悪化した場合に対応できるように、休憩する者を一人きりにしないことや連絡手段を明示する等に留意する。

屋内や車内の休憩場所については、換気に気をつけるとともに、休憩スペースを広げる、休憩時間をずらすなど、人と人との距離を保つよう配慮する。また、共有設備は定期的に清掃、消毒するなど清潔に保つよう心がける。

エ 作業管理

(ア) 作業時間の短縮等

10の(1)のイで検討した作業計画に基づき、WBGT 基準値に応じた休憩等を行うこと。

測定した WBGT 値が WBGT 基準値を大幅に超える場合は、原則として作業を行わないこととする。WBGT 基準値を大幅に超える場所で、やむを得ず作業を行う場合は、次に留意して作業を行う。

- ① 単独作業を控え、10の(1)のイを参考に、休憩時間を長めに設定する。
- ② 管理者は、作業中労働者の心拍数、体温及び尿の回数・色等の身体状況、水分及び塩分の摂取状況を頻繁に確認する。なお、熱中症の発生しやすさには個人差があることから、ウェアラブルデバイスなどの IoT 機器を活用することによる健康管理も有効である。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の予防のため、職場においてもマスクの着用をはじめとする感染拡大防止策が実施されているところである。屋外の暑熱環境下においては、感染症を予防する観点から、人と十分な距離（少なくとも2m以上）を確保できるよう、作業計画や作業方法を工夫すること。作業に応じ、あるいは休憩、打合せ、移動、人との対話などにおいて人と十分な距離を確保できないときは、作業強度や人と接する密度や時間などを踏まえ、家庭用マスクなどの感染予防のプロテクタを選択して使用するよう、注意喚起すること。

(イ) 熱への順化

熱への順化の有無が、熱中症の発生リスクに大きく影響することから、7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くすることが望ましい。特に、新規採用者等に対して他の労働者と同様の暑熱作業を行わせないよう、計画的な熱順化プログラムを組むこと。

なお、夏季休暇等のため熱へのばく露が中断すると4日後には順化の顕著な喪失が始まることに留意する。

熱に順化している状態				夏休み(4日間)				順化の喪失	
				1	2	3			

熱への順化ができていない場合には、特に 10 の（２）のエの（ア）に留意の上、作業を行う。

（ウ）水分及び塩分の摂取

労働者は、のどの渇きに関する自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を行う。管理者は、労働者の水分及び塩分の摂取を確認するための表の作成、作業中の巡視における確認などにより、労働者からの申出にかかわらず定期的な水分及び塩分の摂取の徹底を図る。

なお、尿の回数が少ない又は尿の色が普段より濃い状態は、体内の水分が不足している状態である可能性があるので留意する。

（エ）服装等

10 の（１）のオで検討した服、帽子、ヘルメット等を着用する。必要に応じて、通気性の良い衣類に変更する。

（オ）プレクーリング

WBGT 値が高い暑熱環境の下で、作業強度を下げたり通気性の良い衣服を採用したりすることが困難な作業においては、作業開始前にあらかじめ深部体温を下げ、作業中の体温上昇を抑えるプレクーリングも行われており、体表面を冷却する方法と、冷水や流動性の氷状飲料などを摂取して体内から冷却する方法とがある。必要に応じて作業開始前や休憩時間中のプレクーリングを検討すること。

オ 健康管理

（ア）健康診断結果に基づく対応等

熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある次のような疾病を有する者に対しては、医師等の意見を踏まえ配慮を行う。

- ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒等、⑧下痢等

（イ）日常の健康管理等

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることについて指導を行うとともに、当日の作業開始前には、労働者に対し、当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等の健康状態の確認を行い、必要に応じ作業の配置換え等を行う。また、熱中症の具体的症状について労働者に教育し、労働者自身が早期に気づくことができるようにする。

（ウ）労働者の健康状態の確認

作業開始前に労働者の健康状態を確認する。

作業中は巡視を頻繁に行い、声をかけるなどして労働者の健康状態を確認する。また、単独での長時間労働を避けさせ、複数の労働者による作業においては、労働者にお互いの健康状態について留意するよう指導すると

ともに、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者や管理者に申し出るよう指導する。

カ 労働衛生教育

10の(1)のカの教育研修については、期間中、なるべく早期に機会をとらえて実施する。特に別紙表4に示す内容については、雇入れ時や新規入場時に加え、日々の朝礼等の際にも繰り返し実施する。

キ 異常時の措置

少しでも本人や周りが異変を感じた際には、必ず、一旦、作業を離れ、病院に搬送するなどの措置をとるとともに、症状に応じて救急隊を要請する。なお、本人に自覚症状がない、又は大丈夫との本人からの申出があったとしても、明らかに熱中症の症状を呈している場合は、病院への搬送や救急隊の要請を行う。病院に搬送するまでの間や救急隊が到着するまでの間には、必要に応じて水分・塩分の摂取を行ったり、全身をタオルやスプレー等で濡らして送風したり、あおいで体表面からの水分蒸発を促進すること等により効果的な体温の低減措置に努める。その際には、一人きりにせずに誰かが様子を観察する。

ク 熱中症予防管理者等の業務

衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者又は熱中症予防管理者に対し、次の業務を行わせること。

- (ア) 作業に応じて、適用すべき WBGT 基準値を決定し、併せて衣類に関し WBGT 値に加えるべき補正值の有無を確認すること。
 - (イ) 10の(2)のウの(ア)の WBGT 値の低減対策の実施状況を確認すること。
 - (ウ) 入職日、作業や休暇の状況等に基づき、あらかじめ各労働者の熱への順化の状況を確認すること。なお、熱への順化不足の疑われる労働者はプログラムに沿って熱への順化を行うこと。
 - (エ) 朝礼時等作業開始前において労働者の体調を確認すること。
 - (オ) 作業場所の WBGT 値の把握と結果の評価を行うこと。
- 評価結果に基づき、必要に応じて作業時間の短縮等の措置を講ずること。
- (カ) 職場巡視を行い、労働者の水分及び塩分の摂取状況を確認すること。
 - (キ) 退勤後に体調が悪化しうることについて注意喚起すること。

(3) 重点取組期間中に実施すべき事項

ア 作業環境管理

10の(2)のウの(ア)の WBGT 値の低減効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行う。

イ 作業管理

- (ア) 期間中に梅雨明けを迎える地域が多く、急激な WBGT 値の上昇が想定されるが、その場合は、労働者の熱への順化ができていないことから、WBGT 値

に応じた作業の中断等を徹底する。

(イ) 水分及び塩分の積極的な摂取や熱中症予防管理者等によるその確認の徹底を図る。

ウ 健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、体調不良、前日の多量の飲酒等について、作業開始前に確認するとともに、巡視の頻度を増やす。

エ 労働衛生教育

期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的な教育を行う。

オ 異常時の措置

異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請する。

表 1 身体作業強度等に応じた WBGT 基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	WBGT 基準値			
		熱に順化している人 °C		熱に順化していない人 °C	
0 安静	◆安静	33		32	
1 低代謝率	◆楽な座位 ◆軽い手作業(書く、タイピング、描く、縫う、簿記) ◆手及び腕の作業(小さいペンチツール、点検、組立てや軽い材料の区分け) ◆腕と脚の作業(普通の状態での乗り物の運転、足のスイッチやペダルの操作) ◆立位 ◆ドリル(小さい部分) ◆フライス盤(小さい部分) ◆コイル巻き ◆小さい電気子巻き ◆小さい力の道具の機械 ◆ちょっとした歩き(速さ 3.5km/h)	30		29	
2 中程度代謝率	◆継続した頭と腕の作業(くぎ打ち、盛土) ◆腕と脚の作業(トラックのオフロード操縦、トラクター及び建設車両) ◆腕と胴体の作業(空気ハンマーの作業、トラクター組立て、しっくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、草掘り、果物や野菜を摘む) ◆軽量の荷車や手押し車を押したり引いたりする ◆3.5～5.5km/h の速さで歩く ◆鍛造	28		26	
3 高代謝率	◆強度の腕と胴体の作業 ◆重い材料を運ぶ ◆シャベルを使う ◆大ハンマー作業 ◆のこぎりをひく ◆硬い木にかんなをかけたりのみで彫る ◆草刈り ◆掘る ◆5.5～7km/h の速さで歩く ◆重い荷物の荷車や手押し車を押したり引いたりする ◆鋳物を削る ◆コンクリートブロックを積む	気流を感じないとき 25	気流を感じるとき 26	気流を感じないとき 22	気流を感じるとき 23
4 極高代謝率	◆最大速度の速さでとても激しい活動 ◆おのを振るう ◆激しくシャベルを使ったり掘ったりする ◆階段を登る、走る、7km/h より速く歩く	23	25	18	20

注 1 日本産業規格 Z 8504(人間工学—WBGT(湿球黒球温度)指数に基づく作業者の熱ストレスの評価—暑熱環境)附属書 A「WBGT 熱ストレス指数の基準値表」を基に、同表に示す代謝率レベルを具体的な例に置き換えて作成したもの。

注 2 熱に順化していない人とは、「作業する前の週に毎日熱にばく露されていなかった人」をいう。

注 3 (参考) 休憩時間の目安※: 熱順化した作業員において、WBGT 基準値～1℃程度超過しているときには1時間当たり15分以上の休憩、2℃程度超過しているときには30分以上の休憩、3℃程度超過しているときには45分以上の休憩、それ以上超過しているときには作業中止が望ましい。熱順化していない作業員においては、上記よりもより長い時間の休憩等が望ましい。

※身体を冷却する服の着用をしていない等、特段の熱中症予防対策を講じていない場合。

(出典) 米国産業衛生専門家会議 (ACGIH) の許容限界値 (TLV) を元に算出。

表 2 衣類の組合せにより WBGT 値に加えるべき補正值

衣類の種類	WBGT 値に加えるべき補正值 (°C)
作業服(長袖シャツとズボン)	0
布(織物)製つなぎ服	0
二層の布(織物)製服	3
SMS ポリプロピレン製つなぎ服	0.5
ポリオレフィン布製つなぎ服	1
限定用途の蒸気不透湿性つなぎ服	11

注 1) 補正值は、一般にレベル A と呼ばれる完全な不透湿性防護服に使用してはならない。また、重ね着の場合に、個々の補正值を加えて全体の補正值とすることはできない。

注 2) JIS Z 8504 の改正が行われる場合には、当該 JIS を参考とすること。

表 3 熱中症予防管理者労働衛生教育

事項		範囲	時間
(1)	熱中症の症状*	・熱中症の概要 ・職場における熱中症の特徴 ・体温の調節 ・体液の調節 ・熱中症が発生する仕組みと症状	30分
(2)	熱中症の予防方法*	・WBGT 値(意味、WBGT 基準値に基づく評価) ・作業環境管理(WBGT 値の低減、休憩場所の整備等) ・作業管理(作業時間の短縮、熱への順化、水分及び塩分の摂取、服装、作業中の巡視等) ・健康管理(健康診断結果に基づく対応、日常の健康管理、労働者の健康状態の確認、身体状況の確認等) ・労働衛生教育(労働者に対する教育の重要性、教育内容及び教育方法) ・熱中症予防対策事例	150分
(3)	緊急時の救急処置	・緊急連絡網の作成及び周知 ・緊急時の救急措置	15分
(4)	熱中症の事例	・熱中症の災害事例	15分

注 対象者の熱中症に対する基礎知識の状況に応じ、(1)及び(2)をそれぞれ15分、75分に短縮して行うこととして差し支えない。

表 4 労働者向け労働衛生教育（雇入れ時又は新規入場時）

事項		範囲
(1)	熱中症の症状	・熱中症の概要 ・職場における熱中症の特徴 ・体温の調節 ・体液の調節 ・熱中症が発生する仕組みと症状
(2)	熱中症の予防方法	・WBGT値の意味 ・現場での熱中症予防活動（熱への順化、水分及び塩分の摂取、服装、日常の健康管理等）
(3)	緊急時の救急処置	・緊急時の救急措置
(4)	熱中症の事例	・熱中症の災害事例

令和 2 年度建設荷役車両 特定自主検査強調月間実施結果報告

建設荷役車両安全技術協会 本部

令和 2 年度事業として、令和 2 年11月、当協会主唱、厚生労働省及び経済産業省の後援、5 災防団体および 2 関連社団法人協賛の下に全国一斉に実施しました「建設荷役車両特定自主検査強調月間」（以下「強調月間」という。）について、概況を下記のとおり取りまとめたので、報告いたします。

記

1. 総括

令和 2 年度の建設荷役車両特定自主検査強調月間は、昭和60年にこの月間行事を始めてから36回目を迎え、コロナ禍の中、活動は若干減少したものの、今までの実績を生かして月間の推進に努めた結果、報告のとおり成果を上げたものと認められる。

これは、厚生労働省及び経済産業省のご指導、各労働局、監督署、及び、各協賛団体関係者のご支援並びに当協会の各支部の努力と会員事業場の協力の結果である。

2. 実施事項

1) 広報活動

① 実施状況

ア リーフレット、ステッカー等の配布

協会においては、令和 2 年には年当初に年間PR用リーフレット298,040枚、ポスター15,400枚を作成配布した。さらに、強調月間用として強調月間リーフレット120,600枚、

「ステッカー」については、吸着タイプのステッカーを9,600枚作成し、各会員に配布するとともに、関係団体等の協力をいただき関係者に配布した。

イ 登録検査業者による特定自主検査（以下特自検という）対象機械使用事業場に対するPR

特自検の完全実施を目標に毎年実施している。

具体的な対応としては、24支部において、強調月間PR用・年間PR用リーフレットや支部独自で作成した実施勧奨ハガキを会員の登録検査業者に配付し、登録検査業者からは、それらの資料を活用して特自検が未実施と思われる事業場へPRを行った。

ウ 地方公共団体等の工事発注部門へのPR

前年度に引き続き、38支部にお

いて地方公共団体等の工事発注機関の関係部門に資料を送り、特自検未実施機械の現場持込みの禁止と各事業者への指導を要請した。

エ 特自検に関する業務点検実施のPR

本年度も、特自検の適正実施に重点を置き、『特定自主検査業務点検表の解説』『検査業者用』を8,000部、「事業内用」を11,000部、『特定自主検査業務点検表』『検査業者用』を9,000部、「事業内用」を12,000部印刷し特自検実施事業場に配布することで特自検の適正な管理体制に関する理解を広げ、自社のそれぞれの事業場が特自検業務の実施体制、検査者、検査機器、標章、台帳、記録表等の管理について適正に行われているかどうかの業務点検を実施するよう周知・徹底に努めた。更に、40支部において会員・非会員に対して「特定自主検査業務点検表〔事業内用〕」を6,355部、〔検査業者用〕を3,879部、頒布し活用するよう呼びかけた。また、巡回指導時においても18支部が「特定自主検査業務点検表」とその解説を使用し適正な検査及び管理体制の指導に活用した。

オ 勸奨文、要請文等によるPR

協会作成のリーフレット等に独自の発想の勸奨文書等を添え事業場等に配布した支部や、産業安全大会等で年間リーフレット、及び強調月間リーフレット等を配布し

た支部もあった。

カ 新聞、機関誌、会報等によるPR

日刊工業新聞、物流関係業界紙11社、及び、建設関係業界紙39社に強調月間のPR記事を掲載し周知に努めた。

また、防災団体や関連団体及び支部の機関誌等で12支部が周知の他、ラジオCM等での周知を行った支部も2支部あった。

キ その他

支部独自の工夫により、PR用のタオル、標語入りカレンダー、携帯用アルコール等を作成して配布した支部もあった。また、支部独自のポスター、名刺や封筒等に貼付できるゴム印等を作成し押印後に配布した支部もあった。

② 実施効果

前年度に引き続き、地方公共団体等の公共工事発注機関に対し、関係事業場への、業務点検表による業務点検の実施等についての指導を要請したこと、会員である登録検査業者から未実施と思われる事業場にPRを行ったことなどにより、さらに、特自検の実施率の向上等の効果が現れてくるものと期待している。

2) 巡回指導

① 実施状況

強調月間を中心として、巡回指導を実施した結果は次のとおりである。

② 実施効果

各支部において、支部独自の考え

巡回指導実施状況（令和2年11月分）

区分		支部数	指導実績	1支部平均
巡回指導日数		31	延172日	5.5日
訪問社数			1,060社	34.2社
人員数	巡回指導員		延349名	11.3名／31支部
	担当官	8	延36名	4.5名／8支部
	その他※	8	延67名	8.4名／8支部

※その他には、他防災団体や地方自治体職員との合同巡回指導が含まれる。

に基づき実施計画をたて強調月間を中心に巡回指導を実施し、特に特自検の普及促進について努力している。また、検査業者及び事業内における特自検業務の業務点検、未実施事業場に対する指導等についても十分な配慮が払われていることが窺える。

なお、行政との合同による巡回指導を実施した支部は、8支部で昨年より2支部減少した。その他、他防災団体の職員や地方自治体職員との安全パトロールも実施しており特自検の普及促進に効果を上げている。

行政との合同による巡回指導は効果的な指導が出来るが、支部単独での巡回指導に於いても、行政と他の方法での連携を図り、効果を挙げている報告がある。

また、巡回指導実施時に「記録表記入要領（抜粋版）」を使用し記録表の適正な記入の方法を指導した支部が22支部あり、「記録表記入要領（抜粋版）」を671冊頒布し適正な検査記録表の作成指導に効果があった。

3) 研修等の実施

強調月間中に特定自主検査セミナー

を行った支部が7支部7回、能力向上教育を行った支部が9支部10回の実施であった。実務研修については、「検査業者業務点検コース」を行った支部が6支部での実施、「記録表作成コース」を行った支部は11支部13回の実施があり、特自検の適正な実施について効果があるものと期待している。その他、「資格取得研修」を行った支部が11支部12回の実施、「安全教育」を行った支部が5支部の実施であった。

4) 特自検実施状況調査の実施

強調月間行事の一環として、本年度も、9支部において、何らかの方法で実施状況の調査を行った。

その方法としては、「標章頒布時の調査」、「往復はがきによるアンケート」、「巡回指導時のチェック」等が主な方法である。また、行政との連名によるアンケート調査を行った支部もあった。アンケートによる調査によって、特自検の周知が行われ、特自検を実施したユーザーもあった。

以上

特定自主検査記録表の記入要領（抜粋版）の紹介

建設荷役車両安全技術協会 本部

建荷協では、記録表を正確に記入できるよう、記入方法について解説した「特定自主検査記録表の記入要領（TC-ZC-02-Q）」を発行しています。ここでは、記入要領のさらなる普及・促進を図るために作成している「抜粋版（TC-ZC-02-QEX）」を紹介します。本誌を広く活用し、よりの確な特定自主検査を心がけてください。

なお、本誌は協会ホームページよりダウンロードすることができます。

TC-ZC-02-QEX

令和2年3月Q版

特定自主検査記録表の記入要領 （抜粋版）

本誌について

特定自主検査記録表は、検査を実施したことの結果を証明する書類であり、正確に記入する必要があります。また、検査は、特定自主検査資格者が行い、機械が安全に稼働できるよう厳正な検査を行いその結果を記録表に記入しなければなりません。このため、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会では、当協会が発行する「検査記録表」の標準的な記入要領を作成し、その普及に努めています。

本誌は、記入要領のさらなる普及を目指して作成された抜粋版です。本誌が広く活用され、特定自主検査が的確に行われることを望むものであります。



公益
社団法人

建設荷役車両安全技術協会（建荷協）
SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES (SACL)



本誌の最新版は協会ホームページよりダウンロードすることができます。

©公益社団法人建設荷役車両安全技術協会 URL: <http://www.sacl.or.jp>

はじめに

特定自主検査記録表は、事業者（使用者）に検査の結果として機械の状態を正確に伝える重要な手段となります。

事業者は報告を受けたときに、まず「事業者への要請等」と「補修等の措置内容」で機械の状態を知ることになります。

検査事項部は「事業者への要請等」と「補修等の措置内容」の根拠となる検査の証しです。全項目について決められた通りに検査したことを示すことが求められています。

そこで建荷協では、検査記録表への検査結果の記入についてルールを定め、その解説とともに「特定自主検査記録表の記入要領」として取りまとめました。

本書が関係者の間で広く活用され、特定自主検査が的確に行われることを望むものです。

目次

1. 表題部の記入	1
2. 検査事項部の記入	4
3. 事業者への要請等及び補修等の措置内容の記載	11
4. 記録表の管理	11
5. Q & A	12
6. 検査記録表（証明書）の種類と対象機種	13

1. 表題部の記入

(1) 注意事項

- (i) 表題部には、機械の使用者、機械のメーカー、型式、検査者の氏名、検査実施日等を記入する。
- (ii) 表題部の変更修正は行ってはならない。とりわけ検査業者においては証明書としての効力を失う恐れがあるため。
- (iii) 登録検査業者の場合は、使用者に対する提出用（証明書）と検査実施者用控とを作成する。
- (iv) 年月日は和暦、西暦どちらを使用するかを取り決め、各事業所で統一する。

(2) 記載内容

表題部の各事項に記入する記載内容は次の通りである。

記録表表題部の一例

3 年 間 保 存		エンジン式フォークリフト 特定自主検査記録表		証明書発行日 ① 年 月 日	様式SR-LE-01-H
		[建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るための指針に基づく検査共用]		証明書発行No. ②	標章No. ③
メーカー名 ④	管理No. ⑩		使用者住所 ⑮ 氏名又は名称		
型 式 ⑤	走行距離 ⑪ km		機械管理者氏名 ⑯		
製 造 ⑥ 番 号	稼働時間 ⑫ h		検査業者登録番号 ⑰		
性 能 ⑦ (最大荷重)	kg	車 検 ⑬ 有効期間	検査業者又は事業者 住所・名称 ⑱ 責任者名		
検 査 ⑧ 実施場所					
検 査 ⑨ 年月日	年 月 日	検査者 ⑭ 氏名			

① 証明書発行日

責任者が証明書（記録表）に自署した年月日を記入する。検査年月日(⑨)より早い日付にならない。
また、検査業者の場合は、特定自主検査台帳の発行年月日と一致すること。

② 証明書発行 No.

証明書の発行者における整理番号として、特定自主検査台帳の発行番号を記入する。
事業内検査の場合は、証明書発行 No. は該当しないので「一」を記入する。

③ 標章 No.

検査を実施した機械に発行する検査済標章の標章番号を記入する。

④ メーカー名

機械の表示板（銘板）等からメーカー名（製造会社名）を調べ記入する。メーカー名は略称でもよい。

⑤ 型式

機械の表示板等から機械の型式記号を調べ記入する。

⑥ 製造番号

機械の表示板又は機体に打刻された製造番号を調べ記入する。

⑦ 性能

機械の表示板等から性能を調べ記入する。

フォークリフトでは最大荷重、車両系建設機械ではそれぞれの機種の主たる用途の性能（バケット容量、ブレード巾、締固め巾、コンクリート吐出量、機械質量等）、また高所作業車にあっては作業床の高さ等を記入する。

⑧ 検査実施場所

検査を実施した場所の住所を記入する。住所がわからない場合は場所が特定できる場所の名称を記入する。（例：千代田郡神田村〇〇組日本橋ダム第九現場）

⑨ 検査年月日

検査を実施した年月日（検査が複数日に亘った場合は、検査が完了した日）を記入する。

⑩ 管理番号

使用者側が当該機械の管理番号を定めている場合は、その番号を記入する。定めていない場合は「―」を記入する。また、道路運送車両法の適用を受けている場合は、自動車登録番号標（ナンバープレート）等を記入してもよい。

⑪ 走行距離

機械に装備された走行距離計の指示値を記入する。装備されていない場合は「―」を記入する。

⑫ 稼働時間

機械に装備されたアワメーター又はサービスマーターの指示値を記入する。装備されていない場合は「―」を記入する。故障の場合は「故障」と記入する。

⑬ 車検有効期間

道路運送車両法の適用により車検を受けた機械の車検の「有効期限の満了する日」を記入する。車検を受けてない場合は、「―」を記入する。

⑭ 検査者氏名

当該機械の検査を実施した特定自主検査の有資格者が自署する。

なお、社内の業務規程等で捺印が取り決めされている場合は、自署の上捺印が必要となる。検査業者の場合は、労働局又は厚生労働省へ届け出ている業務規程に従う。

⑮ 使用者住所氏名又は名称

機械の使用者の住所、氏名又は名称を記入する。

⑯ 機械管理者氏名

使用者が当該機械の管理者を定めている場合は、その者の氏名を記入する。定めていない場合は「―」を記入する。

⑰ 検査業者登録番号

厚生労働大臣又は都道府県労働局長から交付された検査業者登録証の番号を記入する。

事業内は「一」を記入する。

⑱ 検査業者又は事業者 住所・名称・責任者名

〔住所・名称〕検査業者、事業内検査のいずれの場合も、事業所の住所、名称を記入する。（ゴム印等可）

〔責任者名〕検査業者の場合は、代表者又は業務規程で指定された者が自署する。

事業内検査の場合は、代表者または機械管理者（⑯）が自署する。

なお、社内の業務規程等で捺印が取り決めされている場合は、自署の上捺印が必要となる。検査業者の場合は、労働局又は厚生労働省へ届け出ている業務規程に従う。

⑲ 移動式クレーン定期自主検査資格

移動式クレーンの定期自主検査者に対する安全教育を実施した団体名を（交付者）欄に、また、その団体発行の修了証番号を（番号）欄に記入する。

⑳ 検査者氏名

検査者が自署する。

但し、クレーン機能付油圧ショベルの検査において特定自主検査と定期自主検査の検査者が異なる場合は連名でそれぞれが自署する。

㉑ 定期自主検査標章No.

クレーン機能付油圧ショベルの検査を実施した機械に貼付した定期自主検査標章の標章番号を記入する。

クレーン機能付記録表の連名での記入例

クレーン機能付油圧ショベル(クローラ式)				様式SR-ECC-01-F	
3 年 間 保 存		定期自主検査・特定自主検査記録表		証明書 発行日	H30年11月20日
		[建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出 の抑制を図るための指針に基づく検査共用]		証明書 発行No.	
メーカー名 ○ ○ 建 機 (株)		管理番号 Y01	使用者住所	埼玉県川口市高砂2-21	
型 式 YZ200-6		性 能 0.8m ³	氏名又は名称	(有)埼玉土建	
		つり上げ重量 2.9t	機械管理者氏名		
製造番号 100062		アワメーター 3.460h	検査業者登録番号		
検査場所 埼玉県川口市高砂2-21			検査業者又は事業者	埼玉県川口市高砂2-21	
検査年月日 平成30年11月20日	移動式 クレーン 定期自主 検査資格	(交付者) (19) SACL (番号) (19) 30101234	住所・名称	(有)埼玉土建	
(20) 検査者氏名 (定期) 阿部 真一			責任者名	水口 春夫	

安全教育又は講習の修了証交付者は下記略称等で表記し修了証番号を記入すること。

- ・公益社団法人建設荷役車両安全技術協会 …… 略称 SACL 又は建荷協
- ・一般社団法人日本クレーン協会 …… 略称 JCA
- ・公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会 …… 略称 BCSA
- ・一般社団法人日本建設機械工業会 …… 略称 CEMA 又は建機工 等

※ 検査日、証明書発行日と補修日の関係

初日	二日目	三日目	四日目
○ 検査開始	○ 検査完了 (検査年月日)		○ 証明書 発行(日)
○ 補修1 (完了日前日)	○ 補修2 (完了日当日)	○ 補修3 (完了日翌日)	○ 補修4 (証明書発行日当日)

ここでの補修は特自検によって発見された不具合を修復することをいう。予定した補修を終了した後、責任者が署名し、証明書の発行及び検査済標章の払い出しを行う。検査開始日から証明書発行日の間は、検査・補修が連続していること。

したがって上記の表のように、検査開始から、証明書発行日の間に補修が行われるので、補修日は、検査完了（検査年月日）の前も後もありえる。

証明書の発行によって特定自主検査は完了するので、その後の補修は一般修理として扱う。但し、特自検で発見した不具合について、証明書発行後に補修を行う場合は記録表に記載しないが、特自検との関係を明瞭にしておくことが望ましいことを事業主に伝える。

2. 検査事項部の記入

(1) 記入要領解説（概説）

検査事項部は、区分、No. 検査箇所等が次のような配列で表示されている。

区分	No.	検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果 良不良	補修 内容
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦

検査事項部の各事項の記入要領は次の通りである。

- ① 区分 機械を構成している装置の種類を示している。
- ② No. それぞれの装置を検査箇所ごとに分類し、通し番号を付けたものである。
- ③ 検査箇所 検査箇所が複数ある場合、良の検査箇所はそのままとし、不良な箇所は「○」で囲み、対象外の箇所は「―」で消す。
- ④ 検査内容 検査結果が良の場合はその検査内容の項目の左上に「レ」、不良の場合は項目を「○」で囲む。対象外の場合は「―」で消す。全項目に何れかの印（「レ」、「○」、「―」）を付ける。「・」のある項目では、「・」の前後でそれぞれ印を付ける。
時間管理等で検査を省略できる場合は、「＊」を「○」で囲み、結果は良とする。
なお「＊」以降の「・」の項目は、「＊」を○で囲み検査省略していることから以降は省略する。
- ⑤ 検査方法 良の判定を下すのに使用した検査方法の左上に「レ」を付ける。不良判定の場合は「○」で囲む。

使用しなかった検査方法はそのままとし、「一」で消さない。

表示以外の検査方法を使用したらそれを余白に記入し、「○」や「レ」を付ける。

⑥ 検査結果 良か不良かを判定し、いずれかに「レ」を付ける。

⑦ 補修内容 補修した場合は、その内容を表す記号を記入する。

補修していない場合は空欄とする。

※ 非該当検査 表示部品・装置が未装着の場合や検査が不可能な場合には、検査結果の良・不良欄 (⑥)、及び補修内容欄 (⑦) に「一、一、一」を記入する。③④⑤には何も記入しない。
なお、区分全体が対象外の場合は、区分全体を左上から右下に向けた「＼」で消すことができる。

(2) 記入要領解説 (記入の具体例)

区分	No.	検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果 良 不良	補修 内容
エンジン	1	本体 【例2】 ○ガス漏れ、水漏れが認められない場合は、この検査を省略してもよい。 ○弁すき間の異常による異音がなく、検査項目No.a,b,c,dに異常がない場合は、この検査を省略してもよい。	a ★始動性 がかり具合、異音、平熱機・ヒーターの作動 【例6】 b ★回転の状態 アクセルの作動、回転具合、ドリング回転 (8/0 min ⁻¹)、 無負荷最高回転 (2,810 min ⁻¹) c ★排気の状態 排気色、排気音、排気管、フラスコ等のガス漏れ d ★エアクリーナー ダースのき裂・変形・破み、エレメントの汚れ・損傷、油漏 e ★締付け シリンダーヘッド、マニホールドの取付 f ★弁すき間 弁すき間(吸最大 mm・最小 mm) 排最大 mm・最小 mm g ★圧縮圧力 圧縮圧力 (MPa) h ★噴射圧力 噴射圧力 (MPa) i ★噴霧状態 噴霧状態 良○・不良× j ★過給器 異常振動、異音、ガス漏れ、潤滑油漏れ k ★エンジンマウント ブラケットのき裂・変形・破み・脱落、防振ゴムの損傷・劣化	目視、操作、聴診 目視、操作、聴診、回転計 目視、操作、聴診 目視、聴診 トルクレンチ シックスネーグ 圧縮圧力計 電子制御 ノズルテスター 目視、ノズルテスター 目視、聴診 目視、レンチ等	✓ ✓ ✓ ✓ ✓ ✓ ✓ — 	

ガソリンキャブレター式エンジン

(i) 検査漏れを防ぐため、検査内容欄において該当する全項目に何らかの印を付ける。中点「・」で区切られた項目についても、前後に同様に印をつける。

【例1】「d エアクリーナー」の検査内容「エレメントの汚れ・損傷」について、正常だったので中点「・」の前後に「レ」を記入した。

(ii) 「★」のついた項目は、検査指針に示された省略要件 (関連機能に異常がないこと、時間管理されていること等) を満たしていれば、その検査を省略できることを表す。

省略する場合は、「★」を「○」で囲み、検査結果の「良」の欄に「レ」を記入する。

【例2】ガス漏れ、水漏れが無いので「★」を「○」で囲み、「e 締付け」の検査を省略した。

【例3】カートリッジ式でメーカー指定の時間管理を行っていたので、「★エレメントの汚れ・損傷」の「★」を「○」で囲んで、「・」以降は省略した。

(iii) 非該当検査の記入例を示す。

【例4】No.1のh、iは、ディーゼル式の検査箇所なので、検査結果及び補修内容の欄に「一、一、一」と記入し、またjは非装着だったので「一、一、一」と記入した。

(iv) 検査内容の対象外項目は「一」で消す。

【例5】ガソリン・キャブレター式なので、「電子制御」を「一」で消した。

【例6】該当しない項目が連続している場合は、項目ごとに「一」で消さないで、長い線でまとめて消しても良い。

(v) 検査結果(⑥)の不良判定の根拠となった検査内容(④)と検査方法(⑤)を「○」で囲む。

【例7】「No.2潤滑装置」で、潤滑油の油量不足及び汚れを目視で確認したので、検査内容の油量、汚れ、及び検査方法の目視を「○」で囲み、検査結果の不良に「レ」を記入した。

(3) 記入要領解説(検査箇所が複数ある場合)

検査箇所(③)が複数ある場合は、不良の対象箇所を「○」で囲む。

起動輪と下部ローラーに不具合がある場合を下图に示す。

区分	No.	検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果	補修内容
走	8	起動輪	亀裂、変形、 <u>磨耗</u> 、異音、異常発熱、取付、漏れ	<u>目視</u> 、 <u>聴診</u> 、 <u>触診</u> 、探傷器	良	✓
	9	上部ローラー、 <u>下部ローラー</u>	亀裂、変形、 <u>磨耗</u> 、異音、異常発熱、取付、 <u>油漏れ</u>	<u>目視</u> 、 <u>触診</u> 、 <u>探傷器</u>	良	✓
	10	履帯	チェーン磨耗・変形、取付、 <u>リンク・ブッシュ磨耗・摩耗</u> 、 <u>ピン長、たわみ</u> 、ピン抜け、 <u>ゴムパッキン(劣化・摩耗)</u>	<u>目視</u> 、 <u>スケール</u> 、探傷器	良	✓

(4) 記入要領解説(電子制御燃料噴射式エンジン)

電子制御燃料噴射式エンジンの検査にあたってはP C等の各メーカーの専用工具が必要となる。

従って、エンジンの運転状態が正常で、ディスプレイにエラー表示が無ければ検査結果は「良」と判断する。異常が認められる場合は、検査結果は「不良」とし、メーカー系サービスショップでの専門の点検を依頼する。

(i) 電子制御燃料噴射式エンジンで異常がない場合の記入例

区分	No.	検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果	補修内容
エ ン ジ ン	1	本体	a *始動性	✓ 始動具合、異音、予熱栓・セーターの作動	目視、操作、聴診	✓
			b *回転の状態	✓ クセルの作動、回転具合、アイドル回転(1760 min ⁻¹)、 無負荷最高回転(2,380 min ⁻¹)	目視、操作、聴診、回転計	✓
			c *排気の状態	✓ 排気色、排気音、排気管・マフラー等のガス漏れ	目視、操作、聴診	✓
			d *エアクリナー	✓ マスのき裂・変形・破み、エレメントの汚れ・損傷、油量	目視、聴診	✓
			e *締付け	シリンダーヘッド、マニホールドの取付	トルクレンチ	✓
			f *弁すき回	弁すき回(吸最大 mm・最小 mm)(排最大 mm・最小 mm)	シックスネーグ	✓
			g *圧縮圧力	圧縮圧力 (MPa)	圧縮圧力計	✓
			h *噴射圧力	噴射圧力 (MPa)	ノズルテスター	— — —
			i *噴霧状態	噴霧状態 良○・不×	目視、ノズルテスター	— — —
			j *過給器	異常振動、異音、ガス漏れ、潤滑油漏れ	目視、聴診	— — —

ガソリン電子制御式エンジン

異常がないので、「f 弁すき回～i 噴霧状態」については、検査省略の「*」を「○」で囲み、検査結果の良に「レ」を記入する。対象外のh 噴射圧力、i 噴霧状態、及び非装着のj 過給器は、「一、一、一」を記入する。

(ii) 電子制御燃料噴射式エンジンで異常がある場合の記入例

区分	No.	検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果 良 不良	補修 内容
エンジン	1	本体	a *始動性	かかり具合、異音、予熱栓・ヒーターの作動	目視、操作、聴診	✓
			b *回転の状態	アクセルの作動、回転具合、アイドル回転 (850 min ⁻¹)、 無負荷最高回転 (2,570 min ⁻¹)	目視、操作、聴診、回転計	✓
			c *排気の状態	排気色、排気音、排気管・マフラー等のガス漏れ	目視、操作、聴診	✓
			d *エアクリナー	ケースのき裂・変形・緩み、エレメントの汚れ・損傷、油量	目視、触診	✓
			e *継付け	シリンダーヘッド、マニホールドの取付	トルクレンチ	✓
			f *弁すき間	弁すき間(吸最大 mm・最小 mm) (排最大 mm・最小 mm)	シックスネスゲージ	—
			g *圧縮圧力	圧縮圧力 (MPa)	圧縮圧力計	—
			h *噴射圧力	噴射圧力 (MPa)	ノズルテスター	—
			i *噴霧状態	噴霧状態 良○・不良×	目視、ノズルテスター	—
			j *過給器	異常振動、異音、ガス漏れ、潤滑油漏れ	目視、聴診	✓
			k *エンジンマウント	ブラケットのき裂・変形・緩み・脱落、防振ゴムの損傷・劣化	目視、レンチ等	✓

ディーゼル電子制御式エンジン

「f 弁すき間～i 噴霧状態」について、検査内容の「電子制御」を「○」で囲み異常であることを示し、検査結果及び補修欄は検査不可能の為「—、—、—」を記入する。

併せて、「事業者への要請等」の欄に、「No.1 エンジン本体が不良です。電子制御式エンジンです。でメーカー系サービスショップで専門の点検を受けて下さい。」等、記述する。

(5) 記入要領解説（車検対象車の12カ月定期点検整備記録簿の添付）

フォークリフト、車両系建設機械、高所作業車で、道路運送車両法第四条に基づき自動車登録している車（いわゆる車検が必要な車両）は、12カ月定期点検の対象装置と特定自主検査の対象装置が重複する場合、12カ月定期点検整備記録簿（写し可）を添付することで、その装置の特定自主検査の記録として置き換えることができる。

区分	No.	検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果 良 不良	補修 内容
エンジン	1	本体	a *始動性	かかり具合、異音、予熱栓・ヒーターの作動	目視、操作、聴診	✓
			b *回転の状態	アクセルの作動、回転具合、アイドル回転 (min ⁻¹)、 無負荷最高回転 (min ⁻¹)	目視、操作、聴診、回転計	✓
			c *排気の状態	排気色、排気音、排気管・マフラー等のガス漏れ	目視、操作、聴診	✓
			d *エアクリナー	ケースのき裂・変形・緩み、エレメントの汚れ・損傷、油量	目視、触診	✓
			e *継付け	シリンダーヘッド、マニホールドの取付	トルクレンチ	✓
			f *弁すき間	弁すき間(吸最大 mm・最小 mm) (排最大 mm・最小 mm)	シックスネスゲージ	—
			g *圧縮圧力	圧縮圧力 (MPa)	圧縮圧力計	—
			h *噴射圧力	噴射圧力 (MPa)	ノズルテスター	—
			i *噴霧状態	噴霧状態 良○・不良×	目視、ノズルテスター	—
			j *過給器	異常振動、異音、ガス漏れ、潤滑油漏れ	目視、聴診	✓
			k *エンジンマウント	ブラケットのき裂・変形・緩み・脱落、防振ゴムの損傷・劣化	目視、レンチ等	✓
エンジン	2	*潤滑装置	油量、汚れ、油漏れ、*エレメントの汚れ・損傷	目視	—	別紙定期点検記録簿参照
	3	*燃料装置	燃料漏れ、ホース及びパイプの損傷・老化、*フィルターの汚れ・目詰まり	目視	—	別紙定期点検記録簿参照
	4	高圧ガス燃料装置	ガス漏れ、導管及びホースのき裂・損傷、ボンベ取付・損傷、 フィルターの汚れ・目詰まり	目視、検知器、レンチ等	—	別紙定期点検記録簿参照
	5	ブローバイガス還元装置	バルブの作動、配管の詰まり・損傷	目視、聴診	—	別紙定期点検記録簿参照
	6	*冷却装置	水量、汚れ、漏れ、ホースの損傷・老化、ラジエーターキャップの機能 ベルト(たわみ、摩耗、損傷)、ファン・カバーのき裂・変形・緩み	目視、触診、スケール	—	別紙定期点検記録簿参照

フォークリフトのエンジン部分

(6) 記入要領解説 (添付書類の説明文記入の詳細)

記入スペースが少ない場合は、参照マークを付け「事業者への要請等」欄又は「補修等の措置内容」欄に説明文を記入する。

【例】コンクリートポンプ車の詳細記録表添付

区分	No.	検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果 良 不良	補修 内容
置 ・ 車 ・ 機 ・ 器	38	サブフレーム (旋回ベアリング架台)	亀裂、変形、取付ボルト及びナットの緩み・脱落	目視、探傷器、レンチ	※	1 参照
	39	ブーム受台	亀裂、変形、緩衝ゴムの損傷・脱落、取付ボルトの緩み・脱落	目視、レンチ	✓	
	40	ビーム、ビームボックス、フロート	引っ掛かり、亀裂、変形	目視、操作、探傷器	※	1 参照
	41	ロック、ロックピン	ロック作動、ピン変形、チェーン損傷	目視、操作	✓	

「※1 参照は、特定自主検査詳細記録表を参照してください。」等

(7) 記入要領解説 (区分全体が該当なしの記入)

区分 (①) 全体が該当なしの場合は、区分全体で斜め線「\」で消すことができる。区分の中が小区分に分かれている場合は、小区分で区切り「\」で消すことができる。

左上から右下への斜線は、横書き文の書出しから書終りまでを削除する意味を持つ。

区分	No.	検 査 箇 所	検 査 内 容	検 査 方 法	検査結果 良 不良	補 修 内 容	
作 業 用 動 力 （ エ ン ジ ン ）	1	本 体	a ★始動性 b ★回転の状態 c ★排気の状態 d ★エアリーナー e ★給付け f ★弁開閉 g ★圧縮圧力 h ★噴射圧力 i ★噴霧状態 j ★過給器 k ★エンジンマウント	かかり具合、異音、予熱栓 アクセルの作動、回転具合、アイドリング回転速度（ min ⁻¹ ） 無負荷最高回転速度（ min ⁻¹ ） 排気色、排気音、排気管・マフラー等のガス漏れ ケースのき裂・変形・緩み、エレメントの汚れ、損傷、油量 シリンダーヘッド・マニホールドの取付 （吸最大 mm ³ 最小 mm ³ （排最大 mm ³ 最小 mm ³ ） 圧縮圧力（MPa） 噴射圧力（MPa） 噴霧状態 良○不良× 異常振動、異音、ガス漏れ、潤滑油漏れ ブラケットの亀裂・変形、防振ゴムの損傷・劣化、取付	目視、操作、聴診 目視、操作、聴診、回転計 目視、操作、聴診 目視、聴診 トルクレンチ シックスエージ 圧縮圧力計 ノズルテスター 目視、ノズルテスター 目視、聴診等 目視、レンチ等		
	2	★潤滑装置	油量、汚れ、油漏れ、★エレメントの汚れ・損傷	目視			
	3	★燃料装置	燃料漏れ、ホースの損傷・老化、★エレメントの汚れ・目詰まり	目視			
	4	★冷却装置	水漏れ・汚れ、水漏れ、目詰まり、ホース損傷・老化、ラジエーターキャップ機能・損傷、ベルト（たわみ、摩耗、損傷）、ファン・カバー・ダクト等のき裂・損傷・変形・取付	目視、スケール			
	5	★電気装置	充電装置機能、バッテリー液量・端子緩み・腐食、配線緩み・損傷	目視、聴診、テスター			
	6	ブローバイガス還元装置	バルブの作動、配管の詰まり・損傷	目視、聴診			
	7						
	8	電動機本体	振動・異音、ブラシ摩耗・当たり、コンミテーター汚れ・摩耗、取付	目視、聴診、スケール	✓		
	9	コンタクター	振動、損傷、摩耗	目視、操作	✓		

区分	No.	検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果 良 不良	補修 内容
ブ ー ム	16	ブーム (ラダー)	破り (本体、側面)、おじれ、クランプ部へこみ、側面板のうねり、おこん・側部へこみ、パッド部がた、(厚材) 接接部き裂・損傷	目視、操作、(スケール) 探傷器	✓	X
	17	絶縁ブーム・絶縁カバー	き裂・損傷・汚れ、取付	目視	✓	
	18	ヒンジピン	差込部がた、取付	目視	✓	
	19	伸縮又は折折機構	チェーン・スプロケットの損傷・摩耗・たるみ、取付ピン損傷・抜け止め異常、ランナー・ピン等のき裂・損傷・取付、差込部がた、ワイヤロープ直径減少、緩急切れ	目視、スケール	✓	
送 油 装 置	20	送油装置 (ケーブルベア)	ケーブルの取付、損傷・摩耗・変形、振動、損傷、油漏れ、差込ケーブルの損傷	目視、操作	✓	
	21	リフトアーム、マスト	異音・引っ掛かり・がた、き裂・おじれ・かじり、取付、ヒンジピン損傷・取付、差込部がた	目視、操作		
	22	リフトチェーン、ワイヤロープ	損傷・摩耗、取付ピン損傷・抜け止め異常、たるみ	目視		

高所作業車 (トラック式) の作業用動力と作業装置

(8) 記入要領解説(検査内容欄の()内に測定値を記入する場合)

()内には「レ」、「〇」、「一」を付けない。但し、制御弁の場合を除く。

検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果 良 不良	補修 内容
かじ取り車輪	✓ ストップバーボルト取付、車輪と他の部分との接触 ✓ 旋回半径(左 1,920 mm・右 1,910 mm)	✓ 目視、レンチ等、巻尺	✓	
自然降下量、(自然前傾量)	✓ 降下量(8 mm/ 15 分) (前傾量) (29 mm/ 15 分)	(スケール) ✓ イマー		✓
バッテリー	✓ 流量・電解液比重(最高 1.280・最低 1.260) ✓ 各電槽の電圧(最高 2.11 V・最低 2.08 V) ✓ 端子緩み・損傷・腐食、容器損傷・漏れ、コード・コネクタ損傷・接続	✓ 目視、✓ 触診、✓ 比重計、✓ テスター、 ✓ レンチ等	✓	
制御弁(コントロールバルブ)	✓ 作動、漏れ、取付 (リリーフ圧) (リフト) 14.3 MPa・✓ ティルト 10.3 MPa	✓ 目視、✓ 操作、✓ レンチ等 (油圧計)	✓	A

(9) 記入要領解説(最近のフォークリフト)

(i) AC制御式フォークリフトの過電流制御装置、安全装置

AC制御式フォークリフトは、常に過電流の発生を制御し、また異常発生時はエラー表示や車両停止の機能がある。したがって、過電流制御装置や安全装置に該当する装置は無い。

・異常がない場合は、AC制御に「レ」を記入し、他の検査内容は、「一」で消す。検査結果は良に「レ」を記入する。

検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果 良 不良	補修 内容
e 過電流制限装置	モーターの最大電流値(走行用) A 荷役用 A) 、AC制御	電流計	✓	
f 安全装置	コンタクターの作動(アークを引き開く・開かない・閉じない) 、AC制御	目視、操作	✓	

(ii) ストップバーボルトが無いフォークリフトの最小旋回半径測定

ストップバーボルトが装着されていないフォークリフトは、構造上最小旋回半径の変動はない。

・連結部に、がた及び摩耗が無ければ、良と判断し下表のとおり記入する。なお、リーチ式も同様。

検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果 良 不良	補修 内容
かじ取り車輪	✓ ストップバーボルト取付、車輪と他の部分との接触 ✓ 旋回半径(左 _____ mm・右 _____ mm)	✓ 目視、レンチ等、巻尺	✓	

(iii) 湿式ディスクブレーキ

湿式ディスクブレーキはその構造上、分解検査は困難である。

・検査箇所に「湿式」と追加記入し、湿式ディスクブレーキであることを示す。パッドは該当なしなので「一」で消す。

・検査が困難なため、検査結果及び補修内容に「一、一、一」を記入する。

検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果 良 不良	補修 内容
湿式 ブレーキディスク、パッド	パッドの引きずり・厚さ、ピストンの油漏れ、ディスク・キャリパーのき裂 ・損傷・摩耗、取付	目視、ノギス、レンチ等、 探傷器	—	—

3. 事業者への要請等及び補修等の措置内容の記載

特定自主検査は、機械の状態を客観的且つ正確に把握することが必要である。検査の結果明らかになった不具合箇所は、速やかに補修等を行わなければならない。

また、検査業者においては、「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」第19条の20第6号において、「その他特定自主検査に関し必要な事項」を記載することと規定されている。詳細は基発第79号（S53. 2. 10）により、「検査業者が特定自主検査を行ったときに事業者に勧告した事項等」と定められている。これらには次の内容が含まれるので、「事業者への要請等」の欄に記載すること。

（1）検査の結果、不良と判定されたが補修しなかった事項。

（2）検査の結果、良と判定されたが稼働時間の経過に伴ない異常の発生が予見される事項。

「補修等の措置内容」の欄には、検査の結果、異常が認められ補修を行なった内容（不具合箇所と内容、補修を行った年月日、補修の内容）を記載すること。

4. 記録表の管理

（1）記入にあたり、修正が出来ないボールペン等（黒色が望ましい）を使用する。

（2）検査記録表の管理

（i）保存年限

検査記録表の保存年限については3年間と定められているので、的確にファイリングして保存・管理すること。（安衛則第151条の23等）

検査済標章の番号順に月ごとにファイルする等、記録表の発行漏れ防止に努めること。

（ii）正本、副本の取扱い（検査業者）

① ノーカーボン式記録表のもの

ノーカーボン式は、「正」「副」の表示がある。

1枚目が「正」で、事業者が保管する。

2枚目が「副」で、検査業者が保管する。

② 普通紙記録表のもの

前記①に準じて1枚目を「正」、2枚目を「副」として取扱うこと。

（iii）再発行の場合の取扱い（検査業者）

再発行の場合は、次の手順で処理すること。

① まず「証明書・検査標章再発行申込書」を受領する。（業務マニュアル参照）

② 申込書の機械について、検査台帳や記録表の控等により検査の事実を確認する。

③ 再発行の方法としては、次のいずれかとする。

イ. 記録表の控のコピーに、「原本と相違ない」旨の証明をする。

ロ. 記録表の控と同じものを作成する。検査者及び責任者はそれぞれ本人が署名する。

④ 検査台帳の当該摘要欄に、再発行年月日及び再発行申込No.を記載するとともに、再発行申込書は記録表と一緒にファイルする。

【参 考】

・建設に係る特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るための指針

1. 排出量を増加させないための燃料（軽油）の使用。

2. 排出量を増加させないための点検整備の実施。

① 1 年以内ごとに 1 回定期検査を実施すること。

② 定期検査は、法第 45 条第 2 項の特定自主検査を行う有資格者及び検査業者で可。

上記により、特定自主検査記録表の〔排気ガス検査共用〕項目に、★印を付けた。（★★印は〔排ガス検査専用〕項目）特定自主検査と排気ガス定期検査の両者の記録表として、使用すること。

5. Q & A

Q	A
OEM 製品の場合、メーカー名や型式は製造会社のもを記入すべきか。	ブランド名、ブランド型式を記入しても構いません。
エンジン回転数は、モニター表示の数値を記入してもよいか。	モニター表示の数値を記入して構いません。
検査箇所項目にない装置が装着されていて、これを検査した場合、どのように記録したらよいか。	同区分のブランク欄を使用してください。ブランク欄がない場合は、「事業者への要請等」欄又は「補修等の措置内容」欄を使用し、必要事項を記入してください。
特自検実施日よりかなり前に実施した 12 カ月定期点検記録簿でも検査項目省略用として添付可能か。	特自検実施日から見て一年以内のものなら有効ですが、次の 12 カ月点検を実施することが前提です。
使用しなかった検査方法を「一」で消してもよいか。	基本ルールでは手数を省くため消さないとしていますが、「一」で消しても構いません。
ウォーターポンプのインナーキット交換「⊗」と冷却水交換「×」を実施した場合、補修内容欄に「⊗」を記入してもよいか。	作業区分記号の順位に従い「×」と記入して下さい。
検査結果が不良でも、事業者が修理を行わない場合、どうしたらよいか。	事業者への要請等の欄に「速やかに補修等の措置を行うよう」の旨を記載・説明し、検査済標章を渡し、修理を行った後、事業者が標章を貼付するよう依頼してください。
「事業者への要請等」欄は空欄でもよいか。	不具合箇所が無い場合でも、定期点検整備の重要性を説明し、継続実施の励行を促す等のコメントを記述してください。
「補修等の措置内容」欄にも補修をしなかった不良の内容を記入してよいか。	基本ルールでは、補修をしなかった不具合は「事業者への要請等」欄に記入するとしていますが、「補修等の措置内容」欄に併記しても構いません。

6. 検査記録表（証明書）の種類と対象機種

特定自主検査記録表一覧

区 分	No	機 種	様 式	摘 要
1、フォークリフト	1	エンジン式フォークリフト	SR-LE-01/02	
	2	バッテリー式フォークリフト	SR-LB-01/02	
	3	リーチ式フォークリフト	SR-LR-01/02	
2、不整地運搬車	4	不整地運搬車	SR-GR-01/02	
車 向 系 建 設 機 械	3-1 共通機体	5 油圧式共通機体	SR-KB-01/02	
		6 機械式共通機体	SR-KB-03/04	
		7 下部走行体（トラック）	SR-KL-01/02	
		8 ジブ、リーダー、ワイヤーロープ	SR-KJ-01	
	3-2 整地・運搬・ 積込用機械	9 ブル・ドーザー トラクター・ショベル（クローラー式）	SR-GB-01/02	
		10 トラクター・ショベル（ホイール式）	SR-GL-01/02	
		11 モーター・グレーダー	SR-GG-01/02	
	3-3 掘削	12 油圧ショベル（クローラー式）	SR-EHC-01/02	
		13 油圧ショベル（ホイール式）	SR-EHW-01/02	
		14 クレーン機能付油圧ショベル（クローラー式）	SR-ECC-01/02	
		15 クラムシェル	SR-ES-01	※1・※3又は※2
	3-4 基礎工事用	16 ディーゼルバイルハンマー	SR-FHD-01	※1・※3
		17 油圧バイルハンマー	SR-FHH-01	※1・※3
		18 硬質地盤油圧式くい圧入機	SR-FB-01/02	※1・※3又は※1・※3・※4
		19 振動バイルハンマー	SR-FV-01	※1・※3又は※2
		20 アース・ドリル	SR-FD-01/02	※1・※3又は※1・※3・※4
		21 一体型せん孔機	SR-OB-01/02	
		22 分離型せん孔機	SR-OB-03/04	※1・※3
		23 アース・オーガー	SR-FA-01	※1・※3又は※1・※3・※4又は※2
		24 建柱車	SR-FP-01/02	※4
	3-5 締固め用	25 ロードローラー及びタイヤローラー	SR-RR-01/02	
		26 振動ローラー	SR-RV-01/02	
	3-6コンクリート	27 コンクリートポンプ車	SR-CP-01/02	※4
	3-7 解体	28 ブレーカ	SR-EB-01	※2
		29 鉄骨切断機、コンクリート圧碎機	SR-ETC-01	※2
		30 解体用つかみ機	SR-ENG-01	※2
		31 特定解体用機械	SR-EL-01	※2
4、高所作業車	32	高所作業車	SR-HL-01/02	※4
	33	高所作業車（トラック式）	SR-HT-01/02	※4
5、その他	34	事業者への要請等及び補修措置	SR-ZC-03	

（注）補修措置欄が無い又は不足する場合は、様式 SR-ZC-03 等を使用する。

※1 共通機体（SR-KB-01/02又はSR-KB-03/04）とセットで使用する。

※2 油圧ショベル（SR-EHW-01/02又はSR-EHC-01/02）とセットで使用する。

※3 ジブ、リーダー、ワイヤーロープ（SR-KJ-01）とセットで使用する。

※4 車検対象車で12ヵ月定期点検を受けていない場合は下部走行体（トラック）（SR-KL-01/02）とセットで使用する。

協会 P R

あなたは特定自主検査記録表を 正しく書いていますか??

実務研修 記録表作成コースのご案内



特定自主検査の結果を
検査記録表に
正しく記録します。

正しい特定自主検査記録表の記入方法を学ぶ。

※ 特定自主検査を実施した場合、その結果を記録しておくことが労働安全衛生法第45条で定められています。

この検査結果は特定自主検査を実施した検査者（員）が「検査記録表」に記入しますが、誰が見ても判るように正しく記録されていることが重要です。

検査記録表は機械の進歩にともなって改善しています。これに伴い、記録表の記入方法も改善されています。本研修を受け、最新の知識を身に着け、特定自主検査についての正しい検査方法および正しい記録表の記入方法を修得することをお勧めします。

関係法令 労働安全衛生法 第45条 第1項

労働安全衛生規則 第151条の23、第169条、第194条の25

開催の予定は建荷協ホームページにてご確認ください。www.sacl.or.jp

特定自主検査記録表の記入要領（製品版）（TC-ZC-02-Q）

特定自主検査記録表は、機械性能の向上により随時改訂されています。最新の記録表についても正確に記入できる様、記入方法を解説しています。（R2.4.3改訂Q版発行）

製品版では本誌に掲載されている特定自主検査記録表の記入要領に加え、記入演習課題例を多数掲載しています。

品 名	品 番	会員価格	一般価格
特定自主検査記録表の記入要領	TC-ZC-02-Q	440 円（税込）	550 円（税込）



広報

グラフで見る特自検 第7回

特定自主検査に係る現況等の調査結果報告

建設荷役車両安全技術協会 調査部

建荷協における新たな活動施策を企画立案し、特自検のさらなる普及促進につなげることを目的に、「特定自主検査に係る現況等の調査」を実施しました。

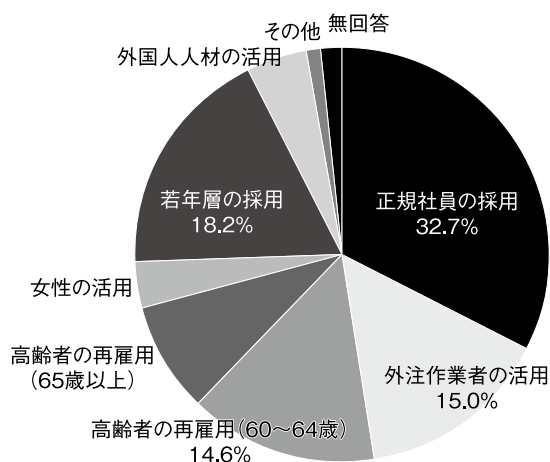
令和元年の第1次調査に続き、令和2年に行った第2次調査のアンケート結果がまとまりましたので、本誌にて数回に分けて紹介しています。今号では前号で紹介した人材の不足感についての対応などを紹介します。

なお、調査の概要については、機関誌251号（2021-1月）の同記事2. 調査概要をご覧ください。

1. 人手不足に対する将来に向けての対応方法

前号では回答企業（1386社）において、どのような人材層に不足を感じているのかに関する職種別のグラフや、特に不足感の

高かった技術者（サービス員、メカニック社員等）についてのグラフを紹介しましたが、今回は回答企業では将来に向けてどのような対応を考えているのかについて紹介します。



グラフ1 人手不足に対する将来に向けての対応方法（全体）

この質問の回答は下記の8項目からの選択とし、複数回答を可としました。

- ・ 正規社員の採用
- ・ 外注作業者の活用
- ・ 高齢者の再雇用（60～64歳）
- ・ 高齢者の再雇用（65歳以上）
- ・ 女性を活用
- ・ 若年層の採用
- ・ 外国人材の活用
- ・ その他

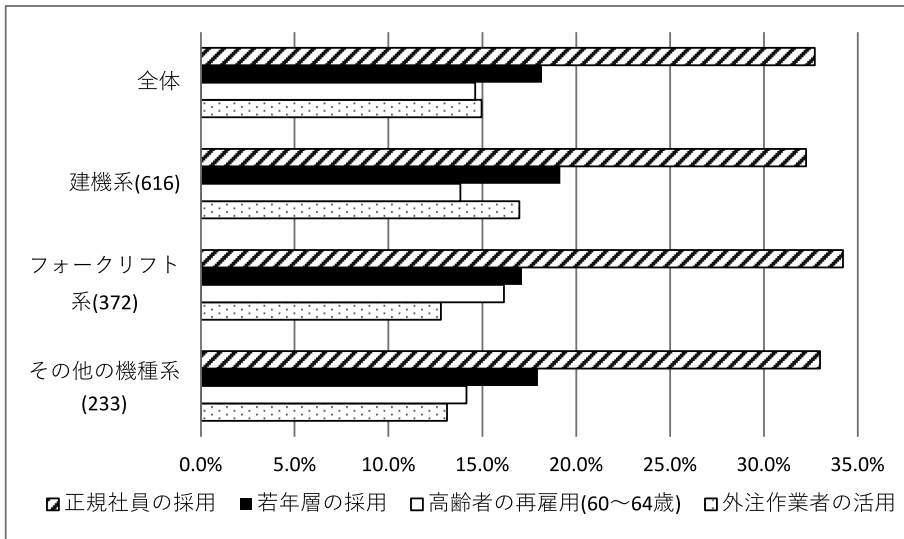
最も回答が多かったのは「正規社員の採用」で32.7%でした。

次いで「若年層の採用」（18.2%）、「外注作業者の活用」（15.0%）、「高齢者の再雇用

（60～64歳）」（14.6%）の順でした。

「外国人材の活用」については4.8%で、巷で言われるような外国人活用の回答は多くありませんでした。

この上位の回答について業種別（建機系、フォークリフト系、その他の機種）にみた

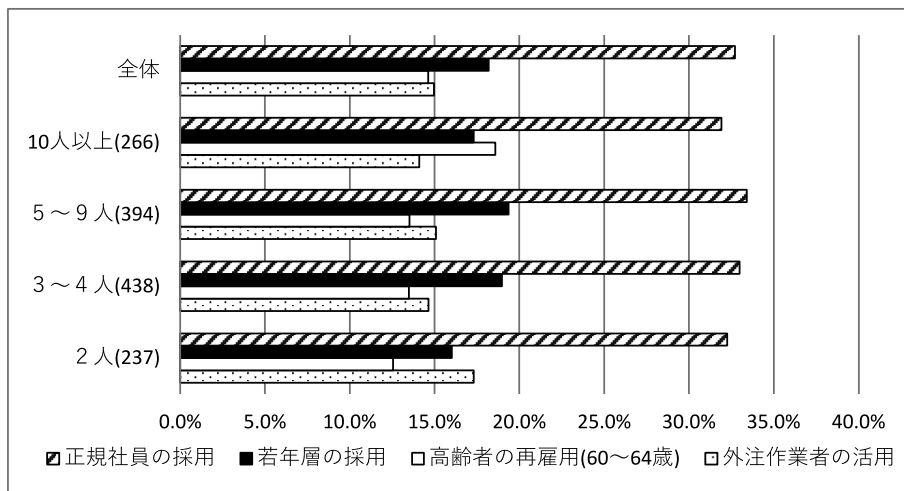


グラフ2 人手不足に対する将来に向けての対応方法（上位・業種別）

各業種別でみると特に大きな差異はありませんが、傾向としては建機系では「若年層の採用」と「外注作業者の活用」が他より高く、フォークリフト系では「正規社員の採用」と「高齢者再雇用（60～64歳）」が高くなっています。

建機系の整備、修理作業などでは溶接や板金加工、塗装などの専門作業も多く見受けられ、それらの外注頻度が他の業種より高くなっていると推測されます。

次に同じく上位の回答を事業規模（人員）別にみたのがグラフ3です。



グラフ3 人手不足に対する将来に向けての対応方法（上位・規模別）

全体の回答と比べ、10人以上の事業場では「高齢者の再雇用（60～64歳）」が高くなっています。

規模の大きな事業場は業務の範囲も広く、再雇用者を活用できる職務が多いことで再雇用への検討が、中小規模の事業場より高いと推測されます。

5～9人及び3～4人の事業場では突出した回答はありませんが、「若年層の採用」を検討との回答が若干多くなっています。

2人規模の事業場では「外注作業者の活用」との回答が高く、受注した作業の内容に応じて専門的な外注依頼を検討していると推測されます。

2. 若者や技術者等の人材確保策・育成策（インタビュー）

次に、回答業者へのインタビューから、若年者や技術者等の人材確保策・育成への対応についてのコメントのうち、主なものを紹介します。

(1) 新卒者、若年の不足感について

- ・特定自主検査を実施する自動車検査・整備業は、時に3K職場のイメージを持たれる場合がある。
- ・車好き・機械いじりを好む若者の減少等

により、以前より新卒者の応募が減少している。

- ・専門的技能が求められる割には賃金水準が高くないため、若者が魅力を感じていないようである。
- ・仕事のイメージや待遇が良いわけでもなく、業種・職種としてあまり好まれてはいない。

(2) 人材の確保について

- ・地元地域では、高校生を対象として夏休みに職場見学会を実施し、応募の促進を図っている。
- ・高卒社員は入社後、会社負担で自動車整備の専門学校へ通わせ、整備士資格を取得させている。
- ・募集広告などで経験者、有資格者の中途採用の促進を図っている。
- ・自動車ディーラーの出身者などを募集、採用している。他業種であっても経験者の方が伸びしろもあり、現在は中途採用のみとなっている。

今号では人手不足に対する将来に向けての対応方法について、インタビューでの回答を交え紹介しました。

次号からは検査員の資格取得や技術向上などについて紹介します。

広報

特自検Q&A

第7回

建設荷役車両安全技術協会 本部

皆様から建荷協にお寄せいただいた「特定自主検査業務に関わる質問」の中より、重要なもの、繰り返しいたいたもの等をQ&Aの形で紹介しています。

より適正な検査の実施および信頼される特自検管理業務の参考にいただければ幸いです。

1. 検査料の税込み表示について

Q1：検査業者です。

令和3年4月1日から、税込み価格の表示（総額表示）が義務化されると聞きました。

特定自主検査の検査料も総額表示にしないではいけませんか？（現在は、消費税別途の表示です。）

A1：総額表示については、消費税法第63条では不特定かつ多数の消費者に課税資産の譲渡等を行う場合とされており、特定自主検査の検査料は、限定された事業者が対象となりますので、これには該当しないと考えられます。

総額表示・消費税別途表示のどちらを採用するにしても検査業者の登録時に提出した価格表との対応が明確になるようにしておくことが肝要でしょう。

また、金銭トラブルを避ける意味でも事前に見積書を提出して、事業者の方が安心して特定自主検査を受けていただけるようにすることも必要です。

以下の財務省のホームページに様々なQ&Aがありますので、関心のある方はご覧ください。

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/sougakuhyoji_faq.htm

消費税法（価格の表示）

第63条 事業者は、不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等を行う場合において、あらかじめ課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の価格を表示するときは、当該資産又は役務に係る消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含めた価格を表示しなければならない。

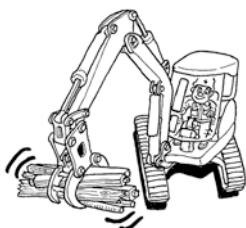
2. 解体用つかみ機の運転室の飛来防護設備について

Q2：車両系特自検の検査業者です。

顧客から油圧ショベルに解体用つかみ機を装着する時の運転室に、運転者の安全を確保する飛来物防護設備を設

けてほしいとの依頼がありました。

車両系建設機械の構造規格上、どのような飛来物防護設備にしたら良いか、ご教示ください。



A2：ご存じの様に、鉄骨切断機、コンクリート圧碎機、解体用つかみ機は、平成25年7月1日に、労働安全衛生法施行令別表7の建設機械に追加されました。これにより、これらの機械は、特自検の対象機械となるとともに構造規格を具備しなければ貸与、設置等をしてはならないとされています。

「構造規格第9条」では運転に必要な視界等を規定していますが、同条第3項で建設機械（解体用つかみ機）の運転室の前面に使用するガラスは、『安全ガラス』でなければならないと定められていますので、運転室の前面に『安全ガラス』を設置してください。

また、構造規格以外にも、ヘッドガードの設置（安衛則第153条）、転倒時保護構造及びシートベルトに関する努力義務（安衛則第157条の2）、運転室のない解体用機械の使用禁止（安衛則第171条の5）等の建設機械の安全措置に関するリーフレットが、以下の厚労省のホームページに掲載されています。

これらの事項は、検査業者として理解しておくことが望ましいと考えられ

ますので是非ご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei52/>

車両系建設機械構造規格

（運転に必要な視界等）

第9条

3 車両系建設機械（ブレーカを除く。）の運転室の前面に使用するガラスは、安全ガラスでなければならない。

3. 出向者の取り扱い

Q3：検査業者検査員の資格を持つ人が、親会社から系列の検査業者に出向しています。

この人は、出向先の検査者として認められますか。（就業形態は出向先と同じですが、給与は系列会社負担分も含めて親会社から支給されています。）

A3：これまでの都道府県労働局へ検査業者の登録を行なった事例では、出向形態が契約書、命令書等により明確であり、出向先に専属であれば、出向先の検査者として認められていると認識しております。

前述と異なる形態の場合については、労働局にご相談願います。

註：回答中の枠囲みは

法令 指針 その他

を示します。

特自検に係るご質問をお待ちしています。質問が採用された方には、薄謝を進呈します。質問は以下の方法でお寄せ下さい。

・巻頭アンケート用紙にて ・メールにて（E-mail：koho@sac1.or.jp）

衝突軽減システム搭載・ お知らせ機能付周囲監視装置FVM2+

泉川 岳哉*

当社では安全な建設現場実現の為、2011年に3台の車載カメラの画像を俯瞰画像として合成し後方270度がひと目で確認できる「FVM」を、2017年には、それらの画像を解析して機械周囲の人の形を認識して、人が居ると判断した場合にモニター画面への表示とお知らせアラームでオペレータに注意を促す「FVM2」を市場に投入し、オペレータの安全確認のサポートにいち早く取り組んできた。今回さらに、作業員と機械が接近した場合に、機械を自動で減速・停止することで油圧ショベルの接触事故リスクのさらなる低減に貢献する「FVM2+（フィールドビューモニター2プラス）」をSH200-7用に開発した。本稿では、このシステムについて紹介する。

1. はじめに

建設業の死亡事故は全産業の中でも依然として多く、その中でも建設機械に起因する事故が多く発生している。国土交通省の進めているi-Constructionにより機械周囲の作業者が減少し、安全性が向上していると推定されるが、ICT建設機械のオペレータを対象にしたアンケートではICT施工特有のリスクも挙げられている。マシンガイダンスのモニターを注視しすぎたことによるヒヤリハットや、機械周囲の作業員がいなくなったことから安全確認が不十分になったヒヤリハットなどが上げられている。

このことからICT施工の推進と合わせて、機械自体の安全性の向上を図ることが

必要と考えられる。当社ではこの課題を解決するために、衝突軽減システム搭載・お知らせ機能付き周囲監視装置FVM2+を開発した。

2. システムの概要

本システムは、3Dセンサーを活用した反射物検知方式により、危険エリアにいる安全ベストを着用した人を検知し、走行および旋回を自動で減速・停止させることで、衝突被害の軽減を図る装置である。安全ベストを着た人を反射物検知方式で高精度に検知し、また盛土などでは作動しないことから、安全性と作業効率を両立した。作動範囲は機械の後方周囲270度のワイドエリ

* 住友建機株式会社 技術本部 先端技術部 ICT建機開発グループ グループリーダー

アに対応し、作動状況はモニターで確認出来るだけでなく外部アラームで周囲の作業員にも警報することが可能である。

図1にFVM2+のシステム構成図を示す。LiDARからの反射物検知情報をショベルコントローラで処理し、走行・旋回パイロット圧力を制御することで、走行・旋回動作を減速・停止させる。同時にモニター及び外部アラームを制御し、警報を発する。検知情報はG@Navコントローラにより稼働管理システムに送られ、遠隔地よりウェブ画面上で作動状況を確認可能である。

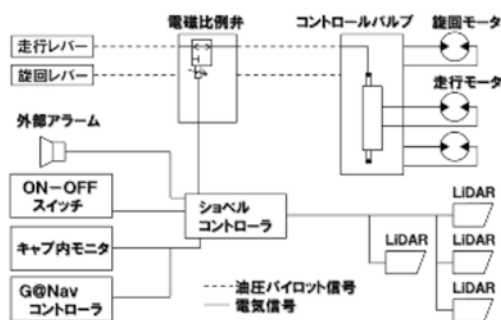


図1 FVM2+のシステム構成図

3. FVM2+の特徴

(1) 人検知機能

本システムでは3Dセンサー（LiDAR）による反射物検知方式で安全ベストを着た人を高精度に検知している。LiDARは一般的に埃があるとそれを物体として検知してしまう。埃の多い建設現場では埃を検知して機械が止まってしまうと、作業効率が著しく低下してしまう。

本システムでは3Dセンサーが検出した

位置情報と合わせて反射強度情報を用いることで反射物のみを検知しているので、反射強度の低い埃を検知することはない。同様に建設現場に存在する盛土についても検知して停止することがなく、安全ベストを着た周囲の作業員を高精度に検知することで、作業効率と安全性を両立した。安全ベストを着用していれば作業員の姿勢に関係なく検知が可能で、屈んでいる作業員も検知可能である（図2）。

ただし、反射板付きのカラーコーンなどに反応して停止することがない様、高さ60cm未満の反射物は検知しない。従って倒れている作業員は検知できない。同様に大きな荷物も持っていたり姿勢により安全ベストがセンサーから見えない状態であったり、安全ベストの種類や劣化により反射率が低下している物では検知できない場合がある。

安全ベストは一般に販売されている物で検知可能であるが、丈が長く全体に反射ラベルがついており、また反射強度が強い物を推奨している。

3Dセンサーは変調赤外線照射方式で外乱光に強く、夏の直射日光の下でも、冬の西日が差し込む状況でも、また暗がりの下でも反射物を検知可能である。

人の検知範囲は機械の後方周囲270度としており、オペレータがモニターのFVM画面上で視認可能なエリアと同一としている。これによりオペレータはシステムの作

動範囲を容易に判断することが可能である。またショベルが後進している時のみでなく、下部走行体に対し上部旋回体を90度旋回させて横方向に走行している時も想定した検知範囲としている。



図2 人検知機能

(2) 衝突軽減機能

安全ベストを着た人を検知すると、走行および旋回を自動で減速・停止させ衝突被害の軽減を図る（図3）。機械が停止した状態で検知した場合は、機械の走行・旋回の起動を停止させる。機械が走行・旋回中であれば、減速した後に停止させ、急停止によるオペレータへの負担を軽減すると同時に、急停止による危険性も低減する。



一度減速・停止制御が作動すると、人がいなくなっても制御を継続させる。人がなくなった後、オペレータが操作レバーを中立にし、安全性確認が行われて初めて制御は解除される。これにより人がいなくなった後、機械が急に動き出す危険性を防ぐと同時に、操作レバーから手を放すことなく操作が再開でき、安全性と作業効率を両立させた。

旋回の減速・停止制御は衝突する方向のみ減速・停止制御が行われ、回避する方向には操作が可能である。走行と左右旋回の減速・停止範囲は個別に設定されており、走行で衝突するリスクがあっても旋回で衝突するリスクがない場合は、走行のみ減速・停止制御が行われる。

走行、旋回以外のアタッチメントについては制御が行われないので、アタッチメントが急停止するようなリスクは生じない。人の検知及び制御は十分高速に行われており、検知遅れによる制御のバラつきを最小限に抑えている。



図3 走行・旋回時の減速・停止制御のイメージ

(3) 警報機能

人を検知し衝突軽減機能が作動すると、モニターでオペレータに警報すると同時に、外部アラームで周囲の作業者にも警報を行う（図4）。これにより周囲の作業者が衝突のリスクに気付き、その場から退避するなどの行動を起こすことができる。

外部アラームは夜間工事など騒音に配慮する必要がある場合は、モニターの設定画面でキャブ内のアラームのみに切り替えることができる。モニターには実際のカメラ画像上に検知した人の方向が矢印で表示されており、周囲の状態を一目で確認できるようになっている（図5）。

矢印表示は検知した人との距離に応じ2段階に、遠方の減速エリアでは黄色で、より近くの停止エリアでは赤色で表示される。これらの警報や停止制御はゲートロックの状態や操作レバーの操作状態に関係な

く常に行われる。作業開始前から周囲の人の検知状態をオペレータと周囲の作業者に警報することが可能となり、安全性が向上する。

衝突軽減システムの作動状況はリアルタイムで稼働管理システムG@Navに送信され、事務所などの遠隔地からウェブ画面上でFVM2+の作動状況を確認することが可能である。作動した場所を地図上に表示可能であり、現場の危険の発生リスクを見える化することで、安全対策に活用することが出来る（図6）。



図4 外部アラーム

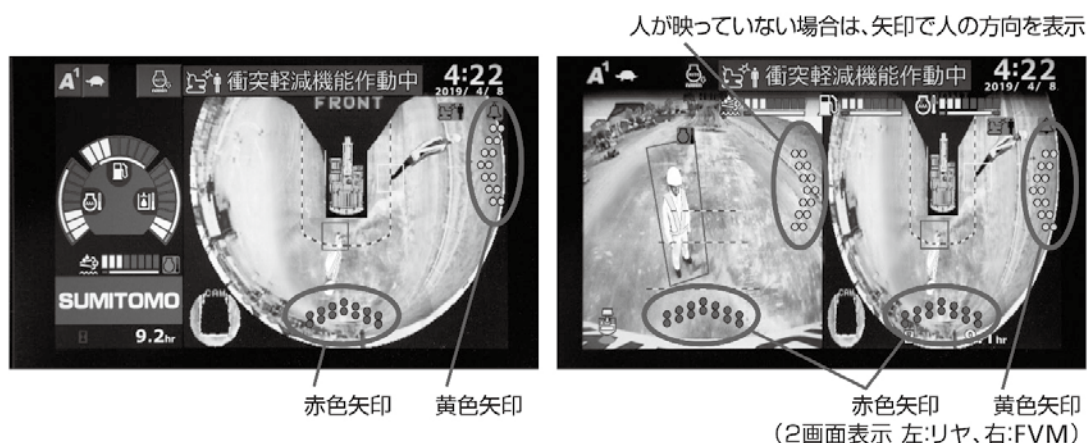


図5 モニター表示例



図 6 G@Nav表示例

4. おわりに

安全性のみでなく作業効率も考慮し、現場責任者だけでなくオペレータも使いたがる安全装置を目指し、本衝突軽減システムの開発を進めてきた。しかしながら現場の安全は、本システムのみでは実現されず、現場全体の安全管理、オペレータの安全操作が前提となり、さらに万が一の時に安全をサポートする機械の機能により、より安全な現場が実現できる。

先を行く自動車業界ではより高度な安全技術が開発されており、建設機械においても機械や現場の特性にあった安全装置の開発が求められる。今後もさらなる安全性の向上をめざして新しい技術開発を進めていきたい。

※FVMは、住友重機械工業株式会社の登録商標です。

※G@Navは、住友建機株式会社の登録商標です。

技術・技能の継承

第 1 回

中小企業診断士

松田 博文

少子高齢化が進む中、若年層の採用が難しく、ベテラン社員はいるものの、若年社員が少ない企業が増えつつあります。このような状況で、多くの企業、とくに中小企業では、技術や技能の継承は、共通の課題といっても過言ではありません。

技術競争力の低下にもつながりかねないこの「技術・技能の継承」問題について、本号より、中小企業診断士・松田博文氏にシリーズで執筆していただくことになりました。

「技術・技能の継承」の現状・課題から解決の方向性・新しい取組等を、中小企業での例（連載第3回より掲載予定）も交え、示唆に富む内容を紹介していただく予定です。

なお、松田氏のプロフィールは、本記事最終頁（58頁）をご覧ください。

1. はじめに

これまでモノづくりの技術を競争力の源泉としてきた我が国の製造業にとって、熟練技術者の定年退職による技能が消滅していく大きな危機となっています。特に輸送用機械、金属製品、精密機械などの機械金属関連企業ではその影響が大きいと言われています。会員の皆様に関連する荷役建設車両関連の検査整備業、建設業も例外ではありません。

そこで「2019年版ものづくり白書」(https://www.meti.go.jp/report/whitepaper/mono/2019/honbun_pdf/index.html)を参考にしながら、製造業における技術・技能の継承（注1）における現状、問題、それに対する課題、新しい取組についてを第1～2回で説明していきます。

注1. 物事を受け継ぐ行為として「伝承」と「継承」という用語がある。一般

に「伝承は、「風習」「信仰」「言い伝え」などを受け継いで後世に伝えることであり、「継承」は、「地位」「身分」「財産」「権利」「義務」などを受け継ぐことである。」本論では技能を伝承して技術に転換していわば知的財産にして受け継いでいくことから「継承」で用語統一する。

2. 「技術・技能の継承」とは

「技術と技能」はしばしば一体として使用されますが、本質的な違いを明確にします。

「技術」は、文章、図表、数式などによって説明や表現ができ、記録され伝えられる形式知から構成されるもので、紙、映像、電子データなどの媒体を通じて伝達・伝播されます。

一方、「技能」は、その人に内在する暗黙知から構成される能力のことであり、そ

の人を離れては存在せず、長年の経験や訓練を通じて人から人へと伝達されます。このため、技能の習得・継承には、人から人へ長い時間を必要とすることが一般的です。技能は人に内在する能力であるため、人が絶えると技能は容易に復活、継承できません。しかし、技能は科学の力により、分析、標準化、普遍化することで技術へ転換できます。(図1)

違い	技術	技能
内容	方法、手段	人の能力、行為
知識形態	形式知	暗黙知
伝達媒体	紙、写真、動画、電子媒体	人(声、身振り、動作)
蓄積	可能	不可能

図1 技術と技能の違い

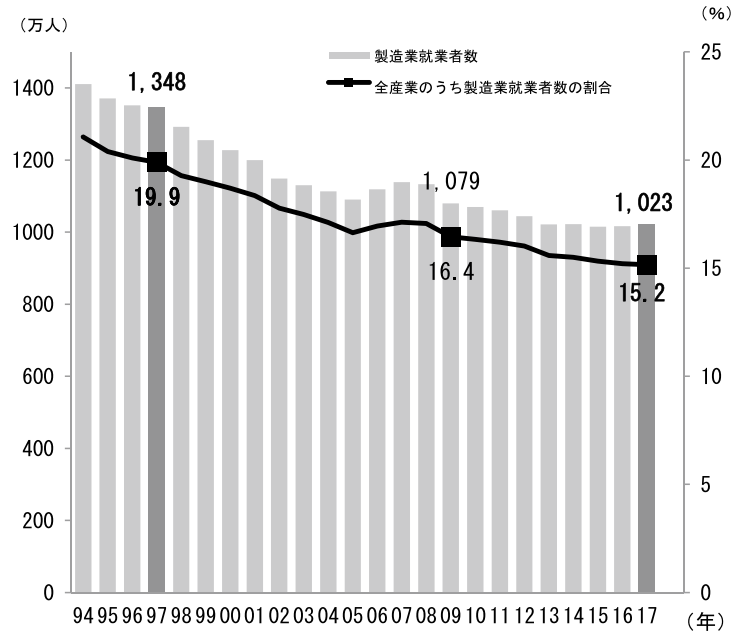
3. 「技術・技能の継承」の現状

(1) ものづくりを支える人材の雇用・労働の現状

平成の時代に入ってから製造業を取り巻く事業環境は厳しい時代が続いていましたが、企業収益は大企業・中小企業ともに改善傾向にあります。経済が復調し製造業が徐々に力を取り戻しつつある中、一方で人材不足が深刻な課題となってきました。

国内の製造業の就業者は、1997年の1,348万人から、2017年の1,023万人と、20年間で24.1%減少しており、全産業に占める製造業就業者数の割合も1997年の19.9%から、2017年の15.2%に減少しています。(図2)

我が国は2012年末以降、景気の緩やかな回復に伴い雇用情勢が改善する中で、



資料：内閣府「国民経済計算」

図2 全産業従事者に対する製造者就業者数の割合

人手不足感が高まっています。中小製造業では2013年第3四半期に人手不足感に転じて以降、マイナス幅は拡大を続け、2018年第1四半期にマイナス23.1となっています。特に中小建設業においては

で2011年第3四半期人手不足感に転じて以降、マイナス幅は拡大を続け、2018年第1四半期にはマイナス34.0となり、人手不足感が進んでいます。(図3)

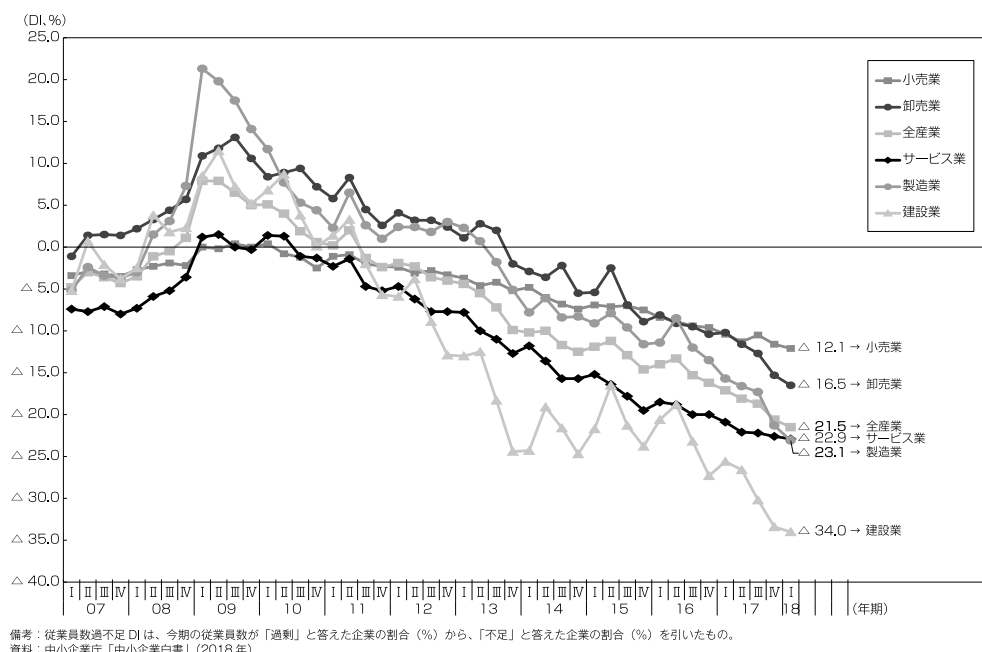


図3 中小企業における産業別従業員数過不足DIの推移

(2) 2007年問題と2012年問題

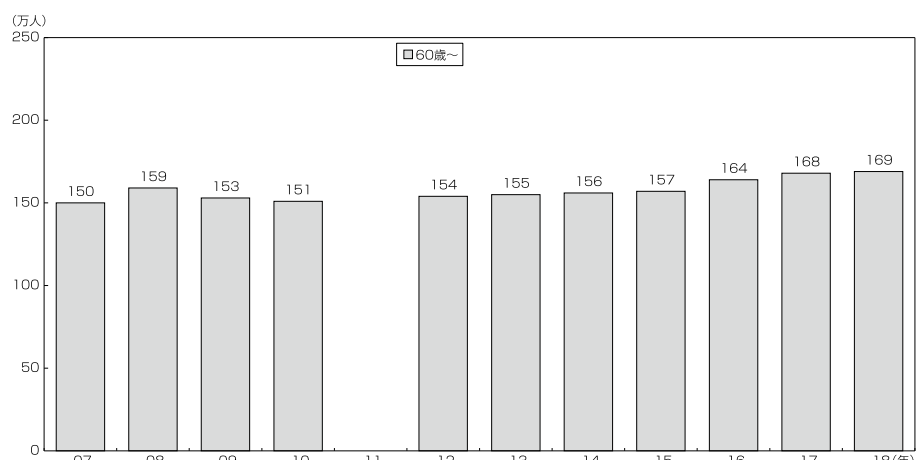
2007年からは団塊の世代が60歳の定年を迎え、これまで養ってきた技術や技能をどのように継承していくかが問題になりました。しかし65歳での高齢者雇用確保措置の義務化がなされて2007年以降も段階の世代が引き続き、ものづくりの世界に留まり、問題はいったん回避されました。

次に、上記の団塊の世代が65歳となる2012年以降の対応が、再び注目された問題となりましたが、2008年9月に発生したリーマン・ショックによる不況が大きな問題となり、2012年問題はあまり顕在

化しませんでした。

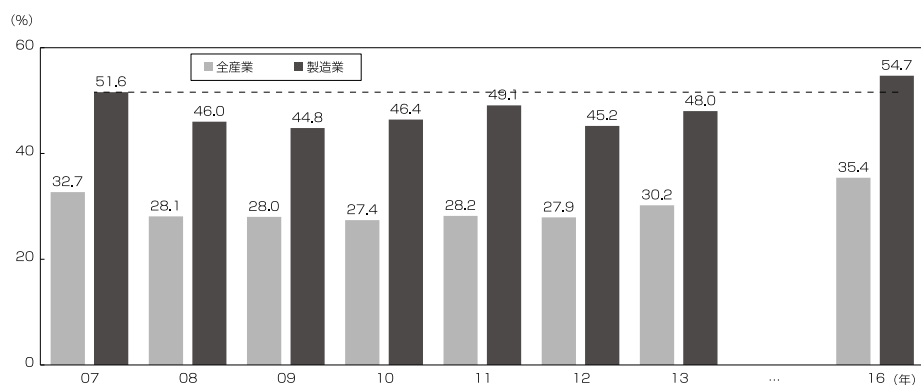
その後も高齢技能者が一時期に大きく減少することなく、2007年時に150万人から2018年時には169万人と、むしろ微増しました。(図4)

しかし、多くのものづくり企業において技能継承問題が解決していたわけではなく、最近になって「技能継承問題がある」という企業(事務所)は2007年問題当時を上回るようになっています。(図5)さらに技能継承に問題がある事業所を産業別にみると、製造業が86.5%と最も高くなっています。(図6)



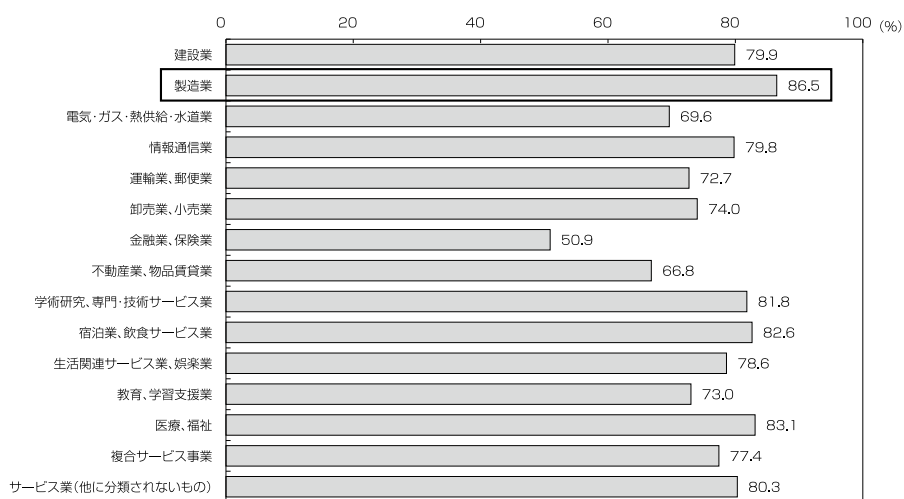
備考：労働力調査では、2011年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県、及び福島県において調査実施が一時困難となった。このため2011年は空欄。
資料：総務省「労働力調査」

図4 製造業における60歳以上の就業者の推移（経年推移）



資料：厚生労働省「能力開発基本調査」

図5 技能継承に問題がある事業所割合（経年比較）



資料：厚生労働省「平成30年度能力開発基本調査」

図6 技能継承に問題がある事業所（産業別）

(3) 技能継承の取組状況の推移

技能継承に取り組むにあたり、①技能の伝え手、②技能の受け手、③企業の方針・環境、④技能継承の方法、が関係すると考えられています。製造業における技能継承の取組のうち、①技能の伝え手と②技能の受け手に関しての推移が図7です。

2010年度（平成22年度）での取組としては、「雇用延長、嘱託による再雇用を行い、指導者として活用」する企業が72.1%で最も多くなりました。しかし

2018年度（平成30年度）では56.6%と低下しています。「既学卒者の採用を増やしている」は、2010度（平成22年度）を底にして、また「中途採用を増やしている」は、2011年度（平成23年度）を底にして以降増加傾向に転じています。

先に述べた2007年問題、2012年問題は、団塊の世代の引退による、いわば伝え手側の動勢から生じる問題として捉えられていたのに対して、現在の技能継承の取組では、受け手側の動勢の比重が高まっています。（図7）

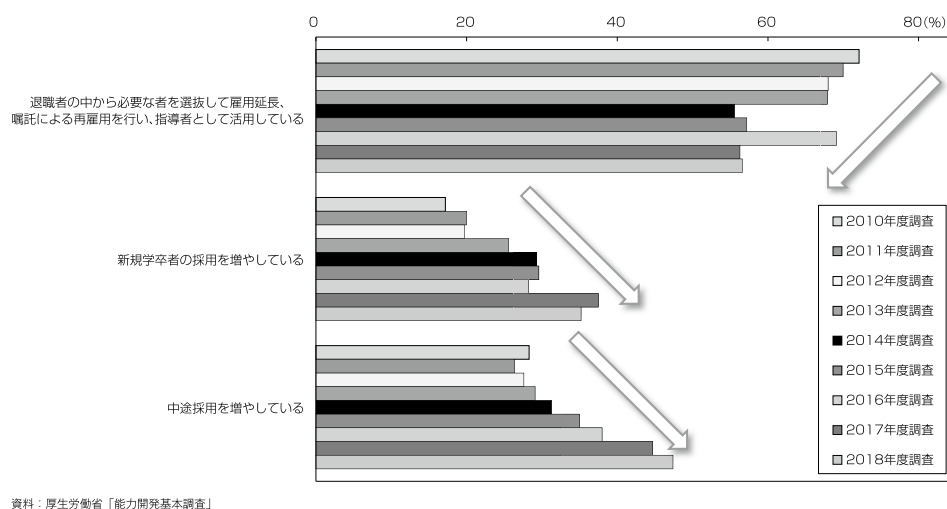


図7 製造業での技能継承の取組状況の推移

以上、「2019年版ものづくり白書」を参考にして、「技術と技能の継承」、「技術と技能の継承の実態」について説明しました。今回は「技術と技能の継承」を取り巻く課題・ポイント・提言や展望・方向性について説明します。

参考文献、出典

- 「2019年版ものづくり白書」（経済産業省・厚生労働省・文部科学省）
- 「平成30年度ものづくり基盤技術の振興施策 概要」（厚生労働省 人材開発統括官）
- 「建設業の技能伝承と人材育成」（建設コスト研究 No. 91 2015. 10）

松田博文氏 プロフィール

名古屋大学理学部物理学科卒業後、システム開発会社にSEとして入社、その後システム開発会社の共同創業を経て、2014年に経営コンサルタントとして独立。現在は建設業、廃棄物処理業、製造業を中心に、経営及びIT化支援、人材教育を実施している。

(肩書・資格)

- 松田総合研究所 代表
- 東京都中小診断士協会 会員
- 千葉県中小診断士協会 会員
- ちば経営応援隊 会員
- 千葉市商工会議所販売士会 会員
- さいたま総合研究所 会員



(執筆)

- 「ネットショップ検定公式テキスト ネットショップ実務士 レベル1」(共著) 日本能率協会マネジメントセンター
- 「プチコールセンターの作り方」(朝日中小企業経営情報センター ACC INFORMATION 平成30年6月)
- 「情報化事例に学ぶ」(Pick Up News 2020年8月号 公益財団法人全国中小振興機関協会)

以上

イラスト災害事例

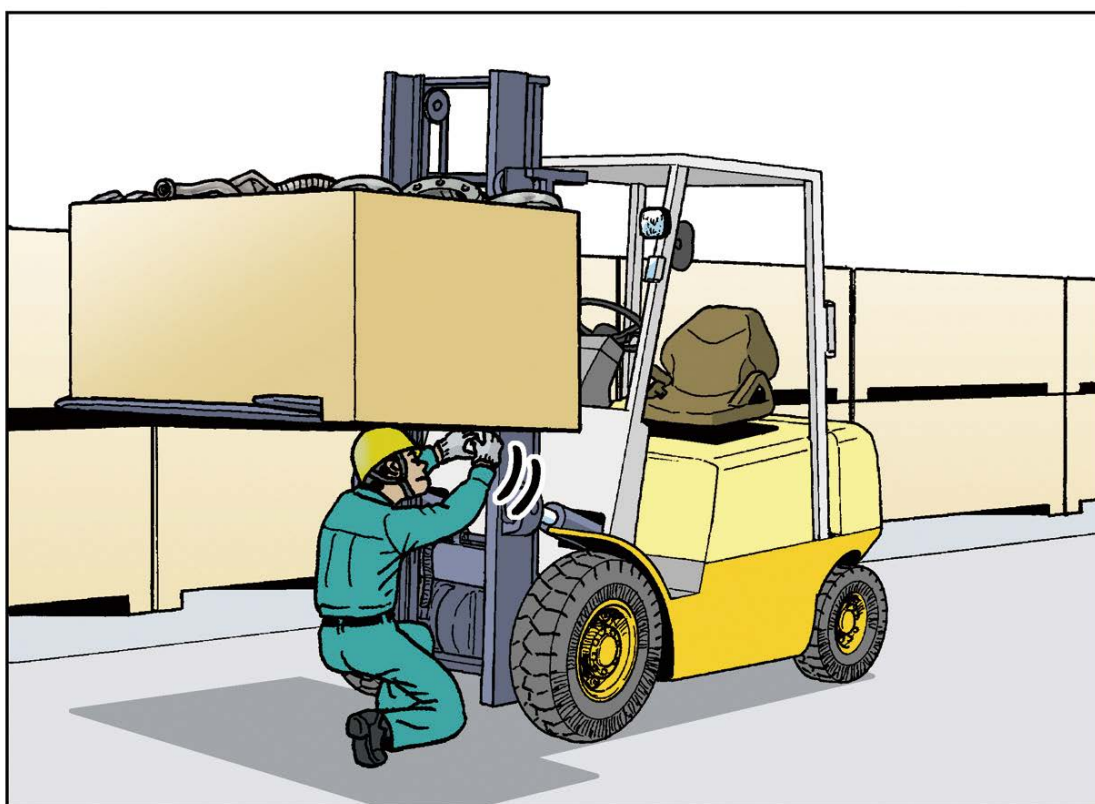
車両系荷役運搬機械および車両系建設機械・高所作業車（特自検対象機械）の労働災害事例について、災害発生前と発生後をイラストにして説明しています。職場の皆様でご覧になり、安全作業、危険予知活動等にご活用ください。

1. 車両系荷役運搬機械の災害事例

【分類】 起 因 物：フォークリフト 事故の型：はさまれ・巻き込まれ

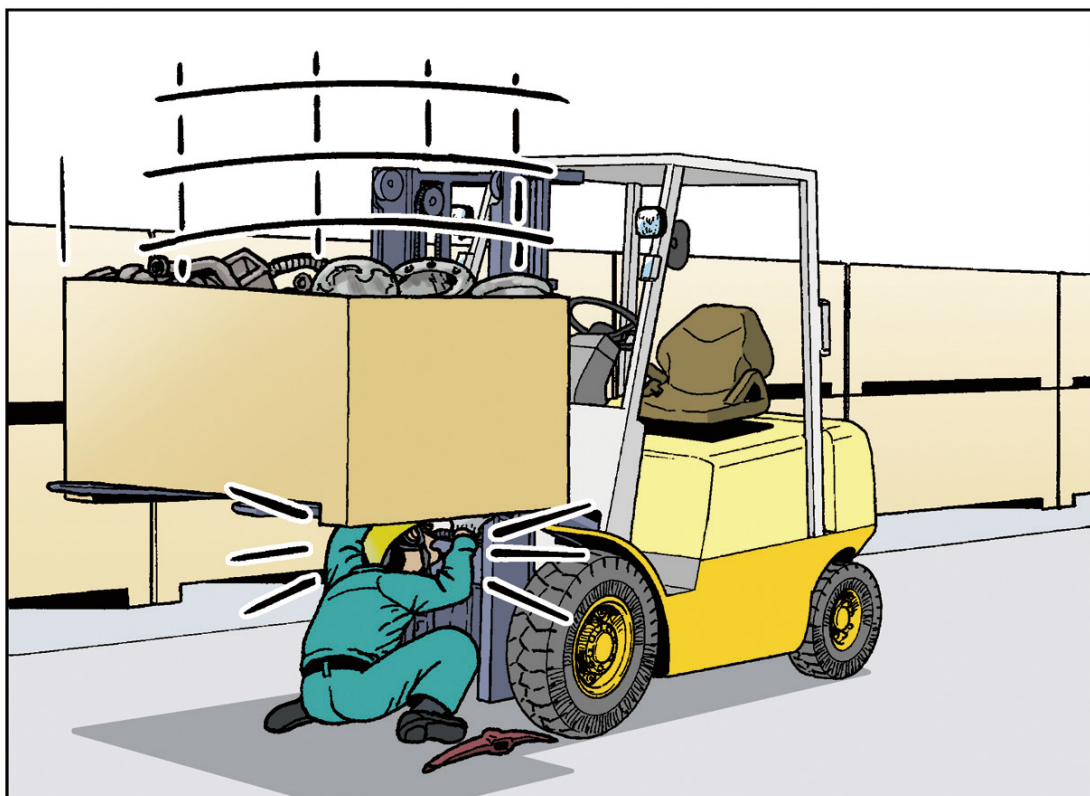
1-1 どんな危険が潜んでいるのでしょうか…（この状況で予知される災害は？）

フォークリフトで運搬作業中、廃材のツルハシの金属部がバックレストの下部に引っかかっていることに気づいたため、フォークを上げて、ツルハシを引き抜こうとしていました。



1-2 どうすれば防げるでしょうか…（こんな災害が発生しました）

ツルハシを引き抜いたところ、突然フォークが降下し、運転者の頭部がバックレスト部と地面に挟まれました。



【災害発生防止のポイント】

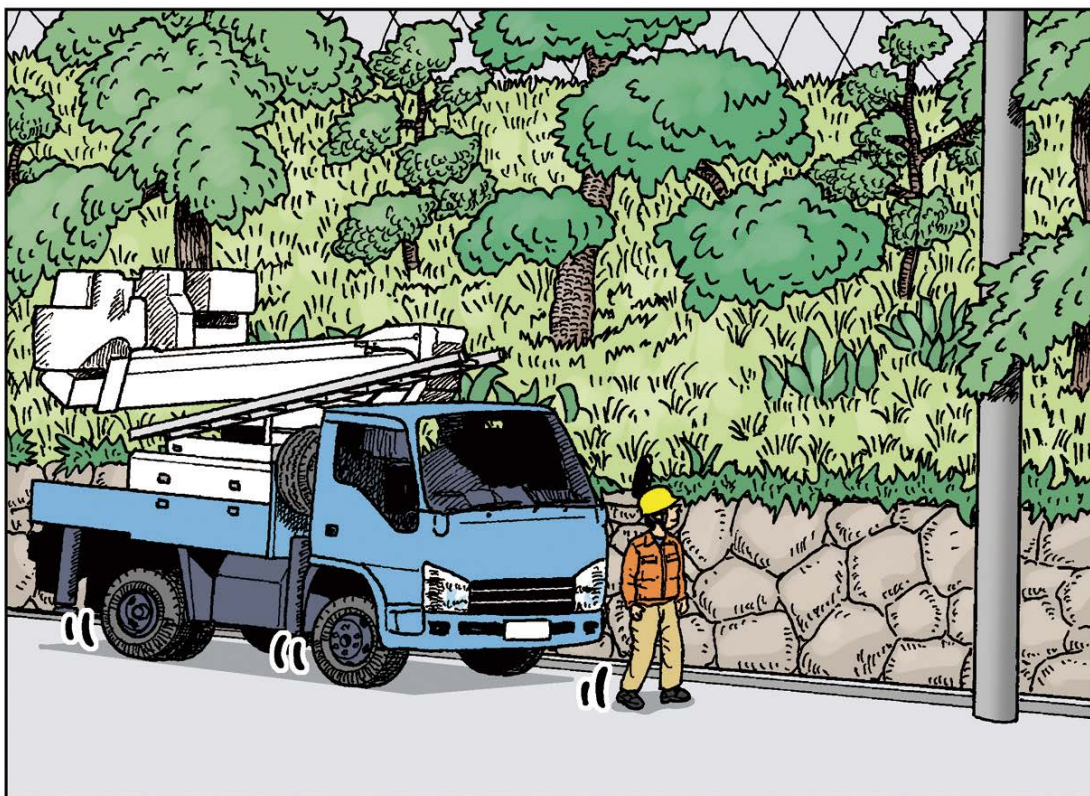
- フォークを下降させて、パレット（積み荷）を下ろして点検すること。
- フォークを上げた状態で、フォークの下には入らないこと。
- やむを得ずフォークを上げてその下で作業する場合は、パレット（積み荷）を下ろすとともに、下降防止措置（安全支柱、安全ブロック、ベルトスリング等）を確実に講ずること。

2. 車両系建設機械等の災害事例

【分類】 起 因 物：高所作業車 事故の型：その他

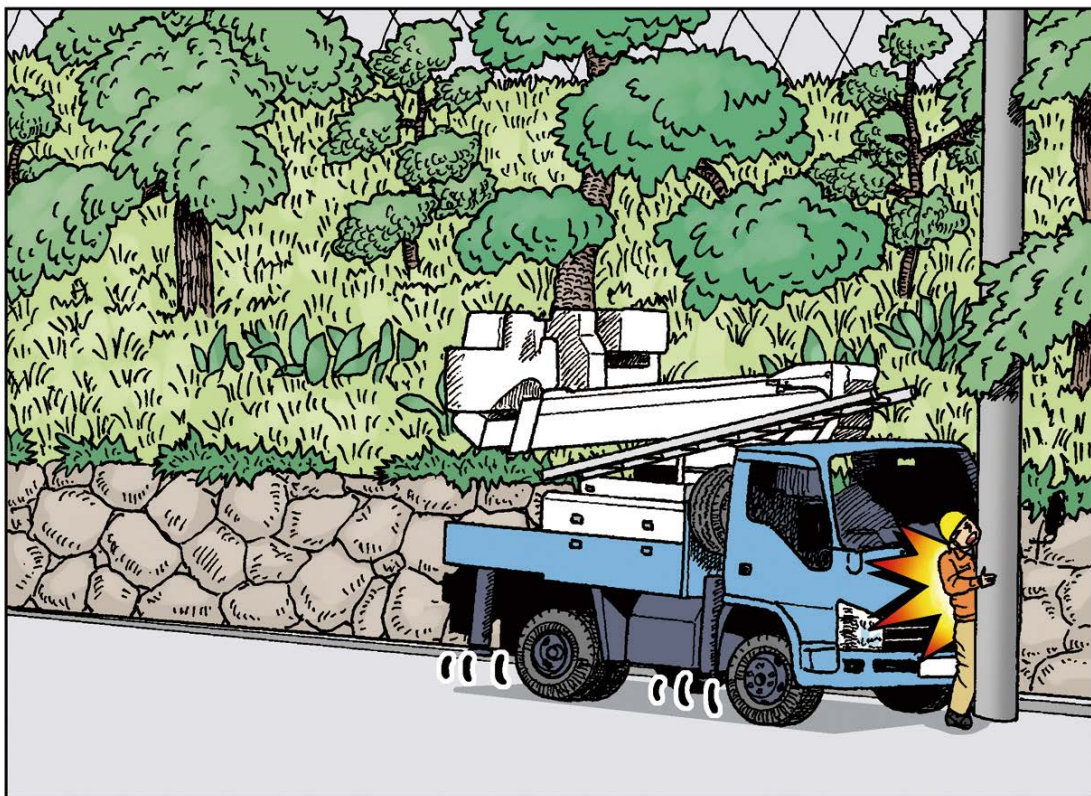
2-1 どんな危険が潜んでいるのでしょうか…（この状況で予知される災害は？）

伐採作業の現地確認のため、運転者は、高所作業車を道路（勾配約5度）に停車し、車両から降りました。



2-2 どうすれば防げるでしょうか…（こんな災害が発生しました）

突然、車両が前進し始め、運転者が車両と電柱の間に挟まりました。



【災害発生防止のポイント】

- 坂道での駐停車は、できるだけ避けること。
- やむを得ず、坂道に駐停車する場合は、輪止めを使用するほか、パーキングブレーキを確実に掛けるとともに、ギアを坂の勾配と逆に入れる（下り坂方向に駐停車する場合、ギアはバックに入れる。AT車はシフトレバーをP（パーキング）にする）こと。

第68回

我が社のセールスポイント

京都支部
京栄ニチュ株式会社

「我が社のセールスポイント」は、会員同士が切磋琢磨する情報を提供する場として、通年表彰の「企業賞」の受賞会社に「安全管理」、「整備・検査」、「法令遵守」、「技術開発・考案」、「環境」などについて記載していただき、労働災害防止活動や技術開発・改良・考案等に対する意欲向上を図る場を提供することを目的としています。

250号から令和2年度に表彰された企業をシリーズで紹介していますが、今回は京都支部の京栄ニチュ株式会社様に執筆をお願いいたしました。

1. はじめに

当社は、戦後間もない1949年（昭和24年）京都市に京栄電機株式会社を創業しました。

1952年（昭和27年）に日本輸送機(株)（現三菱ロジスネクスト(株)）と総代理店契約を締結し、フォークリフトの販売・整備事業を始めました。1959年6月に社名を京栄工業株式会社と改称し、1963年8月には現所在地の京都府向日市に本社を新築移転しました。さらに、1998年3月には、現社名の京栄ニチュ株式会社に改称しました。

創業60周年を機に2009年6月に会社分割にて持ち株会社へ移行し、社名を株式会社京栄ホールディングスと改称しました。新設子会社として新たに京栄ニチュ株式会社を設立し、物流機器販売・整備事業を継承しました。2017年10月には三菱ロジスネクスト株式会社と代理店契約を締結しました。

2017年から2018年にかけて、創立70周年記念事業として半世紀ぶりに本社、並びに京都営業所を全面リニューアルし、現在に至っています。

以上のように当社は産業の発展と時代の変遷に伴って事業を拡大してきました。物流に

求められる役割が変化していくなかで、常にその時代の最適かつ安全な物流を実現するために必要なものを見極め、お客様の課題を解決するというベストソリューションの提供を軸として今日までの歩みを進めてきました。

これからも「元気・勇気・チャレンジ!!」を合言葉に、「顧客満足」「従業員満足」を実現できる企業として邁進してまいります。



京栄ニチュ 本社（京都府向日市）

2. 会社概要

(1) 概要

社 名：京栄ニチュ株式会社

本社所在地：京都府向日市鶏冠井町馬司
18番地

設 立：1949年 7 月

代表者：代表取締役社長 麻田友保

資本金：5,000万円

売上高：38億5,500万円(令和 2 年 5 月期)

営業所：京都（向日市）、滋賀（守山市）、
彦根（彦根市）、大阪（尼崎市）、
神戸（神戸市中央区）、明石（神
戸市西区） 計 6 営業所

2021年 4 月 1 日付 甲賀（甲
賀市）開設予定

従業員：87名（令和 2 年 5 月期）

(2) 登録機種

- フォークリフト
- 高所作業車

(3) 特定自主検査の実施

- 実施台数：3,800台
- 有資格者数：40名

(4) 協会事業への参加

- 技能講習実技コースの提供と講師の派遣
- 特定自主検査巡回指導員の派遣
- 実務研修講師の派遣



フォークリフト運転技能講習（京栄ニチュ）

3. 安全管理

取引先において、毎年120件以上の安全講習を実施し、フォークリフトに起因する事故防止に努めています。

36年にわたり京都労働局ゼロ災三か月運動に毎年参加。「無事かえる」から蛙をモチーフにした達成プレートを掲げ、安全意

識の向上に努めています。朝礼では、社歌の斉唱、ラジオ体操、安全チェックを実施しています。

工場整備作業においては2柱式リフトの導入や安全作業手順書の作成、5Sチェックリストによる作業環境の改善など、安全第一で取り組んできました。



令和二年度ゼロ災三か月運動



2柱式リフトを用いた整備作業

4. 整備・検査・改善

工夫考案活動による専用治具の考案や改善提案により、数々の工夫改善を実施してきました。最近ではフォーク収納の簡素化と省スペース化を実現し、安全作業に最適な「フォーク収納ラック」を考案しました。

また、取引先の要望からラック倉庫内のフォーク位置が一目で確認できるレーザ式棚位置表示装置を開発するなど、取引先に

おける安全作業を幅広く提案しています。

特定自主検査では、検査後の事業所に不良箇所や取り扱いの注意点などを詳細に説明することで、故障を未然に防ぐと同時に、安全な取り扱いを推奨しています。



フォーク収納ラック

5. コンプライアンス

法令その他の社会規範を遵守し、誠実かつ公正に事業活動を遂行することで、社会への貢献と共存を目指しています。

特定自主検査業務では業務規程の遵守を目的に、年2回の内部監査を実施し、法令遵守はもとより、業務規程の見直しや業務改善に取り組んでいます。

6. 環境への配慮

本社、並びに各営業所の改築ではLED照明をはじめ省エネ機器の導入に積極的に取り組んできました。また、環境改善活動の一環として、持続可能な企業活動を目指して産業廃棄物の削減、水資源の再利用、エネルギー使用の削減に取り組んできました。

具体的な活動として

- ① 産業廃棄物の分別により、廃棄物の削減と再利用に取り組んでいます。
- ② 雨水用貯水タンクを設置し、緑地散

水等の再利用に効果を上げました。

- ③ 電力使用量をデータ化し、エアコンの設定温度の管理や、クールビズ等を実施し、電力使用量の削減に取り組んでいます。

7. 社内研修の概要

年2回、全員参加の研修と会議を開催。安全作業、コンプライアンス、技術向上、外部講師による研修、各自の目標と成果等、技術や経験を共有することにより、レベルアップを図っています。

特に資格取得では各技能講習の資格取得はもとより、産業車両整備技能検定の取得率は93%に達し、入社2年目での取得は必須となっています。

建荷協の実務研修や三菱ロジスネクストの技術研修に積極的に参加し、常に最新の技術情報が得られるようにしています。

8. おわりに

新型コロナウイルスの収束が見えない中、新しい生活様式やワーキングスタイルが日々変化し、今までと違う価値観や仕事の進め方など戸惑う場面もありますが、いろいろな外的環境が変わっても当社のような販売業、メンテナンス業の生命線は何といっても人です。

人が安心・安全に活躍できる環境を整えることが不可欠ですが、まず一人一人が健康であることが会社の人的資産だと言えます。その意味から近年健康経営に取り組んできました。

そして各人が健康で長く働く場を提供するべく、2021年4月1日より定年を60歳から65歳に延長しました。65歳以降も再雇用制度を整えて、この先定年70歳、人生100年時代に向けて安心して働ける会社、京栄ニチュを目指して前進してまいります。

〔執行役員 サービス部部长 大谷 利明〕

製品紹介

製 品 名	電動式フォークリフト「FE25-2」、「FE30-2」	コマツ
発売年月	令和3年3月	

■概要

コマツは、低炭素化社会の実現に向けて、CO₂排出削減に貢献する電動式フォークリフト「FEシリーズ」の導入拡大を図るため、本年3月より2.5トン、3.0トンクラスのフルモデルチェンジ機「FE25-2」、「FE30-2」を発売しました。

「FEシリーズ」は、電動式ならではの環境性能や経済性に加え、屋外使用を前提とした耐水性・防塵性、急速補充システムによる長時間稼働の実現が特長です。

今回発売の2機種は、その特長はそのままに、走行モーター高出力化によりエンジン式フォークリフトに匹敵する走行性能を実現することで、屋外での作業性を大幅に向上させています。さらに、旋回時の安定性に貢献する旋回車速制限機能やアクセルペダルだけで加減速・停止が可能なアクセルワンペダルモードを標準装備することで、安全で快適な作業をサポートします。

■主な特長

1. 環境、経済性、作業性

- 走行性能と走破性の向上

バッテリーを高電圧化し、走行モーターを高出力化することで、2.5トン車は最高車速(※1)を32%、登坂性能(※2)を32%(3トン車はそれぞれ6%、18%)向上させています。さらに最低地上高をアップし、後輪タイヤを大径化することで、エンジン車同等の走破性、段差乗り越え性を実現しています。

※1. 無負荷時

※2. 負荷時

- 電動式フォークリフトならではの環境性能と低ランニングコスト

電動式フォークリフトはCO₂排出量や電気代を、ディーゼルエンジン式フォークリフトに比べて大幅に削減できるため、環境負荷低減やランニングコスト低減に貢献しています。

2. 安全性、快適性

- 旋回車速制限、後輪切れ角ゲージ

旋回時に旋回半径を検知し、車速を自動的に制御する

ことで、優れた安定性に貢献します。また、後輪タイヤの切れ角をモニターに表示。タイヤの向きを一目で確認できるので、車両を安全に発進できます。

- オペレーターの疲労軽減に貢献するアクセルワンペダルモード

ブレーキペダルを踏まずに、アクセルペダルをゆるめるだけで減速、停止ができるアクセルワンペダルモードを標準搭載。アクセルペダルからブレーキペダルへの踏み替え回数が大幅に減るため、オペレーターの疲労軽減に貢献します。

3. 耐環境性、整備性

- 雨天の屋外や粉塵など様々な現場環境に対応

耐水性・防塵性を高め、雨天時の屋外やホコリの多い現場でもエンジン式フォークリフトと遜色のない稼働能力を発揮します。

- 补水不要で手間いらず

充電中に内部の電解液がほとんど減らないイージーメンテナンスバッテリーの採用により、バッテリー補水作業や、充電時にバッテリーフードを開放する作業は一切不要です。

4. ICT

- KOMTRAXと大型カラーマルチモニターを標準搭載

KOMTRAXは位置情報、稼働状況に加え、バッテリー充電状況、消費電力量などお客さまに車両の情報の「見える化」を実現します。また、大型カラーマルチモニターにより、搭載走行速度やバッテリー残量など車両の状況を一目で把握できます。

■問合せ先

コマツ コーポレートコミュニケーション部

〒107-8414 東京都港区赤坂 2-3-6

TEL : 03-5561-2616

URL : <https://home.komatsu.jp/>

■主な仕様

		FE25-2	FE30-2
車両質量	kg	3,740	4,410
バッテリー電圧	V	108	120
バッテリー容量	Ah/5HR	240	
最大荷重	kg	2,500	3,000
荷重中心	mm	500	
最大揚高	mm	3,000	
全長	mm	3,515	3,710
全幅	mm	1,200	1,235
全高(ヘッドガード)	mm	2,155	2,215
軸距(ホイールベース)	mm	1,550	1,650
走行速度(無負荷時)	km/h	18.5	16.5
登坂能力(負荷時)	%(度)	21 (12.0)	



電動式フォークリフト「FE25-2」

※ この欄では、会員企業から随時提供されるニュースリリースをもとに、数機種を選び掲載しています。

製品名	PATブレード3Dマシンコントロール仕様 ミニショベル「ZX40U-5B」	日立建機株式会社
発売年月	令和3年7月	

■概要

日立建機株式会社は、小規模舗装工事の整地作業向けに、PATブレード^{*1}の3Dマシンコントロール仕様のミニショベルZX40U-5Bを、日本国内において2021年7月より販売開始します。本製品は、2018年に販売・レンタルを開始したミニショベル「PATブレード3Dマシンコントロール仕様機ZX35U-5B」の機能を継承しつつ、常時360度の全旋回動作が可能となり使い勝手を大幅に向上させています。

^{*1}：PATブレード：Power Angle Tilt ブレードの略で、通常の上下動作に加え、ブルドーザのようにチルト、アングル動作も可能としたブレード（排土板）のこと。整地作業を効果的に行うことができます。

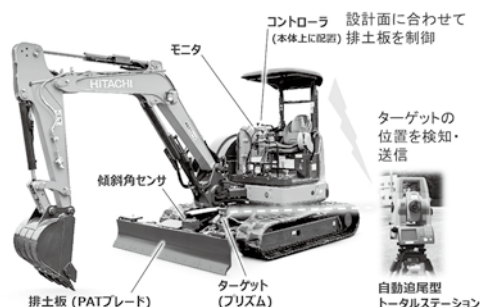
■主な特長

「PATブレード3Dマシンコントロール仕様機ZX40U-5B」は、PATブレードに取り付けた装置と運転室のブレード制御用コントローラの接続方法を工夫することで、常時360度の旋回が可能になり、使い勝手を大幅に向上しました。また、一般的なミニショベルと同様に整地作業前の路面掘削や土砂の積み込み、路盤材の敷き均しなどの作業にも活用できるため、施工現場に投入する機材の集約も可能です。

■PATブレードの3Dマシンコントロール機能について

本機能は、車体の位置を検出し、3D設計データで示された整地高さ・傾きにに合わせてPATブレードを自動で制御するもので、オペレータは走行操作を行うだけで高精度な整地作業が可能です。これまで、オペレータはPATブレードと路面の位置関係を注視しながら、PATブレードと走行の操作を同時に行う必要がありましたが、本機能によって周囲の

安全確認にさらに集中できるようになり、施工現場の安全性も向上します。



「PATブレード3Dマシンコントロール仕様機ZX40U-5B」の構成

本機能は建設現場での測量に多用される自動追尾型のトータルステーション^{*2}とターゲット（プリズム）を使用します。PATブレードに装着したプリズムと傾斜角センサから車体の位置とブレードの傾斜角度の情報を得て、3D設計データに従ってPATブレードの動作をリアルタイムで自動制御します。

^{*2}：トータルステーション：目標点に光を照射して、距離と角度を同時に計測できる測量機器。一般的には、目標点として入射角と反射角が常に平行になるプリズムが使用される。

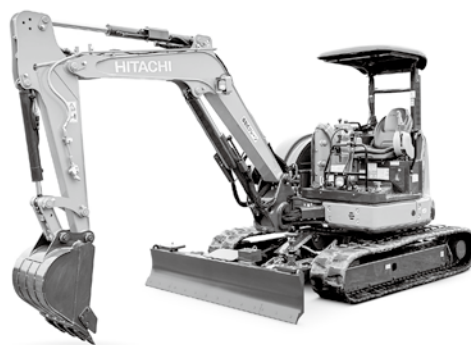
■問合せ先

日立建機株式会社ブランド・コミュニケーション本部
広報・IR部 広報グループ
〒110-0015 東京都台東区東上野2-16-1
電話：03-5826-8152

■主な仕様

項目			PATブレード 3Dマシンコントロール仕様機 ZX40U-5B (2柱キャノピ)
バケット容量		m ³	0.13
輸送時寸法	全長	mm	5,350
	全幅	mm	2,140
	全高	mm	2,530
後端旋回半径		mm	1,080
ブレード最大上昇量		mm	455
ブレード最大降下量		mm	465
機械質量		kg	4,970
接地圧		kPa	28
エンジン出力		kW/min ⁻¹	27.1/2,400

注) 単位は国際単位系によるSI単位表示。



PATブレード3Dマシンコントロール仕様機「ZX40U-5B」

※ 掲載は、定期又は特定自主検査の対象機種とそのアタッチメント、及び検査測定器に限ります。

製 品 名	超大型建物解体専用機「SK1300 DLC」	コベルコ建機株式会社
発売年月	令和 3 年 4 月	

■概要

コベルコ建機株式会社は、2021年 4 月 1 日より130トン級超大型建物解体専用機「SK1300 DLC」を新たに販売開始しました。

今回販売開始した「SK1300DLC（130トン級）」は、『SK1000DLC（100トン級）』の 1 クラス上のモデルとして、同クラスでは業界初となる 4 つ折れ超ロングアタッチメント仕様を新規に設定いたしました。本仕様は従来とは異なる新しい 4 つ折れ構造（特許申請中）を採用することで、200トン級の解体専用機に迫る作業高さで先端アタッチメント重量を実現し、現場作業の生産性向上と工期の短縮により貢献できるよう、商品力をアップさせました。

また、アッパーフレームのサブフレーム構造化、アタッチメント主要接続部の脱着方法の改善や新型トランスリフタの設定などにより、分解・組み立て性や搬送性を向上させるなど、現場間の機動力を高めるさまざまな機能を備えています。

■主な特長

- アタッチメントバリエーションの向上と 1 クラス上への挑戦
 - 4 つ折れ超ロングアタッチメント仕様は35 / 40mタイプの 2 種を設定しました。また、3 つ折れ超ロングアタッチメント仕様は31 / 35m / 38mタイプの 3 種を設定しています。基礎解体でパワーを発揮するセパレート 2 種を含め、対象物の高さや強度に応じて、最適な工法を実現できる 7 種の豊富なアタッチメントをラインナップしています。
 - 各仕様で共用できるアタッチメントを新設計することで、用途に応じた作業高さやアタッチメントの組み合わせを可能とし、機械の稼働率の向上に貢献します。
- 分解・組み立て性と搬送性の向上
 - 本体部分は、アッパーフレームとブームフット接合部をサブフレーム構造とし、メインブームの脱着にかかる時間を大幅に短縮、分解作業時間を『SK1000DLC』に比べ約 1 / 4 にしました。また、メインブームが外れることで、本体（カウンタウエイト、クローラなし）は重量 32t 以下、幅 3.2m 以下、高さ 3.3m 以下での輸送を実現し、搬送可能な地域や現場が広がりました。
 - アタッチメントの主要な接続部にフック構造、ガイド付き分割ビン、油圧ビンのそれぞれを採用することで、組立・分解作業を省力化、仕様変更もスムーズにおこなえます。
 - クローラの脱着をスムーズにおこなえる 4 本同調制御の新型トランスリフタを設定し、クローラの取り外しも機械本体のトレーラー積み込みも容易におこなえます。
- その他
 - 3 つ折れ超ロング及びセパレートアタッチメント仕様には、近年装着率の高いクイックヒッチ配管を標準設定し、クイックヒッチの装着を前提とした圧砕機制限質量を実現しました。
 - ニブラーの位置と角度を正確に検出できるキャブ干渉防止装置を搭載したことで、ふところ作業時も思い切りよくレバー操作がおこなえるようになりました。

- カメラは左右、後方、および上部本体（アッパーフレーム）下の計 4 カ所に設置し、肉眼で視認できない機械周りを、4 方向同時にキャブ内モニタのカメラ映像表示で確認できるようにしました。
- 見上げる姿勢をとりやすいチルトキャブを標準装備するとともに、バックレスト付きエアサスペンションシートを採用することで、オペレータが疲れにくい操作環境となりました。
- ITを利用してエンジンや油圧ポンプ関連の状態を常にモニタリングし、異常や故障の前兆を把握することでお客様にメンテナンス時期を提案する予防保全機能を搭載しました。これにより、機械停止などの大きなトラブルを最小限に抑えることが可能となりました（Kスキャン）。
- オフロード法 2014年基準適合エンジンを搭載しています。また、今後、国土交通省による低騒音型建設機械の指定を受ける予定です。

■問合せ先

コベルコ建機株式会社
広報秘書グループ<TEL : 03-5789-2112>



超大型建物解体専用機「SK1300 DLC」
（4 つ折れ超ロングアタッチメント仕様40mタイプ）

■主な仕様（セパレートアタッチメント仕様は省略）

機種名		SK1300DLC				
本体型式		SK1300DLC-10				
車名及び型式		コベルコ LV05				
アタッチメント仕様		4つ折れ超ロングアタッチメント仕様		3つ折れ超ロングアタッチメント仕様		
		40mタイプ	35mタイプ	38mタイプ	35mタイプ	31mタイプ
最大作業高さ（アームトップ）	mm	39,570	35,170	37,580	35,080	30,700
最大作業可能半径	mm	横：18,900 縦：15,600	横：16,400 縦：15,600	横：24,700 縦：22,800	横：21,400 縦：19,500	横：18,800 縦：17,100
圧砕機制限質量	kg	4,300	5,200	3,100（2,600）	5,050（4,300）	6,100（5,200）
運転質量	kg	138,400	133,600	133,100	131,700	127,300
エンジン	装着圧砕機	KR1350TPR-40 （4,000kg）	KR1500TPR-50 （5,200kg）	KR1100TPR-2 （2,600kg）	KR1350TPR-40 （4,000kg）	KR 1500TPR-50 （5,200kg）
	名称	日野 E13C-YM				
	定格出力 kW(PS) / min ⁻¹	380 {517} / 1,800				

・圧砕機制限質量（ ）内はクイックヒッチの装着を想定した数値です。

※ 提供されたニュースリリースは、必ずしも全数掲載とは限りません。また掲載時期がずれることもあります。

製品名	新型油圧ショベル「HD1025-7」	株式会社加藤製作所
発売年月	令和2年11月	

■概要

（株）加藤製作所では、油圧ショベル REGZAMの新シリーズとして、HD1025-7を令和2年11月より全国一斉に販売を開始しました。HD1025-7は排出ガス後処理ユニット（DOC+DPF+SCR）によりPM、NOxを大幅に削減。特定特殊自動車排出ガス2014年基準に適合した新エンジンを搭載。NETIS VE評価の燃費低減システムを採用し、低燃費で力強い作業性と抜群の操作性で作業効率の大幅アップを図っています。

■主な特長

- 低燃費と環境負荷の軽減
 - 特定特殊自動車排出ガス2014年基準適合の新世代のクリーンエンジンを搭載
 - 2020年燃費基準の100%達成（☆☆☆）
 - 排出ガス後処理ユニット（DOC+DPF+SCR）を搭載
独自の3ステップ再生制御により、DPF内のフィルターに堆積した粒子状物質（PM）を効率的に燃焼・再生させることで作業を止めない確実な再生制御を実現しました。
 - 2段階給システム（2ステージターボチャージャー）搭載
大小2つのターボチャージャーを搭載することで低回転域からターボ効果を発揮し、十分なトルクを出力することが可能です。
 - NETIS VE評価を受けたKATO独自の低燃費技術を搭載
 - 国土交通省超低騒音型建設機械
- 作業性能向上
 - 操作フィーリングの向上
新型コントロールバルブ、新型ポンプの採用により、操作フィーリングに磨きをかけ、サイクルタイムが13%向上しました。（HD1023Ⅲ比）
 - フロントの作業速度アップ
 - ウエイト増量と旋回テーブル強度アップ
 - 新型バケット
板構造を見直しバケット底板の摩耗に対する耐久性アップを図りました。補強型バケット（オプション）の補強板構成も一新し、摩耗の進んだ箇所のみ貼り替え可能な横貼り式の補強帯板を採用しています。
- 整備性
 - 高い耐久性の新型ブッシュ
フロント各部には、特殊表面処理が施されたディンプル構造の新型ブッシュを採用し、高面圧でもグリースの保持性がよく、鳴き、かじりに高い効果を発揮します。
 - メンテナンスしやすいフィルター配置
エンジンオイルフィルター、燃料フィルター、作動油バイロットフィルターは、サイドカバーの近くに配置することで、地上からエレメント交換を行なうことが可能です。
 - 楽に行なえる各種のメンテナンス
旋回モーター減速機オイルの給油口、燃料タンクのドレインをリモート化し、安全な場所から楽な姿勢で給油、水抜き作業が行うことができます。
 - バッテリーディスコネクトスイッチを標準装備
- 快適・安全性能
 - ROPSキャブ
KATO独自の厚肉異型パイプと厚板箱構造により強固でありながらスマートなキャブを実現。また、ISOのROPS規格に適合し、転倒時の安全を確保しました。落下物の安全についてはISOトップガードレベルIおよび労働安全衛生規則ヘッドガード構造基準にキャブガード無しで適合しています。
 - 新型シート
ロングバックレストと新構造の標準シートサスペンションにより、長時間作業でも疲労を軽減できます。また、リクライニ

ング角度の拡大により作業中、休憩中の快適な角度に調整可能です。さらにオプションでシートヒーターを選択できます。

- リヤビューカメラを標準装備
- 新型操作レバー
操作力を25%軽減。グリップ形状を見直し握りやすく、長時間の作業でも楽に操作が可能です。また、スイッチを従来の並列配列から前後配置に変更することで、自然なスイッチ操作が可能となりました。
- ポリカー一体型ドア窓

5. システム

- APC
搭載するコントローラAPC7は、タッチパネル式の7インチIPS方式のカラー液晶を採用しました。視死角が広く、明るく見やすいモニターに一新しました。モニター画面上には、エンジン冷却水温、油圧作動油温度、燃料残量、尿素残量の各メーターをはじめ、P・A・Eの3種のパワーモードの切替えや、アタッチメントモード切替え、エアコンの各操作を行なうタッチスイッチを配置しており視認性・操作性が向上しました。また、リヤビューカメラ、およびサイドビューカメラ（オプション）の画像はモニター画面内に常時表示させることが可能です。
- 車両情報システム
CAN通信によりAPC7と連携し、車両の位置情報はもちろん、APC7のメンテナンス情報、エラー警告などをあらかじめ登録したパソコンやスマートフォンにメールで受取ることが可能です。全ての情報はKATOサービス員と共有され、迅速なサポートを受けることができます。
- 利便性・セキュリティ性の高いエントリーシステム
ICタグ方式のエントリーシステムの採用によりエンジン始動キーとドアキーを統合しワンキー化を図り煩わしさを軽減しました。始動用ICタグは追加登録することで増やすことが可能です。また、一つのタグを複数の車両に登録することもでき、複数車両が稼働する現場での利便性も高めています。始動用ICタグの万一の紛失・盗難時などでも、お客様自身で登録の抹消、新規ICタグの再登録が可能で、高いセキュリティ性を有しています。

■問合せ先

最寄りの加藤製作所各支店・営業所まで
ホームページ：<http://www.kato-works.co.jp>



新型油圧ショベル「HD1025-7」

※ 編集の都合により、ニュースリリース記載内容の一部を省略することがあります。掲載は無料です。

製品名	油圧式アースドリル「KE-1500Ⅲ」 (クラムシェル仕様)	株式会社加藤製作所
発売年月	令和2年12月	

■概要

(株)加藤製作所では、油圧式アースドリルKE-1500Ⅲ(クラムシェル仕様)を令和2年12月より全国一斉に販売を開始しました。

KE-1500Ⅲ(クラムシェル仕様)は、平成18年ディーゼル特殊自動車排出ガス規制適合エンジンを搭載。分解組立不要で輸送性に優れた環境に優しいクラムシェル用特別仕様機です。

■主な特長

1. 平成18年ディーゼル特殊自動車排出ガス規制適合エンジンを搭載

最大出力……………98kW / 2,000min⁻¹

最大トルク……………568Nm / 1,500min⁻¹

2. コンパクトな機体で現場を選ばない

全長……………7,100mm

全高……………2,900mm

全幅……………(作業時) 3,190mm
(輸送時) 2,490mm

3. 2段伸縮ブームで作業性向上

ブーム長さ……………5,510mm～9,510mm

ブーム最起立角度……………80°

最低地上高……………475mm

後端旋回半径……………2,180mm

接地圧……………64kPa

4. 輸送性に優れ、分解組立不要

自走式で現場搬入からバケットの装着まで1台のみで可能

5. 主な装備品

クラムバケット、タグライン、作業灯(キャブ)、後方確認カメラ、ウインチカメラ、モニタ、荷重計(深さ計、全高計、ブーム角度・長さ計兼ねる)

■問合せ先

最寄りの加藤製作所各支店・営業所まで

ホームページ：<http://www.kato-works.co.jp>



油圧式アースドリル「KE-1500Ⅲ」(クラムシェル仕様)

※ ニュースリリース送付先：〒101-0051千代田区神田神保町3-7-1ニュー九段ビル9F
(公社)建設荷役車両安全技術協会広報部
または E-mail：koho@sacl.or.jp まで

製 品 名	小割用油圧圧砕機（3～5 ton小割機）「Vss 5」	古河ロックドリル株式会社
発売年月	令和3年2月	

■概要

古河ロックドリル株式会社は、小割用油圧圧砕機『Vss 5』を開発し、本年2月より販売を開始しました。

2月より販売を開始した小割用油圧圧砕機『Vss 5』は、従来機の『Vsシリーズ』で採用していたトラニオン油圧シリンダに対し、シンプルな形状の両端クレビス型油圧シリンダを採用し再設計したことで、アクティブフレームの開閉がよりスムーズになりました。それにより油圧圧砕機の操作性の向上や作業効率のアップが見込め、工期短縮に寄与できるようになりました。また、3次元CAD解析を駆使した設計により、強度や耐久性の向上、耐摩耗による長寿命化を実現し、ユーザーメンテナンスコストの低減が可能になりました。

■主な特長

1. 軽量で頑丈なボックス構造フレーム

実作業を想定した負荷条件のもと、3次元CAD強度解析や荷重解析を実施した結果、ねじれに強く耐久性に富み、軽量で頑丈なボックス構造を実現しました。

2. 軽量化による操作性向上

軽量化により、扱いやすく、すばやい操作が可能になりました。

大容量ハイスピードバルブの搭載で、パワフル&スピーディに小割破碎ができます。

3. 軽快な動きを可能にした油圧シリンダ

シリンダの回転が小さく、アクティブフレームの開閉がスムーズです。

4. 破碎性に優れる大型ツース

大型センターツースで圧裂破碎しサイドツースで開放圧砕することで、ガラと鉄筋を効率よく分別できます。

先端の大型ツースは鉄筋をつかみやすく、かき寄せ作業にも力を発揮します。

5. 鉄筋カッター標準装備

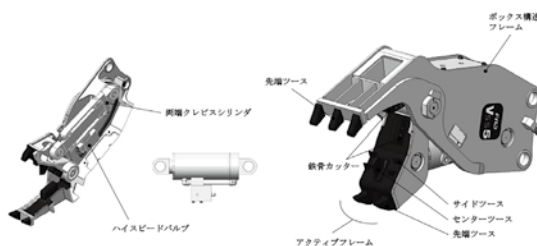
カッターがオペレータ席側にあるので視界性が良く、鉄筋の切断作業が迅速に行えます。

カッター刃は4面が使用でき経済的です。

6. 大容量ハイスピードバルブを標準装備

閉口スピードをアップする、大容量ハイスピードバルブを標準装備しています。

シリンダとの組み合わせで、閉口スピードにもストレスを感じさせません。



■問合せ先

古河ロックドリル株式会社 営業企画部
TEL : 03-3231-6961

■主な仕様

モデル名称		Vss5
質 量	kg	280
全 長	mm	1,245
全 幅	mm	262
最大開口幅	mm	450
カッター長	mm	90
カッター中央切断力	kN	408
先端破碎力	kN	290
使用圧力	MPa	25
適合油圧シヨベル	ton	3～5
ハイスピードバルブ搭載		標準装備



小割用油圧圧砕機「Vss5」

※ この欄では、会員企業から随時提供されるニュースリリースをもとに、数機種を選び掲載しています。

製品名	ミニショベル「TB325R」	株式会社竹内製作所
発売年月	令和3年2月	

■概要

小型建設機械を開発・製造・販売する株式会社竹内製作所は、ミニショベルの新製品『TB325R』を2021年2月より販売開始しました。

今回発表した『TB325R』は、運転席後方の“はみ出し”が少ない後方小旋回機です。狭小地や密集地でも、死角となる後方での接触事故を気にすることなく、オペレーターは存分にショベルを運転することができます。また、高い市場評価を得ている既存機種『TB225』をベースに開発され、確かな販売実績に裏付けられた利便性、信頼性を継承しました。さらに本機は、従来の「TB200 シリーズ」から進化した「TB300 シリーズ」の新世代製品であり、洗練された内外装デザイン、安全・安心・パワフルといった機能面の強化も果たしました。



上部体を90度旋回させた状態
(運転席後方の“はみ出し”が少ない)

■主な特長

1. 後方小旋回機としては抜群の安定性

標準機とは重心が構造的に異なる後方小旋回機は、重量物を持ち上げる際の安定性に欠けるのが一般的です。そこで、『TB325R』の開発では、部品レイアウトを何度も見直し、重心を最適化することで、後方小旋回機としては抜群の安定性を確保しました。

2. 欧州の普通自動車免許で牽引・搬送が可能なコンパクトサイズ

工事現場へは、欧州 B ライセンス（普通自動車免許に相当）で牽引して搬送することができます。大型トラックも大型免許も不要です。

3. ワンクラス上の居住空間

既存機種『TB225』に比べ、6%広いキャビンを実現しました。長時間作業でも疲れにくく、快適に運転することができます。

4. クラス屈指の高出力エンジンを搭載

掘削力、駆動力の向上により、一段とパワフルにご使用いただけます。

5. クラス随一のメンテナンス性

メンテナンスのしやすさに徹底的にこだわり、エンジン、油圧機器、バッテリー等の配置を最適化しました。

6. TFM (Takeuchi Fleet Management) を搭載 ※オプション

製品の稼働情報、位置情報、メンテナンス履歴などを遠隔監視し、故障はもちろん、万一の盗難時に即応できます。

■問合せ先

株式会社竹内製作所 経営管理部 経営企画課 阪井 大志
〒389-0605 長野県埴科郡坂城町上平 205
TEL : 0268-81-1200



ミニショベル「TB325R」

※ 掲載は、定期又は特定自主検査の対象機種とそのアタッチメント、及び検査測定器に限ります。

建 荷 協 の 動 き

(令和3年2月1日～令和3年3月31日)

運営幹事会

第27回運営幹事会(3月9日開催予定)
は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止
する観点から招集せず、資料を送付

常設委員会

令和2年度 第4回特自検委員会

月 日：令和3年3月3日(水)

場 所：WEB会議

議 事：

1. 令和元年度特自検実施状況報告
2. 令和2年度特自検強調月間実施結果報告
3. 令和3年度特自検強調月間実施要綱について
4. 特自検記録表支援ソフトの運用について
5. その他
 - ・月例検査の促進リーフレット

令和2年度 第4回検査・整備技術委員会

委員会(2月15日開催予定)は招集せず、
議事内容の資料を書面にて確認、承認

議 事：

1. 考案賞の各賞候補の選定について
2. 令和2年度の事業進捗報告について

令和2年度 第4回研修委員会

月 日：令和3年3月18日(木)

場 所：WEB会議

議 事：

1. 令和2年度研修・教育実績について
2. 令和2年度本部研修について
3. 令和3年度研修・教育について
4. 副教材分科会について
5. 来期委員会開催日程について
6. その他

令和2年度 第6回広報委員会

委員会(3月19日開催予定)は招集せず、
議事内容の資料を書面にて確認、承認

議 事：

1. 機関誌中期編集計画の検討(253号～255号)
2. 製品紹介(253号掲載分)
3. イラスト災害事例の検討(253号掲載用初回案)
4. 機関誌253～258号掲載用イラスト災害事例の選考結果
5. 令和3年度強調月間リーフレットとポスター制作について
6. 令和4年年間ポスター制作について
7. 令和3年度現場取材見学会について
8. 連載講座 新テーマについて

会員入会状況

令和3年2月1日から令和3年3月31日までの会員の入会状況は次のとおりである。

種別	対象業種別	会 員 数 (社)			
		令和3年 1月末 会員数	令和3年2月1日～ 令和3年3月31日間異動		令和3年 3月末 会員数
			入 会	退 会	
正会員	製造業	26			26
	建設業	296	2		298
	荷役業	88			88
	製造工業等	44			44
	リース・レンタル	667		3	664
	検査・整備業	2,831	4	12	2,823
	その他業種	175			175
賛 助 会 員		15			15
総 数		4,142	6	15	4,133

新入会員名簿

会員番号	名 称	〒	所在地	電話番号
30886	前田道路㈱東京支店	108-8643	東京都港区白金台 5-22-12	03-3448-2235
30887	㈱石本建設	671-1154	兵庫県姫路市広畑区吾妻町 2-22-4	079-238-2121
76264	㈱セイショウ	152-0011	東京都目黒区原町 1-17-6	03-3714-5445
76265	高知建機㈱	783-0048	高知県南国市岡豊町小簗21-1	088-855-3740
76266	㈱FitFul R	650-0045	兵庫県神戸市中央区港島 6-2-4	078-303-3711
76267	合同会社 クロスエンジニア	822-1212	福岡県田川郡福智町弁城3403-1	090-9568-6437

お詫びと訂正のお知らせ

本誌「建設荷役車両」第250号（2020-11月）の記事「車両系荷役運搬機械の労働災害による死亡災害の推移と令和元年における発生状況」（31～32頁）において、下記の通り、誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

記

- ・令和元年フォークリフトに起因する死亡者数：19名は、正しくは20名となります。
- ・（表1）フォークリフトの種類別・業種別死亡災害発生状況：建設業0名は、正しくは1名となります。
- ・（表2）フォークリフトの種類別・事故の型死亡災害発生状況：墜落・転落5名は、正しくは6名となります。

したがって、令和元年車両系荷役運搬機械の労働災害における死亡者数：24名は、正しくは25名となります。

事務局

令和 3 年度 特定自主検査資格取得研修・教育の予定表

令和 3 年度における当協会の支部が行う研修・教育の実施予定は別表 1・2 及び 3 のとおりです。

受講される場合は、毎号の機関誌（又は当協会のホームページ）を参考に、支部で実施予定を確認の上、お申込みください。なお、当協会の会員以外の事業所の方も受講できます。

事業所は、退職、異動等で検査者の不足が生じないよう資格取得研修の受講を計画してください。

1. 特定自主検査資格取得研修

（別表 1）

厚生労働省の告示及び通達に基づく、事業内検査者及び検査業者検査員の資格取得のための研修です。

2. 特定自主検査者能力向上教育

（別表 2）

厚生労働省の通達に基づき、「フォークリフト」「整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用機械」「締固め用機械」「基礎工事用機械」「コンクリート打設用機械」並びに「高所作業車」の特定自主検査者の業務に従事しておおむね5年以上経過した方を対象に、技術、知識を付与することを目的とした教育です。

3. 実務研修及び安全教育

（別表 3）

・実務研修「記録表作成コース」

他の法令で資格を取得された方（建設機械施工士他）や記録表の記入要領について再び学びたい方などを対象に、特定自主検査の法令上の位置付け、検査方法、及び具体的な記録表の書き方

などについて学ぶことができます。

なお、このコースには座学だけのコースと実機を使ったコースがあります。

・実務研修「月次定期自主検査（フォークリフト）コース」

定期自主検査の中でも月次検査については、特定自主検査の検査員資格がなくても検査を行うことができます。日頃フォークリフトの整備や運転業務に従事されている方を対象に検査方法や記録表の記入要領について学ぶことができます。

なお、このコースも座学だけのコースと実機を使ったコースがあります。

・実務研修「月次定期自主検査（車両系建機）コース」

上記フォークリフトに引き続き車両系（整地・運搬等）の月次検査についても検査方法や記録表の記入要領について学ぶことができます。

なお、このコースも座学だけのコースと実機を使ったコースがあります。

・実務研修「検査業者業務点検コース」

登録検査業者として、正しい管理運営の在り方について点検表に基づいて、内容を理解しながら研修をします。

・安全教育

厚生労働省の通達に基づき定期自主検査対象であるクレーン機能付油圧ショベルのクレーン部分（「建機付属クレーン部分」という。）並びにショベルローダー等の定期自主検査者を対象とした安全教育です。

※研修・教育の予定は、都合により中止・延期等変更になる場合がありますので事前に開催支部にお問い合わせください。また最新の予定は協会HPをご覧ください。

令和 3 年度 特定自主検査資格取得研修（事業内）予定表（別表 1）

（令和 3 年 3 月 24 日現在）

地区	支部	フォークリフト			車両系建設機械		
					整地・運搬・積込・掘削・解体用機械		
北海道・東北地区	北海道	7/14～16 EF					
	青森	9/3～4 EF			5/14～15 EF		
	岩手						
	宮城						
	秋田						
	山形						
	福島				8/27～28 EF		
関東地区	茨城	6/21～22 EF			5/12～13 EF		
	栃木	4/9～10 EF			12/10～11 EF		
	群馬	10/8～9 EF					
	埼玉	8/25～27 EF			2/2～4 EF		
	千葉	4/15～17 EF	9/16～18 EF		7/7～9 EF		
	東京						
	神奈川	7/8～10 EF	11/11～13 EF		8/16～18 EF		
中部地区	新潟						
	富山						
	石川						
	福井						
	山梨						
	長野	11/10～12 EF					
	岐阜						
	静岡	6/17～18 EF	7/9～10 EF		5/28～29 EF		
	愛知	3/10～12 EF			3/1～3 EF		
近畿地区	三重	10/22～24 EF			9/10～12 EF		
	滋賀						
	京都						
	大阪	2/15～20 EF					
	兵庫						
	奈良				9月初旬 EF		
	和歌山						
中国地区	鳥取	9/15～17 EF					
	島根						
	岡山	8/2～3 EF			5/31～6/1 EF		
	広島				10/7～8 EF		
四国地区	山口	5/21～22 EF			8/27～28 EF		
	徳島						
	香川						
	愛媛	9/16～18 EF			7/15～17 EF		
九州・沖縄地区	高知				9/17～18 EF		
	福岡	9/16～18 EF			7/8～9 EF		
	佐賀	6/2～3 EF			10/12～13 EF		
	長崎						
	熊本	10/23～24 EF					
	大分						
	宮崎						
	鹿児島						
	沖縄						

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注2 表中、Eは14時間、Fは9.5時間、Gは5.5時間の受講時間を示します。

注3 表中の網掛けは終了した研修を示します。

令和 3 年度 特定自主検査資格取得研修（事業内）予定表（別表 1）

（令和 3 年 3 月 24 日現在）

地区	支部	車両系建設機械			高所作業車	
		基礎工事用	締固め用	コンクリート打設用		
北海道・東北地区	北海道					
	青森					
	岩手					
	宮城					
	秋田					
	山形					
	福島					
関東地区	茨城		6 / 9 ～ 10 EF		9 / 7 ～ 8 EF	
	栃木			10 / 29 ～ 30 EF		
	群馬				9 / 17 ～ 18 EF	
	埼玉		6 / 15 ～ 17 EF		1 / 26 ～ 28 EF	
	千葉				7 / 27 ～ 29 EF	
	東京				6 / 17 ～ 19 EF	9 / 9 ～ 11 EF
	神奈川				3 / 3 ～ 5 EF	
中部地区	新潟					
	富山					
	石川					
	福井					
	山梨					
	長野					
	岐阜					
	静岡				10 / 1 ～ 2 EF	1 / 19 ～ 20 EF
	愛知	4 / 6 ～ 8 EF				
近畿地区	三重				11 / 12 ～ 14 EF	
	滋賀					
	京都					
	大阪					
	兵庫					
	奈良					
中国地区	和歌山					
	鳥取				10 / 13 ～ 15 EF	
	島根					
	岡山					
	広島					
四国地区	山口				6 / 10 ～ 12 F	
	徳島					
	香川					
	愛媛		9 / 2 ～ 4 EF		5 / 27 ～ 29 EF	
	高知					
九州・沖縄地区	福岡				11 / 19 ～ 21 EF	
	佐賀		7 / 7 ～ 8 EF			
	長崎					
	熊本					
	大分					
	宮崎					
	鹿児島					
	沖縄					

注 1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注 2 表中、E は 14 時間、F は 9.5 時間、G は 5.5 時間の受講時間を示します。

注 3 表中の網掛けは終了した研修を示します。

令和 3 年度 特定自主検査資格取得研修（検査業） 予定表（別表 1）

(令和 3 年 3 月 24 日現在)

地区	支部	フォークリフト				車両系建設機械	
						整地・運搬・積込・掘削・解体用機械	
北海道・東北地区	北海道	5/26～28 BCD	7/7～9 BCD	8/25～27 BCD	9/27～10/1 A	6/16～18 BC	9/15～17 BC
	青森	8/19～21 BCD					
	岩手	6/16～18 BC				7/19～30 ABC	
	宮城	9/16～18 BC				6/21～23 BC	
	秋田	6/10～12 BC				7/22～24 BC	
	山形	10/26～28 BCD				6/15～17 BC	
	福島	7/14～16 BC					
関東地区	茨城	5/24～26 BCD	10/4～6 BCD			7/5～9 ABC	
	栃木	7/9～11 BC				6/16～18 BC	
	群馬	7/8～10 BC				9/3～5 BC	
	埼玉	6/2～4 BCD	7/12～16 ABCD	3/7～11 ABCD		12/6～10 ABC	
	千葉	6/17～19 BC	12/16～18 BC			10/25～27 BC	
	東京						
	神奈川	6/17～19 BC	10/21～23 BC			9/8～10 BC	
中部地区	新潟	6/3～5 BCD	8/5～7 BCD			6/17～19 BC	
	富山	9/8～10 BC				7/7～9 BC	
	石川	6/24～26 BC					
	福井	6/17～20 BC				5/20～22 BC	
	山梨						
	長野	7/7～9 EF				9/8～10 BC	
	岐阜	8/31～9/2 BC				7/6～8 BC	
	静岡	6/8～12 ABC	9/8～10 BC	2/8～10 BC		5/11～15 ABC	12/7～9 BC
	愛知	5/28～30 BC	6/18～20 BC	9/16～20 ABC	10/7～9 BC	9/28～30 BC	
近畿地区	三重	9/3～5 BC				5/21～23 BC	
	滋賀	2/16～18 BCD					
	京都	9/16～18 BC				11/11～13 BC	
	大阪	7/5～11 ABCD	10/19～24 BC			6/8～12 BC	
	兵庫	7/21～23 BCD				6/17～19 BC	
	奈良						
中国地区	和歌山	6/24～26 BC					
	鳥取	9/15～17 BC					
	島根	7/14～16 BC					
	岡山	6/28～7/2 ABC	3/14～16 BC			10/25～29 ABC	
	広島	11/4～6 BC				10/18～22 ABC	
四国地区	山口	9/16～18 BC				7/8～10 BC	
	徳島	7/8～10 BC					
	香川						
	愛媛	6/24～26 BCD	1/14～16 BCD				
九州・沖縄地区	高知						
	福岡	6/9～13 ABCD	1/13～15 BCD			2/16～18 BC	
	佐賀	2/2～4 BC					
	長崎	10/27～31 ABC					
	熊本	6/4～13 ABCD				2/4～13 ABC	
	大分	6/4～13 ABC				8/25～29 ABC	
	宮崎	7/7～11 ABC				9/8～12 ABC	
	鹿児島	10/20～24 ABC				7/7～11 BC	
	沖縄	6/2～6 ABCD				6/23～27 ABC	

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注2 表中、Aは35時間、Bは21時間、Cは18時間、Dは13時間の受講時間を示します。

注3 表中の網掛けは終了した研修を示します。

令和3年度 特定自主検査資格取得研修（検査業）予定表（別表1）

（令和3年3月24日現在）

地区	支部	車両系建設機械			高所作業車	
		基礎工事用	締固め用	コンクリート打設用		
北海道・東北地区	北海道				6/2～4 BC	9/1～3 BC
	青森					
	岩手				9/7～9 BC	
	宮城				7/21～23 BC	
	秋田				6/2～4 BC	
	山形				4/20～22 BC	
	福島				9/9～11 BC	
関東地区	茨城		10/12～14 BC		7/19～21 BC	
	栃木				8/26～28 BC	
	群馬				6/25～27 BC	
	埼玉	10/18～22 ABC	6/14～18 ABC		2/14～18 ABC	
	千葉				10/12～14 BC	
	東京				11/11～13 BC	
	神奈川				1/13～15 BC	
中部地区	新潟				8/26～28 BC	
	富山					
	石川				11/18～20 BC	
	福井				9/9～11 BC	
	山梨					
	長野				6/15～17 BC	
	岐阜				6/1～3 BC	
	静岡				9/16～18 BC	12/21～23 BC
	愛知	3/15～17 BC			6/25～27 BC	11/5～7 BC
近畿地区	三重		7/2～4 BC		6/18～20 BC	
	滋賀					
	京都				7/1～3 BC	
	大阪				9/8～10 BC	
	兵庫			10/20～22 BC	3/2～4 BC	
	奈良					
	和歌山					
中国地区	鳥取				10/13～15 BC	
	島根					
	岡山	11/29～12/1 BC			7/12～14 BC	2/14～18 ABC
	広島				9/7～11 ABC	
四国地区	山口				6/10～12 BC	
	徳島					
	香川					
	愛媛				10/7～9 BC	
九州・沖縄地区	高知					
	福岡				10/20～24 ABC	
	佐賀				8/3～5 BC	
	長崎					
	熊本					
	大分		9/17～19 BC		10/15～17 BC	
	宮崎		6/10～12 BC		9/30～10/2 BC	
	鹿児島				5/26～30 ABC	
	沖縄	11/24～28 ABC			10/20～24 ABC	

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注2 表中、Aは35時間、Bは21時間、Cは18時間、Dは13時間の受講時間を示します。

注3 表中の網掛けは終了した研修を示します。

令和 3 年度 特定自主検査能力向上教育予定表（別表2）

（令和 3 年 3 月 24 日現在）

地区	支部	フォークリフト				車両系建設機械								高所作業車	
						整地・運搬・積込、掘削及び解体用			基礎工事用		締固め用		コンクリート打設用		
北海道・東北地区	北海道	6 / 9				6 / 25									
	青森	8 / 25				8 / 27									
	岩手	8 / 5													
	宮城	10 / 15				4 / 23								8 / 20	
	秋田	9 / 7				9 / 8									
	山形	7 / 23				8 / 27								6 / 29	
	福島	6 / 24	8 / 6	9 / 22		6 / 17	9 / 17				10 / 20			8 / 5	
関東地区	茨城	7 / 13	12 / 7			6 / 29	2 / 8				6 / 8			9 / 6	
	栃木	6 / 9				4 / 22						8 / 1			
	群馬	10 / 18				4 / 22	10 / 11							9 / 24	
	埼玉	10 / 6				9 / 8			10 / 27		3 / 2			5 / 19	
	千葉	9 / 3				9 / 28									
	東京	7 / 8												10 / 20	
	神奈川	12 / 10				10 / 14									
中部地区	新潟	7 / 14				7 / 28								9 / 8	
	富山	6 / 3				6 / 29	7 / 14				9 / 16			8 / 3	
	石川	8 / 4				8 / 25								6 / 9	
	福井	10 / 19				7 / 22								8 / 26	
	山梨	7 / 29				6 / 22									
	長野	8 / 27				9 / 17					6 / 25			7 / 28	
	岐阜	2 / 8				6 / 22								6 / 14	
	静岡	1 / 13	2 / 5			8 / 7	9 / 25				6 / 5			6 / 23	7 / 3
	愛知	7 / 15	8 / 19			7 / 6			3 / 23		7 / 13			7 / 2	
三重	8 / 27				6 / 4								7 / 9		
近畿地区	滋賀	7 / 28													
	京都	1 / 18				8 / 27									
	大阪	1 / 26													
	兵庫	9 / 10				11 / 26						11 / 19	2 / 25		
	奈良														
中国地区	和歌山														
	鳥取	9 / 3				11 / 26									
	島根	8 / 5													
	岡山	9 / 27	10 / 18			9 / 15	11 / 11	11 / 24							
	広島	6 / 8	6 / 15	6 / 22		7 / 6	7 / 13	7 / 20						7 / 7	7 / 27
四国地区	山口	11 / 11				11 / 26								10 / 23	
	徳島					6 / 25									
	香川	10 / 30												8 / 28	
	愛媛	8 / 21				8 / 28									
	高知					11 / 18									
九州・沖縄地区	福岡	8 / 6				2 / 4								12 / 9	
	佐賀	11 / 25				11 / 25					9 / 8			9 / 8	
	長崎	8 / 3	3 / 25			6 / 9	8 / 4				9 / 22	11 / 10			
	熊本	9 / 11				1 / 29									
	大分	11 / 13				10 / 23									
	宮崎	7 / 16				6 / 18	7 / 2							1 / 8	
	鹿児島	9 / 4				8 / 21									
沖縄地区	沖縄	1 / 14				12 / 10								8 / 27	

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注2 表中の網掛けは終了した教育を示します。

令和 3 年度 実務研修、定期自主検査安全教育予定表 (別表 3)

(令和 3 年 3 月 24 日現在)

地区	支部	実務研修								安全教育			
		記録表作成コース				月次定期自主検査 (フォークリフト)		月次定期自主検査 (建機)		業務点検 コース	建機付属 クレーン部分	ショベル ローダー等	
		座学		実技		座学	実技	座学	実技				
北海道・東北地区	北海道	10/13									6/22		
	青森									6/5			
	岩手	11/5		6/29	7/16					10/28	11/19		
	宮城	9/10	11/12								11/26		
	秋田	5/18	8/24	11/25						8/27	10/20	7/6	
	山形	7/16	9/9								5/12		
関東地区	福島	7/1									6/23		
	茨城			8/24	1/19					10/26	5/18	1/27	
	栃木	11/26								2/4	9/3	10/22	
	群馬	6/3								10/21	11/8		
	埼玉	11/17				6/23				12/15	7/7		
	千葉	1/27								11/5	8/18	12/7	
	東京												
中部地区	神奈川	9/3	11/26			9/17					10/15		
	新潟	10/20								10/13	7/7		
	富山	2/17											
	石川			9/29	10/27					3/23	10/15		
	福井	6/24				9/2							
	山梨	9月下旬									11月下旬		
	長野	7/15									6/9		
	岐阜	6/23	11/16							10/7	7/20	7/21	
	静岡	4/27	4/28	8/20						11/11	6/3	1/22	2/16
	愛知	9/4	10/6	11/6									
近畿地区		12/14	1/15										
	三重	8/4		8/2						11/25	9/7	8/25	
	滋賀	5/28	6/23	9/29		8/27		8/5		1/28	6/9	7/31	
	京都										10/15		
	大阪	1/12										11/24	
	兵庫	2/10	2/18			3/11				8/20	6/4	1/26	
中国地区	奈良										7月下旬		
	和歌山	11/6									11/7	11/13	
	鳥取										11/19		
	島根	11/17									6/22		
	岡山			7/5							8/30		
四国地区	広島	7/8	2/3									6/4	
	山口										4/16		
	徳島	11/9									6/24		
	香川									6/26			6/12
	愛媛	4/17		11/27						7/28	4/10	7/16	1/22
九州・沖縄地区	高知										10/22		
	福岡			9/29				3/11			8/20	7/20	
	佐賀	8/20									9/3		
	長崎			11/14	12/17		11/9		11/9				
	熊本	6/26	3/12							8/28	11/13		
	大分	7/3				7/17		9/25			6/26		
	宮崎	1/15		5/15	6/5		5/8			8/2	4/17	4/10	
	鹿児島	12/11				6/19		4/17			8/7		
	沖縄	9/10						7/15	7/16		8/13	5/14	

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注2 表中の網掛けは終了した研修・教育を示します。

令和 3 年度 運転技能講習予定表

(令和 3 年 3 月 22 日現在)

●フォークリフト												
秋 田				7/16～		9/17～						
茨 城	4/14～	5/10～	6/9～	7/8～	8/18～	9/13～	10/11～	11/12～	12/9～	1/13～	2/10～	3/14～
石 川		5/20～				9/2～						
山 梨		5/8～		7/10～		9/11～		11/6～				
大 阪		5/12～	6/16～			9/15～	10/6～	11/2～				3/2～
兵 庫	4/9～											
長 崎		5/13～		7/8～	8/26～	9/16～						
熊 本				7/22～								
宮 崎	4/21～	5/19～	6/23～		8/25～		10/20～					

●車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）												
兵 庫							10/14～					
鳥 取							10/28～					
鳥 根						9/21～						
長 崎			6/10～									

●車両系建設機械（解体用）												
鳥 取		5/14～										

●不整地運搬車												
鳥 取				7/15～								
鳥 根			6/2～									

●高所作業車												
青 森	4/10～	5/22～	6/19～	7/9～		9/18～	10/16～	11/13～				3/12～
群 馬		5/29～				9/25～						
滋 賀	4/7～		6/8～	7/6～		9/7～	10/13～		12/1～			
奈 良		5/14～		7/17～		9/24～		11/27～				3/18～
鳥 取	4/14～				8/18～							
鳥 根						9/3～						
沖 縄	4/9～		6/18～	7/9～			10/15～	11/12～			2/18～	

注1 各講習会日程の最初の日を掲載しています。詳細は該当支部にお問い合わせください。

注2 表中の網掛けは終了した講習を示します。

お知らせ

〔令和3年度〕
各種研修の受講料

1 資格取得研修

(A) 事業内検査者研修

(単位：円)

(B) 検査業者検査員研修

(単位：円)

研 修 の 種 類	14時間コース		8.5・9.5時間コース		5.5時間コース		35時間コース		21時間コース		18時間コース		13時間コース	
	会員	一般	会員	一般	会員	一般	会員	一般	会員	一般	会員	一般	会員	一般
1 フォークリフト	47,850	51,920	43,450	47,520	42,350	46,420	76,450	80,520	54,450	58,520	52,250	56,320	51,150	55,220
2 整地・運搬・積み込み用、掘削用及び解体用機械	56,210	63,580	51,810	59,180	—	—	89,210	96,580	66,110	73,480	61,710	69,080	—	—
3 基礎工事用機械	58,190	65,120	53,790	60,720			91,190	98,120	66,990	73,920	62,590	69,520		
4 締固め用機械	49,390	53,790	44,990	49,390			77,990	82,390	55,990	60,390	53,790	58,190		
5 コンクリート打設用機械	63,800	68,970	58,300	63,470			113,300	118,470	80,300	85,470	78,100	83,270		
6 高所作業車	51,920	57,200	47,520	52,800			86,020	91,300	62,920	68,200	60,720	66,000		

2 能力向上教育

(単位：円)

3 実務研修

(単位：円)

研 修 の 種 類		座学コース		実技コース	
		会員	一般	会員	一般
記録表作成 コース	フォークリフト	12,760	14,960	18,260	20,460
	整地・運搬・積み込み用、掘削用及び解体用機械	13,090	15,400	18,590	20,900
	基礎工事用機械	13,090	15,400	18,590	20,900
	締固め用機械	12,870	15,070	18,370	20,570
	コンクリートポンプ車	12,870	15,070	18,370	20,570
	高所作業車	12,760	14,960	18,260	20,460
月次定期 自主検査 コース	フォークリフト	6,710	7,260	12,210	12,760
	車両系建機	9,240	9,680	14,740	15,180
検査業者業務点検コース		会 員		一 般	
		9,350		10,230	
4 安全教育 (単位：円)					
教 育 の 種 類		会 員		一 般	
建機付属クレーン部分		7,480		8,030	
ショベルローダー等		12,980		15,070	

4 安全教育

(単位：円)

教 育 の 種 類	会 員	一 般
建機付属クレーン部分	7,480	8,030
ショベルローダー等	12,980	15,070

- (注) 1. 受講料には、テキスト代及び消費税10%が含まれています。
 2. 当協会会員所属の受講者の受講料は、協会が教材費の一部を負担した額です。
 3. 本表に含まれるテキスト代以外の教材類を追加する等の際は、本表受講料と異なる場合があります。
 4. 受講料は、研修を実施する建荷協・支部に納金してください。

特定自主検査者資格取得者名簿

(令和3年2月1日～令和3年3月31日)

資格の種類ごとに氏名五十音順・敬称略

事業内検査者資格取得者

■フォークリフト

伊藤哲也	北田守	田代治	鳥海元嗣	野間裕介	三浦旭
岩川錠二	桑村隆行	橘可成	中川公彦	橋本三紀夫	水口和浩
梅田日出海	佐々木悠祐	田中啓之	中谷悦徳	久岡靖雄	宮野真護
大久保龍	沢田央	田村辰也	中田大介	廣田光広	虫生博和
岡本茂樹	澤田竜彦	田本義信	長尾竜一	藤原克寧	森野安則
尾方雅	白木利明	寺島省吾	鳴海章	宝城	山根功志
小崎将人	鈴木直樹	富樫寿幸	沼田真	堀田将仁	横田勇樹
小田原年男	関口大祐	徳島弘晃	能勢直人	松林敬佑	渡部浩功
北川光平	高田和茂	豊泉昌宏			

■整地・運搬・積み込み用・掘削用及び解体用機械

飯森明	岩渕裕二	太田進	白川信	坪倉義浩	古木僚馬
稲見正人	江口勝利	渋谷学	田森允明	奈良原竜也	山崎勝
岩科章義	榎本裕紀	白井達也			

■締固め用機械

根本哲寛	水摩竜登志	吉田裕樹			
------	-------	------	--	--	--

■高所作業車

穴井秀二	岡崎新二	桑原俊晃	田岡直斗	玉島進一	藤山誉文
上野崇陽	加藤勇吾	塩島武志	瀧澤伸吾	土赤航希	眞野誠
大石猛	金澤全史	鈴木健悟	玉井誓	鉢本照幸	

検査業者検査員資格取得者

■フォークリフト

赤坂僚紀	夷塚誠也	熊井翔大	末永孝宏	中昌弘	前田康希
秋田勇哉	大江雄太	熊倉昂平	杉岡亮作	中尾秀則	前田直人
安藤直樹	大島伸達	黒田恭二	杉本光司	中尾宏輔	牧野武久
石川重夫	大田洋平	郡山優介	鈴木智人	中村佑悟	松谷裕一
石田義幸	大谷隆裕	古賀真太	鈴木優輝	永原圭治	水川貴信
石原潤一	大知幸幸	小田部翔介	相馬一樹	西岡栄介	皆川裕樹
石橋祐二	大友紀弘	神門宏介	曾根一樹	西崎亮也	三村下雅也
泉谷文也	小川雅司	坂井裕太	峠之内諒二	西田口翔太	宮田龍征
井瀬芳明	小崎恭平	酒向翔裕	高岡宏介	橋村信彦	宮武拓也
市川正貴	小織田航海	佐々木隆宏	高野栗裕一	長谷川広明	宮本良明
伊東剛史	小恩賀好視	佐々木康博	田中修義	島山浩樹	宮向井慎也
糸江達也	小恩賀好視	佐々木康博	田中修義	島山浩樹	宗近正藏
入江智尚	改森政耶	佐藤智己	谷岡端輝	林賢一朗	八木橋貴志
岩尾剛大	片岡祐也	佐藤湧幸	田端輝健	林サロズ	矢野智之
岩野明裕	加藤子正	佐藤龍太郎	長葉英太	東鳥昌輝	山口友一
上垣隼人	加香山祐豪	佐藤智昭	千代田章一	廣島昌輝	山田弘樹
上野太樹	香川内本幸志	澁島津勇毅	梶田一馬	朴山美伸	山田貴史
上原直昭	河村雅也	城新見	徳田高和	堀内和寿	吉渡邊裕明
上浮本悠斗	久保田雅也				

■整地・運搬・積込み用・掘削用及び解体用機械

朝倉篤史	荻田正裕	小林昇大	隅野直樹	中野隆史	村田賢也
阿部真和	小野田雅樹	今野秀則	高山智隆	長島浩	茂木英雄
飯島研二	金重真智	酒井崇	多賀純	西口智之	山川拓馬
飯塚慎也	川名道浩	酒井洋一	館本聡	長谷川輝久	山口充志
伊東洋昌	川村誠一	坂本彰朗	田中駿太	藤田智弥	山下裕介
稲毛順一	工藤療	坂本真人	千葉和広	二見祐司	山本賢史
上野智也	黒崎浩史	佐野賢太	寺島昭司	細越和彦	山本直希
上野善道	具志堅弘和	菅生祥平	徳永翔太	細杉利征	横川正行
氏家直輝	高坂侑司	鈴木哲也	富田幸折	峰松航	渡邊亮
大瀬良祐介	甲田一博	鈴木稜司	富山嘉彰	村田清和	渡邊利直
小方虹輝					

■基礎工事用機械

木村二郎 | 柴田健司 | 平良友希 | 成田雅紀 | 渡部修弘 |

■締固め用機械

佐々木 仁 志 | 佐 藤 陽 一 | 鳥 袋 廣 | 鳥 居 洋 二 | 仲 地 輝 彦 | 平 山 正 章

■コンクリート打設用機械

入 江 保 | 加 藤 義 治 | 田 村 聖 | 中 城 春 輝 | 本 間 宗 樹 |

■高所作業車

荒 木 秀 幸	大 久 健 人	小 池 雅 裕	白 水 涼 太	永 野 敏 樹	三 上 樹
安 藤 弘 継	岡 将 大	河 野 裕 介	十文字 誠	成 田 潤一郎	宮 崎 晃 輔
石 橋 祐 二	岡 野 竜 弥	近 藤 穂 岳	鈴 木 あかね	新 沼 明	宮 崎 隼 也
一ノ宮 真 悟	岡 本 剛	近 藤 祐 二	鈴 木 成	畠 山 睦 幸	向 井 一 洋
伊 藤 健 也	加 川 元 貴	齊 藤 克 則	高 野 智 行	羽 深 純 一	村 上 勝 大
伊 藤 敏 行	柏 木 崇 志	齋 藤 健	竹 本 征 史	廣 澤 吉 紀	村 瀬 泰 裕
井 上 晴 夫	梶 田 健 二	坂 本 浩 一	田 中 大 輝	藤 田 綾 大	森 元 誠
岩 井 俊 介	片 山 功 基	佐 藤 郁 夫	田 中 利 弥	藤 原 卓	山 條 和 也
内 野 聡	加 藤 聖 也	佐 藤 慶 太	田 端 晋 也	堀 川 智 章	吉 田 洋 典
鵜 林 誠	鎌 田 健 汰	澤 木 賢 一	玉 置 真 一	前 田 和 寿	米 山 幸 宏
梅 津 勇 太	窪 田 貴 大	獅子原 幸 彦	中 平 幸 子	前 田 亮	渡 邊 元 喜
瓜 田 佳 也	久保山 天 斗	島 崎 一 行	中 村 考 一	正 木 洋	渡 辺 誠
大 橋 寿 人	糸 川 健 吾	下 山 光 太	長 嶋 徹	益 田 拓 未	

お知らせ

けんにきょう

建荷協発行図書等のご案内

令和3年度版

安全を みんなでつくる 特自検



公益社団法人

建設荷役車両安全技術協会

ご案内する図書等は公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会（略称 建荷協（けんにきょう））都道府県各支部にてご購入いただけます。

■ 特定自主検査制度の入門解説

特定自主検査制度についての入門編

安全と特定自主検査のおはなし

「なぜ特定自主検査が必要なのか？特定自主検査とはどのようなものか？」をご理解いただけるよう、イラストを使いわかり易く解説したものです。

(H25.6改訂C版発行)



特定自主検査の対象機械について

特定自主検査対象機械の概要

特定自主検査を行うべき機械等の代表的なものを写真、図で示し、特徴、用途などの概要をまとめたものです。

また、一部対象外機械についても掲載しています。

(H29.3改訂D版発行)



品名	品番	会員価格	一般価格
安全と特定自主検査のおはなし	PC-ZC-02-C	220円	330円

品名	品番	会員価格	一般価格
特定自主検査対象機械の概要	SC-ZC-01-D	660円	1100円

■ 特定自主検査済標準

特定自主検査 実施年月の明示

特定（定期）自主検査済標準

・特定自主検査済標準

労働安全衛生規則に基づき、フォークリフト、不整地運搬車、車両系建設機械及び高所作業車について、年1回（不整地運搬車は2年に1回）実施することとされている特定自主検査を行った年月を明らかにするため、厚生労働省のご指導のもとに作成した標準です。検査業者用と事業内用とがあります。

・定期自主検査済標準

労働安全衛生規則に基づき、「建機付属クレーン部分」、「ショベルローダー、フォークローダー及びストラドルキャリアー」について、年1回実施することとされている定期自主検査（年次検査）を行った年月を明らかにするため当該機械に貼る標準です。

品名	品番	会員価格	一般価格
特定自主検査済標準（事業内）	BP-LH-03	330円	990円
特定自主検査済標準（検査業）	BP-LR-03		
定期自主検査済標準	BP-LR-03		

特定自主検査済標準
（事業内）特定自主検査済標準
（検査業）

定期検査済標準

【注記】 検査済標準の色は、毎年1月1日をもって暦年ごとに変更されます。旧年発行の標準は同日以降使用できませんのでご注意ください。

特定自主検査に係る標準等について

標準の使い方から管理まで

特定自主検査を行ったときに貼付する標準等の取扱いについて解説したものです。

(H27.4改訂E版発行)

品名	品番	会員価格	一般価格
標準の使い方から管理まで	BC-ZC-05-E	220円	330円



表記の価格は全て消費税10%込の価格です。

■ 特定自主検査の実施

検査方法と判定基準

定期自主検査指針

労働安全衛生法、第45条第3項の規定に基づき公示にされた特定(定期)自主検査の検査項目、検査方法および判定基準をまとめたものです。

品 名	品 番	会員価格	一般価格
フォークリフト	SG-LC-01-A	330 円	440 円
不整地運搬車	SG-GR-01	220 円	330 円
車両系建設機械	SG-KC-01-B	440 円	550 円
高所作業車	SG-HL-01	330 円	440 円
フォークリフト（月次）	SG-LC-11-A	220 円	330 円



検査結果の記録

特定（定期）自主検査記録表

特定（定期）自主検査を行った際に、当該機械の検査結果および補修措置等を記録しておくものです。

- ・記録表は3年間の保存義務があります。
- ・記録表は公益社団法人建設荷役車両安全技術協会の著作物です。無断で複製、転用することを禁じています。
- ・記録表は機械性能の向上に伴い随時改訂しています。

品 名	品 番	会員価格	一般価格
特定(定期)自主検査記録表（普通紙）	1冊50部	495 円	770 円
特定(定期)自主検査記録表（ノンカーボン）	1冊25部（正副2枚で1部）	737 円	1100 円



記録表の記入方法

特定自主検査記録表の記入要領

特定自主検査記録表は、機械性能の向上により随時改訂されています。

最新の記録表についても正確に記入できる様、記入方法を解説しています。

(R2.4改訂Q版発行)



品 名	品 番	会員価格	一般価格
特定自主検査記録表の記入要領	TC-ZC-02-Q	440 円	550 円

記録表の保存

特定自主検査記録簿

省令により3年間保存義務がある特定自主検査記録表をファイリングしておくためのものです。



品 名	品 番	会員価格	一般価格
特定自主検査記録簿	BP-ZC-03	110 円	165 円

特定自主検査業務を適正に行うための帳簿

特定自主検査台帳

- ・特定自主検査台帳 事業内用

特定自主検査済標章の受払を管理する「標章受払簿」と、保有機械の特定自主検査実施状況管理に使用する「標章貼付簿」を一体にしたものです。

- ・特定自主検査台帳 検査業者用

特定自主検査済標章の受払を管理する「標章受払簿」と、特定自主検査業務を適正に行うための「特定自主検査台帳」、検査料収納の管理に使用する「検査料金収納簿」を一体にしたものです。

品 名	品 番	会員価格	一般価格
特定自主検査台帳 事業内用	BC-ZC-04-A	550 円	825 円
特定自主検査台帳 検査業者用	BC-ZC-07	1650 円	2200 円



表記の価格は全て消費税 10%込の価格です。

■ 検査者標識

検査者標識は、「検査者であることを第3者が識別できる」とこと、「検査者としての意識の高揚」を目的として検査者に着用させるものです。

協会では**腕章**及び**ワッペン**（作業服等にアイロンで接着させる方式）とヘルメット等に貼付できる**シール**を用意しています。

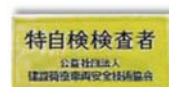
・検査者腕章、特自検腕章

特定自主検査資格者であることを示すため着用するものです。

品名	品番	会員価格	一般価格
検査者腕章	BP-YC-01	1100 円	1650 円
検査者ワッペン	BP-YC-02	330 円	550 円



検査者腕章



検査者ワッペン

・検査者シール（検査業者用、事業内用）

検査者が特定自主検査を行える資格の種類（検査業者、事業内）、機種を示すためのものです。

特定自主検査対象機種	検査業者用	事業内用	会員価格	一般価格
フォークリフト	BP-YC-11-A	BP-YC-21	110 円	165 円
整地・運搬・積込用・掘削用および解体用機械	BP-YC-12-A	BP-YC-22		
基礎工事用機械	BP-YC-13-A	BP-YC-23		
締固め用機械	BP-YC-14-A	BP-YC-24		
コンクリートポンプ車	BP-YC-15-A	BP-YC-25		
高所作業車	BP-YC-16-A	BP-YC-26		
不整地運搬車	BP-YC-17-A	BP-YC-27		



■ 教育資料

当協会では実施する特定自主検査者資格取得研修および能力向上教育等で使用されている図書です。

・特定自主検査マニュアル 特定自主検査の検査方法等を機種、部位別に解説しています。

品名	品番	会員価格	一般価格
検査機器	TQ-ZC-01-E	660 円	990 円
原動機（ディーゼル・ガソリン）	TQ-KE-01-F	2420 円	3630 円
油圧装置	TQ-KH-01-E	1540 円	1980 円
上部旋回体 下部走行体	TQ-KB-01-E	2420 円	3080 円
ジブ・リーダー・ワイヤーロープ	TQ-KJ-01-D	1210 円	1540 円
フォークリフト	TQ-LC-02-G	1320 円	1980 円
不整地運搬車	TQ-GR-01-E	880 円	1320 円
車両系建設機械（整地等用）	TQ-GC-02-A	3300 円	5280 円
〃（基礎工事用）	TQ-FC-01-E	3080 円	4620 円
〃（締固め用）	TQ-RC-01-D	1210 円	1760 円
〃（コンクリート打設用）★改訂	TQ-CP-01-F	1100 円	1760 円
高所作業車 ★改訂	TQ-HL-01-E	1430 円	2200 円
特定自主検査と補修	TC-ZC-01-F	550 円	880 円



・能力向上教育テキスト 機種別に最新の技術等を紹介しています。

品名	品番	会員価格	一般価格
フォークリフト ★改訂	TL-LC-01-E	3520 円	5280 円
整地・運搬等&ブレイカ	TL-GE-01-F	3630 円	5500 円
締固め用機械	TL-RC-01-C	1650 円	2530 円
基礎工事用機械	TL-FC-01-D	1980 円	2970 円
不整地運搬車	TL-GR-01-B	660 円	990 円
コンクリートポンプ ★改訂	TL-CP-01-D	1540 円	2420 円
高所作業車 ★改訂	TL-HL-01-D	990 円	1540 円



・その他

品名	品番	会員価格	一般価格
フォークリフト安全運転テキスト	TQ-LC-02-B	1540 円	1540 円
ショベルローダー等定期自主検査マニュアル検査・整備基準値表	TQ-SR-02-C	1760 円	2640 円
業務点検コーステキスト	TT-YC-01-C	1100 円	1650 円



表記の価格は全て消費税 10%込の価格です。

■ 特定自主検査業務の管理

特定自主検査の適正実施のために

特定自主検査業務マニュアル

検査業者の業務や事業内検査の業務を適正に遂行するための管理のポイントおよび実務の詳細を説明したものです。

また、特定自主検査全般を管理する事業者が知っておかなければならない労働災害防止に関する法令や事業者の責務等をまとめたものです。(R1.11 発行)

注記)本書は特定自主検査業務マニュアル検査業者用(BP-ZC-01-F)、事業内検査(BP-ZC-02-E)および特定自主検査とその管理(BC-ZC-06-D)の内容を合わせたものです。



登録検査業者の諸手続きについて

特定自主検査登録検査業者必携

登録検査業者が、厚生労働大臣または都道府県労働局長に登録申請・業務規程変更等の際に留意すべきポイントを解り易く解説したものです。また、参考となる業務規程例を示してあります。

(H31.4 改訂 K 版発行)



品 名	品 番	会員価格	一般価格
特定自主検査登録検査業者必携	BC-ZC-01-K	550 円	880 円

特定自主検査制度に関する法令、通達

特定自主検査関係法令通達集

特定自主検査制度に関する法の条文ごとに関係する最新の規則・通達等をまとめたものです。

(H28.3 改訂 J 版発行)



品 名	品 番	会員価格	一般価格
特定自主検査関係法令通達集	BC-ZC-03-J	2310 円	3520 円

特定自主検査制度についての疑問を解説

特定自主検査に関する Q & A

特定自主検査制度に関するさまざまな疑問を「Q&A 集」としてまとめたものです。

(H26.10 改訂 A 版発行)



品 名	品 番	会員価格	一般価格
特定自主検査に関する Q & A	BC-YC-01-A	440 円	770 円

特定自主検査の実施経歴の管理

特定自主検査実施経歴書

特定自主検査の実施時期を明確にするとともに、特定自主検査が、いつ、だれが実施したかを記入できるようになっており、機械の履歴管理に活用できます。

品 名	品 番	会員価格	一般価格
特定自主検査実施経歴書 (フォーク)	BP-LC-01	55 円	110 円
経歴書ビニルケース (フォーク用)	BP-LC-02	165 円	330 円
特定自主検査実施経歴書 (建機用)	BP-OH-01	55 円	110 円
特定自主検査実施経歴書 (解体機用)	BP-OH-02	55 円	110 円



表記の価格は全て消費税 10%込の価格です。

お問い合わせ先

LF-YC-01-21 令和 3 年 3 月

支 部 一 覧

令和3年4月1日現在

支部名	〒	所 在 地	電話番号	FAX
北海道	060-0004	北海道札幌市中央区北4条西7丁目 NCO札幌ホワイトビル9階	011(271)7720	011(271)7580
青 森	030-0902	青森県青森市合浦1-10-7	017(765)5432	017(765)5433
岩 手	020-0873	岩手県盛岡市松尾町17-9 岩手県建設会館2階	019(626)2616	019(626)2627
宮 城	983-0842	宮城県仙台市宮城野区五輪1-6-9 五輪黄葉ビル201号	022(298)2150	022(298)2151
秋 田	010-0923	秋田県秋田市旭北錦町1-14 秋田ファーストビル210号室	018(823)8258	018(823)8260
山 形	990-8681	山形県山形市流通センター2-3 山形流通団地組合会館内	023(666)6581	023(666)6582
福 島	960-8035	福島県福島市本町5-8 福島第一生命ビル4階	024(521)8065	024(521)8248
茨 城	311-3116	茨城県東茨城郡茨城町長岡3652-559	029(292)6546	029(292)6547
栃 木	321-0912	栃木県宇都宮市石井町3149-28 卸商業団地協同組合別館202	028(656)6111	028(656)6112
群 馬	371-0805	群馬県前橋市南町4-30-3 勢多会館1階	027(223)3448	027(223)3451
埼 玉	330-0062	埼玉県さいたま市浦和区仲町1-12-1 カタヤマビル5階A	048(835)3050	048(835)3055
千 葉	260-0026	千葉県千葉市中央区千葉港4-3 千葉県経営者会館3階303号	043(245)9926	043(245)9927
東 京	102-0072	東京都千代田区飯田橋1-7-10 山京別館4階	03(3511)5225	03(3511)5224
神奈川	231-0011	神奈川県横浜市中区太田町6-87 横浜フコク生命ビル10階	045(664)1811	045(664)1817
新 潟	950-0961	新潟県新潟市中央区東出来島11-16 新潟県自動車会館内	025(285)4699	025(285)4685
富 山	930-0094	富山県富山市安住町3-14 富山県建設会館内	076(442)4358	076(442)6748
石 川	920-0806	石川県金沢市神宮寺3-1-20 コマツ石川(株)レンタル事業部事務所2階	076(208)3302	076(208)3303
福 井	910-0854	福井県福井市御幸4-19-25 広田第2ビル2階	0776(24)7277	0776(24)9507
山 梨	409-3867	山梨県中巨摩郡昭和町清水新居1602 ササモビル2階	055(226)3558	055(226)3631
長 野	380-0872	長野県長野市妻科426-1 長野県建築士会館4階	026(232)2880	026(232)6606
岐 阜	504-0843	岐阜県各務原市蘇原青雲町5-34	058(382)5011	058(382)5120
静 岡	422-8045	静岡県静岡市駿河区西島127	054(236)4008	054(236)4031
愛 知	450-0002	愛知県名古屋市中村区名駅4-23-13 大同生命ビル3階	052(586)0069	052(586)0010
三 重	514-0009	三重県津市羽所町601 アカツカビル4階	059(223)7177	059(223)7180
滋 賀	520-0043	滋賀県大津市中央4-5-33 SKビル2階C	077(521)5260	077(521)5352
京 都	600-8009	京都府京都市下京区四条通室町東入函谷鉦町78 京都経済センター4階	075(351)0250	075(351)0251
大 阪	540-6591	大阪府大阪市中央区大手前1-7-31 OMM19階	06(6944)6611	06(6944)6612
兵 庫	650-0024	兵庫県神戸市中央区海岸通8 神港ビル703号	078(332)4936	078(392)8921
奈 良	630-8124	奈良県奈良市三条松町29-3 奈良県電気工事工業組合内	0742(93)5181	0742(93)5181
和歌山	640-8287	和歌山県和歌山市築港3-23 和歌山港湾労働者福祉センター1階	073(435)3337	073(435)3338
鳥 取	682-0802	鳥取県倉吉市東蔵城町12 中部建設会館1F	0858(22)1400	0858(23)4667
島 根	690-0012	島根県松江市古志原2-20-54	0852(27)0340	0852(27)0556
岡 山	700-0907	岡山県岡山市北区下石井2-8-6 第2三木ビル205	086(222)6039	086(222)4296
広 島	733-0011	広島県広島市西区横川町1-11-24 山田オフィスビル202	082(291)1150	082(291)3413
山 口	753-0083	山口県山口市後河原25 愛山会ビル2階	083(932)1858	083(932)1859
徳 島	770-0808	徳島県徳島市南前川町4-14 船橋設計ビル2階	088(622)8243	088(624)8258
香 川	760-0062	香川県高松市塩上町10-5 池商はせ川ビル113	087(837)3668	087(837)3671
愛 媛	790-0003	愛媛県松山市三番町7-8-1 山本ビル2階	089(941)6740	089(941)7361
高 知	780-0072	高知県高知市杉井流9-11	088(882)5025	088(882)0837
福 岡	812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東2-6-14 正和ビル4階402	092(474)2246	092(474)2312
佐 賀	849-1301	佐賀県鹿島市大字常広139-2	0954(62)6315	0954(62)6368
長 崎	854-0072 854-0065	長崎県諫早市永昌町10-8-202 長崎県諫早市津久葉町5-121 津久葉エステートビル213号室 (5月6日より)	0957(49)8000	0957(49)8001
熊 本	860-0845	熊本県熊本市中央区上通町7-32 蚕糸会館3階	096(356)6323	096(356)6325
大 分	870-0844	大分県大分市花園2-6-51 大分県林業会館4階	097(540)7177	097(540)7127
宮 崎	880-0802	宮崎県宮崎市別府町2-12 宮崎建友会館3階	0985(23)5061	0985(23)5129
鹿児島	891-0123	鹿児島県鹿児島市卸本町6-12 オロシティーホール内	099(260)0615	099(260)0646
沖 縄	901-2131	沖縄県浦添市牧港5-6-3 南海ビル4階	098(879)3744	098(879)3757

(注) アンダーラインは変更部分

編 集 後 記

読者の皆さま、253号も「編集後記」までお読みいただき、ありがとうございました。

機関誌編集発行業務に携わり、本号で早や2年が経ちました。とはいえ、毎号ででき上がってきた機関誌を読むと、事前に十分にチェックしたはずなのですが、「ここに誤字が」「内容が伝わりにくい」「書式が異なる」等々の箇所を発見、冷や汗たらーりです。

こんな私ですが、今後も役立つ情報を見やすく分かりやすく、発信するよう努力いたしますので、皆さまの声（お気づきの点や機関誌へのご意見・ご要望および広報委員会への叱咤、激励（＋お褒めの言葉も）…）もお寄せいただければ幸いです。

次号も暖かく見守っていただけると嬉しく思います。

さて、本号より新たな連載講座として、「技術・技能の継承」が始まりました。多くの企業で共通の課題になりつつある「技術・技能の継承」。この課題について、現状から解決の方向性までを、中小企業での取組み例も交え、中小企業診断士・松田氏に執筆していただきます。

本号が発行されるのは5月6日、4月に入社したフレッシュマンたちも、少しずつ実務にデビューする時期ではないでしょうか。会員企業さんの「技術・技能の継承」への取組みに、少しでもお役に立てればこちらも嬉しく思います。

[事務局：水島 敏文 記]

機関誌に対するご意見・ご要望等は E-mail：koho@sacl.or.jp までお願いします。

機関誌編集 広報委員会

委員長

山本 泰徳 [池田内燃機工業㈱]

平山 哲也 [大成建設㈱]

副委員長

佐藤 裕治 [住友建機㈱]

兼八 淳 [日本通運㈱]

室町 正博 [日通商事㈱]

委 員

津川 元 [コベルコ建機㈱]

栗原 正行 [コマツ]

小澤 真一 [事務局：常務理事]

比留間 茂 [キャタピラー]

水島 敏文 [事務局：広報部]

新谷 勝幸 [日立建機㈱]

吉田 岳 [同]

田中 喜昭 [コマツカスタマーサポート㈱]

加藤 彰秀 [㈱豊田自動織機]

在田 浩徳 [清水建設㈱]

(令和3年4月1日現在)

「建設荷役車両」 VOL. 43 第253号

令和3年4月15日 印刷

令和3年5月6日 発行

発行所 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町3-7-1 (ニュー九段ビル9F)

TEL: 03 (3221) 3661 / FAX: 03 (3221) 3665

URL <http://www.sacl.or.jp/>

編 集 広報委員会

発行人 小澤 真一

印刷所 株式会社東伸企画

ユーザー名 (U) saclhp パスワード (P) saclhp

機関誌「建設荷役車両」広告掲載案内

建設荷役車両に関わるすべての企業のために
私たちの協会があります。

当協会は、建設荷役車両(車両系建設機械、荷役運搬機械)の検査・整備業、リース・レンタル業、ユーザー、メーカーなどから構成された団体です。

これらの企業が協力して、建設荷役車両の性能の保持向上と作業の安全を確保するために定期(特定)自主検査制度の定着化を推進しています。

販売促進の可能性をつむぎ出すために・・・。

B(Business) to B(Business) & H(Heart) to H(Heart)

「建設荷役車両」広告掲載料金
B5版 隔月奇数月発行 発行部数：6,500部

掲載場所	頁／色	掲載料金
表紙2	1頁／1C	42,000円
表紙3	1頁／1C	36,000円
表紙4	1頁／4C	54,000円
前 付	1頁／1C	34,000円
後 付	1頁／1C	30,000円

- 広告原稿締切日：機関誌発行前々月末
- 上記広告掲載料金以外に図案制作、エアブラシ、トレース及び製版等の制作費及び消費税は別途頂戴致します。

お問い合わせ先 広報部まで TEL：03-3221-3661
E-mail：koho@saci.or.jp



公益
社団法人 **建設荷役車両安全技術協会**
SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES

会 長 酒 井 信 介

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 3-7-1 ニュー九段ビル 9F
TEL：03-3221-3661 FAX：03-3221-3665 URL <http://www.sacl.or.jp/>



特定自主検査記録表作成支援ソフトを

特自検を実施する事業場へお送りしました。(会員限定)



特定自主検査記録表作成支援ソフトのご案内

特定自主検査記録表作成支援ソフト（以下「本ソフト」）は検査者（員）が実施した特定自主検査の検査結果をお手持ちのパソコンで入力し、PDFで出力する記録表作成を支援するものです。



1 本ソフトのメリット

記録表の品質の向上、作成時間の短縮につながります

- ・協会が頒布する紙製の記録表と同様の記録表としてご使用できます。
- ・検査箇所毎の良否判定は検査内容、検査方法の入力結果に基づき自動表示します。
- ・未記入箇所は警告を表示し確認を促します。
- ・不良判定の検査箇所は「事業者への要請等」、「補修措置」欄に記載すべき箇所として示されます。
- ・記録表を発行するまでは入力内容の一時保存・修正ができます。
- ・発行した記録表表題部の情報は検査台帳として蓄積され、次回作成時に活用することができます。(事前に用意した台帳の情報を活用することも可能です。)

2 対象記録表（対象機械）

全 15 機種 28 シート

 エンジン式フォークリフト	 バッテリー式カウンターフォークリフト
 リーチ式フォークリフト	 不整地運搬車
 油圧ショベル（クローラ式）	 クレーン機能付油圧ショベル（クローラ式）
 ブルドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式）	 トラクター・ショベル（ホイール式）
 解体用つかみ機	 鉄骨切断機及びコンクリート圧碎機
 プレーカ	 ロードローラー及びタイヤローラー
 振動ローラー	 高所作業車（トラック式）
 高所作業車	

3 注意事項

必ずお読みください

- ・本ソフトは公益社団法人建設荷役車両安全技術協会会員専用です。所属する都道府県支部内においてのみご使用いただけます。それ以外での使用をご希望する場合は協会本部へご相談ください。
- ・本ソフトを使用するにあたっては当協会発行「特定自主検査記録表の記入要領」についての知識がなければ正しい記録表を作成できません。
- ・本ソフトを使用して発行・印刷する記録表は検査者（員）名および責任者名が印刷されません。検査を行った検査者（員）および責任者が必ず署名をしてください。
- ・本ソフトをインストールする際に「特自検記録表作成支援ソフト使用許諾契約書」に同意していただく必要があります。必ず内容をご確認ください。

4 画面イメージ

・入力画面（検査箇所）

・入力画面（事業者への要請等）

本ソフトの詳細については協会ホームページをご覧ください。

K kamakura

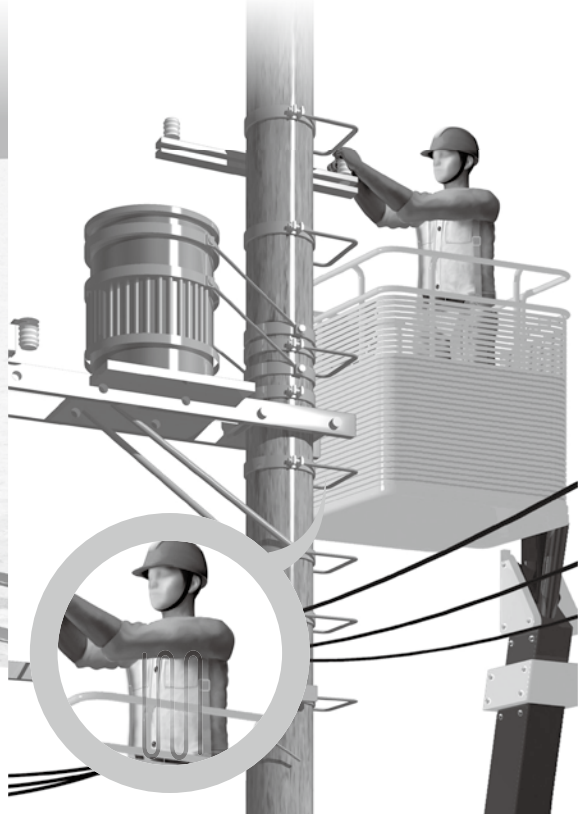
フォークリフト

高所作業車

作業を快適に。

運転者を直接冷却する

熱中症対策の決定版 !!



◎ 小型チラーで作業者をピンポイント冷却

座席に取り付けた
専用シートに冷水を循環。
背中・尻・太もも裏を
効率的に冷却します。
※専用バッテリーで電気工事不要



インナーとして着用する
専用ウェアに冷水を循環。
脇の下を含め上半身と
全体を効果的に冷却します。
※AC100V 仕様



確実に冷える
熱中症対策なら

COOLEX®
クーレックス

TEL (03)3403-0881

株式会社鎌倉製作所 COOLEX 事業部
〒107-0061
東京都港区北青山 2-7-11
FAX:03-3403-6353

クーレックス

検索

ちょっと待って

まだ使えます、そのエンジン!

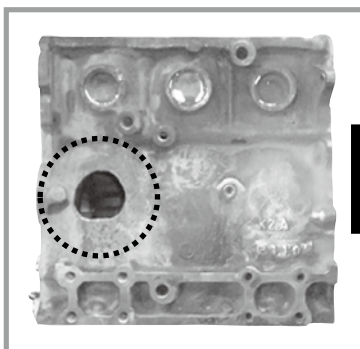
あきらめる前に是非ご一報下さい!!

★シリンダーブロック足出し補修再生★

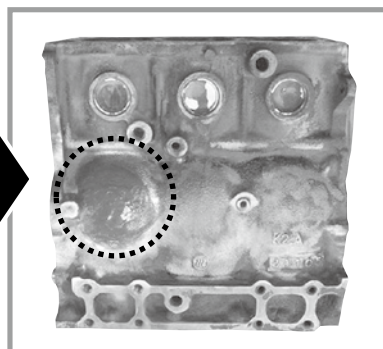


(担当直通: 中川)

E-mail: info@web-krw.com



補修前



補修後

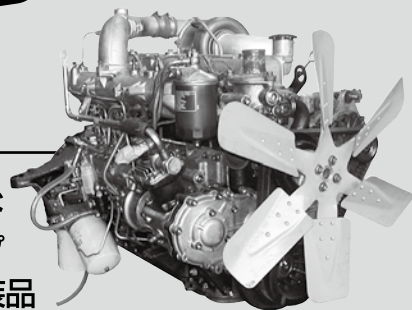
皆さんがお困りの事解決いたします!

リビルト品の活用は 不況脱出の切り札!

★リビルトエンジン、リビルト噴射ポンプ、エンジン付属品リビルト、リビルト電装品のことならおまかせください。

業務内容

- リビルトシリンダーブロック ●リビルトシリンダーヘッド
- リビルトターボチャージャー ●リビルトウォーターポンプ
- リビルト噴射ポンプ ●リビルト噴射ノズル ●リビルト電装品
- 非常用発電機のエンジンメンテナンス ●不良エンジンの買取り・・・まで



新たな気持ちで50周年に向けスタートします。



製品に関するご質問・価格等のお問合せは下記まで。

TEL.076-272-3334 FAX.076-272-3332

詳細はホームページで  URL: <http://www.web-krw.com> E-mail: info@web-krw.com



ボッシュサービスステーション

株式会社 北日本リビルトワークス 〒920-2132 石川県白山市明島町山142番地1

※ 弊社の全再生品は、整備業者様のための販売とさせていただきます。(脱着・整備等が困難なため、エンドユーザー様への販売はしていません。)



解体アタッチメント向け超高耐久カップリング

セインのフラットフェースカップリングに耐久性を極めた
超高耐久TLXシリーズが加わりました。

解体作業を効率よく
クリーンに！



撮影協力 宮田土建解体株式会社 様
(茨城県結城市)



超高耐久

- ・ブレーカー、鉄骨カッター、小割機、大割機等の圧力変動の大きな各種解体アタッチメントに適応します。

分離時液ダレ無し

- ・分離時油モレのないフラットフェースデザインはアタッチメント交換時の環境汚染を防ぎ、作動油の補充量を大幅に削減します。

被圧下分離・接続が可能

- ・油圧回路内に圧力が残った状態での分離、接続が可能です。(レンチ等が必要な場合があります)

□ TLXシリーズ主な特徴

高合金鋼ボディ

- 高い耐圧力性能を実現します。
- 最高使用圧力42MPa

ピンロック採用

- 振動による緩みを防ぎます。

シール交換可能

- 最も消耗の激しい接続部シールはユーザー交換が可能です。
- その他製品内部のシールも消耗した場合、工場にて分解修理します。

シールプロテクトデザイン

- 接続時、シール材(Oリング)が作動油流路に露出せず、急激な流速変化(サージフロー)が発生した時にシール材をダメージから守ります。



フラットフェースデザイン

- 分離時作動油のモレがありません。
- 作業環境の汚損を防ぎます。
- 異物混入を防ぎ機器の性能を維持、寿命を延ばします。

大きなねじ込みピッチ

- 効率良く接続、分離が可能です。
- 傷つきにくく清掃が容易です。

亜鉛ニッケルメッキ採用

- 高い防食性能を実現します。

TLX特価
キャンペーン
終了間近！

特価は6月30日まで！
詳しくは特設ページへ

価格情報・製品情報が
入手できます。▶▶▶

